

第5回 『日の丸・君が代』問題等 全国学習・交流集会 記録集

実施日：2015年8月2日・3日

会 場：日比谷図書文化館ホール・他



主 催

第5回 『日の丸・君が代』問題等全国学習・交流集会実行委員会

【 目 次 】

プログラム

8月2日(日) 全国集会の記録

1. 開会挨拶と経過報告	1
2. 池田浩士さんの講演	2
3. 報告()東京から	8
4. 報告()大阪から	15
5. 報告()首都圏・全国及び諸団体から	19
6. 討論の概略	33
7. 行動提起と閉会挨拶	34
8. 集会アピール	35

8月3日(月) 文科省交渉の記録

. 「日の丸・君が代」に関する質問	36
. 大阪府・市の教育政策に関わる質問	42
. 教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して	46
add. 追加回答	54
賛同団体・個人一覧	57

全国から集う！ 全国で闘う！ 第5回 『日の丸・君が代』問題等 全国学習・交流集会 プログラム

2015年 8月2日(日) 全国集会 時程

10:00	開場	日比谷図書文化館 地下ホール
10:20	開会	開会挨拶 経過報告
10:30	講演	池田浩士さん(ドイツ文学者 評論家 京都大学名誉教授)
11:45	報告()	東京から
	昼食休憩	
13:20	替え歌大王	ジョニーHさんのミニライブ
13:35	報告()	大阪から
14:20	報告()	首都圏・全国及び諸団体から
15:45	討論	
16:15	集会アピール	
	行動提起	
16:25	閉会挨拶	
17:00	デモ行進出発	

2015年 8月3日(月) 文科省交渉 時程

9:45	通行証手渡し(衆議院第2議員会館玄関)
10:00	文科省交渉(衆議院第2議員会館第1会議室)
11:30	引き続き、まとめと諸連絡

開会挨拶(青木)

戦争法案反対で安倍首相の思惑と裏腹に世論がもりあがっています。この夏は反対運動にとって大事な時期です。8月30日には国会前で10万人集会在り予定されています。参加しましょう。

安倍の戦争政策へ向かっていくような流れの最初にあるのは、やはり「日の丸・君が代」の強制です。そのことがいよいよ明らかとなってきています。本日は「日の丸・君が代」強制反対を始とする現場の闘いのさまざまな生きた報告が行われます。

集会終了後には5時からデモ行進が予定されています。こちらのほうにも参加をお願いします。

経過報告(永井)

この集会を開くにあたって経過報告を行います。現在、連日のように国会を多くの人々が包囲しています。今集会もその運動の一環です。

講演のテーマは池田浩士さんによるファシズム論です。

この交流集会は、今回で5回目です。「日の丸・君が代」裁判の経験交流をすることを目的として第1回が開かれました。

「日の丸・君が代」裁判を始めてもう10年以上になりますが、現在攻撃の中心は教員から子どもたちに移っています。これは同時に教育内容に対する攻撃です。一連の攻撃としてとらえなければなりません。

東京での取り組みの中から最近の闘いの中で得られたいくつかの獲得点をまず紹介します。第2次再雇用拒否撤回裁判の東京地裁判決では5月25日に判決が出て原告側がほぼ勝利しました。都教委は控訴しましたが頑張っています。また5月28日には河原井・根津裁判でも最高裁判決を一部修正するような大きな成果を得ました。

また、東京の都立高校では自衛隊駐屯地での生徒参加による“防災訓練”という名の隊内訓練が、一昨年は田無工業高校、昨年は大島高校で行われましたが、市民を含めて反対運動を闘ってきた結果、今年は、現在までのところ自衛隊の駐屯地での訓練の計画はありません。私達の力で阻止することができました。これは大きな成果ですが、自衛隊員が“防災訓練”として学校に来ることまではまだ無くすることができていません。今後も闘っていきたいと思います。



講演「戦争する国は学校から 教育とファシズムを考える」

池田浩士さん(ドイツ文学者・評論家・京都大学名誉教授)



池田浩士と申します。私は教育学や政治学が専門ではなく、若いころから文学作品に親しんで来ました。例えば、ドイツの文学やロシア文学など、外国の作品からも、日本文学に劣らず大きな影響を受けている、いわば文学青年の成れの果てです。

高校生のとき、あるドイツの小説の翻訳を読んで感動したのですが、その作者のそれ以外の作品が日本語には翻訳されていなかったため、大学でドイツ文学を専攻してドイツ語で作品を読もうと思って文学部に入りました。入学して1年目の終わりから60年安保闘争が始まりました。もっとも盛んだったのは2年生のときの1960年6月、その当時の内閣総理大臣は安倍の祖父の岸信介でした。

安保闘争がひとまず終わったあと、あるドイツ文学史の記述から、私がドイツ語で読むために独文科に入ったその作家は、なんと、ナチス時代にドイツのファンたちがノーベル文学賞に推薦したくらいナチス文学の看板作家であったということがわかりました。60年安保で私はそれまでの愛国青年から左へ転向しましたが、自分の中にはナチスの感性・感覚に共感するものがあったということをもっと感じたのです。それでそのあと、ナチス時代のドイツ文学を集中的に勉強してきましたが、今、これまでに自分の勉強してきたことがこんなにアクチュアリティを持つ

ようになるとは、本当に夢にも思わなかった、ああいう時代が人類の歴史の中で二度来るだろうということは本当に世紀の変わり目ごろまでには、実感できなかつたという思いがするのです。私たちの国家や社会を見ても、いわゆる大正デモクラシーも1923年の関東大震災で急転直下、ファシズムへと方向転換するのですが、それがあつたと言う間に戦争へとなだれ込んでいったのです。それと同じことがまた起ころうとしています。私が「死に遅れた」ために、また同じ事態に立ち会うことになるのだという思いがとても強い、それが今の実感です。しかし、お互いにこの時代に生きているわけですから、後の世代の人たちから「なぜあのときにもうひと頑張りできなかったのか」と、ちょうど私たちの世代が両親にそういう批判をしたのと同じことが、いやもっと大きな批判を後世から投げかけられるということを感じなければならぬのですけれども、せめてその時に、「ここまで頑張ったのだ」ということがあの世から言えるようにしたいと思っています。今日のこれからの話は、今の時代からは遠い、かけ離れたものになるかもしれませんが、私なりに今の現実を、もう一度ここで立ち止まってみなさんと一緒に考えてみたいと思います。

さて、資料をお配りしておりますから、その資料にそつてお話ししていきたいと思つています。すでにマスコミ等で報道されている通り、今年はいわゆる終戦 国家権力は絶対に敗戦とはいいいませんが その敗戦の70年目の節目であるわけですね。それだけではなくて日清戦争の戦後120年、これが近代日本が初めて行なつた対外戦争ですが、それからさらに10年後の日露戦争からは戦後110年です。そこでこれから日本の近現代の歴史を考える場合、日本とナチス・ドイツとの関係、とくにこの両国の関係が戦後の歩みも含めてよく比較されるのですが、そのドイツの歴史を考えてみますと、第一次世界大戦 当時は「欧州大戦」と呼ばれていましたが は1918年に終わりました。その年の11月9日にドイツ帝国で革命が起こります。そして皇帝が退位し、列車でオランダに亡命します。それでドイツ帝国は崩壊し、ドイツは敗戦を迎えます。このヨーロッパ戦争の期間、ドイツはほとんど国外で戦っていたものですから、ドイツの国民はみな、戦争は勝っているものとはばかり考えていて、そこで革命が起こつたためにドイツの敗戦という突然の結果に直面することになったのです。その時点から考えると今年97年、あと3年すると100年になるわけですね。この革命の結果として生まれた「ヴァイマル共和国」と呼ばれるドイツ共和国の時代に、合法的に、選挙で勝利してその共和国を実質的に打倒することでヒトラー政権が生まれるのですが、そのヒトラー政権が発足したのが、

1933年の1月30日で、今年がその82年後に当たります。このヒトラー政権が崩壊し、ドイツが第二次世界大戦で敗北したのは、日本と同じ年の1945年で、その年からちょうど70年です。

こういう歴史を振り返るとき、今からちょうど80年前の1935年に、2つのきわめて重要なことが起こっています。一つは、このあとお話しするボランティア労働、「労働奉仕」と呼ばれたものが義務としての労働奉仕として法制化されたのが、その年、1935年6月26日でした。もう一つは、その同じ年の9月に、ナチ党の全国党大会がニュルンベルクで行なわれました。ヒトラーを指導者（フューラー）とするナチ党、国民社会主義ドイツ労働者党の党大会が毎年そこで開かれたので、戦後に戦勝国がナチスの犯罪を裁く戦犯裁判がニュルンベルクで行なわれたわけですが、その党大会で一つの画期的な法律が決定されました。そんなところで法律が決めるなどとは、国会はどうなっているのかと思われるでしょうが、国会の権限は完全に奪われていました。政権を握ったヒトラーのナチ党は、「全権委任法」という法律を制定して、立法府である国会の権限を奪い、政府が法律を制定することができるようになっていたため、党大会での決定がそのまま政府の法律にできたのです。1935年9月の党大会で決められたその法律は、「ドイツ人の血とドイツ人の名誉を保護するための法律」、一般に「ニュルンベルク法」と呼ばれています。それがユダヤ人絶滅政策を最初に根拠づけた法律です。これが今から80年前に作られました。

さて、こういうふうには今年色々な意味である節目の年になっているのですが、これはまったくの歴史の暦の上での偶然です。しかし、偶然を生かしてそれに意味を与えるのは、私たち人間の仕事かもしれません。

今、いわゆる「安倍談話」がどういうふうになるかということが問題になっています。談話そのものだけではなく、その談話の核心の一つになると予想される歴史認識と関わる問題についても、私たちはここで立ち止まって考えてみなければなりません。状況がきわめて緊迫していますが、だからこそますます、本当に大切なことは何だろうかということをしつくりと考えなければならぬ時だと思うのです。

教育という領域でいま起こりつつあること、これまでに起こって来たことは、安倍内閣が進めている戦争法案とは密接な関係があります。私は教育についての専門家ではありませんが、「教育とファシズム」という視点から共に考えてみたいと思います。

さきほど、ドイツと日本が重なり合うところが多いことを話しました。しかし、ヒトラーの「第三帝国」と天皇制日本とでは、もちろん、もともと国家の基本理念も政治的方針も随分違うのですが、両国が密接な同盟関係を結んだ1930年代前半から、様々な領域でいろいろな学び合ってそれを制度化していったことが確認できます。

しかし、教育の場合はかなり違うことに気がざるをえません。学校教育をナチズム化することにヒトラー政府は手間取ったのです。他の領域はあっと言う間にナチス化されたのですが、とりわけ初等中等教育、小学校・中学校の段階までの教育でナチズムを教育内容にまで浸透させることは最後までできなかったのです。資料 をご覧ください。5、6年生用の「ドイツ語読本」男子用 ナチス政権のもとでは男女別学でした の中からとったのですが、ここに挿絵があります。戦争の絵ですが、その挿絵の下にある詩のタイトルにはこれが「農民の蜂起」とあります。戦争は戦争でも、それは16世紀の「ドイツ農民戦争」のものであることを示しています。歴史上はこれがドイツの近代の始まりになるわけですが、つまり時の支配権力に反抗して蜂起した、もっとも底辺に押し込められていた農民の蜂起を、教科書が書いているのです。そして資料 には現代の戦争の兵士の姿があり、その下には「名誉と正義のために戦う兵士たち」とあります。この單元では、個人の名誉であるとか共同体の名誉や正義のために戦った歴史上の事例や文学作品をいくつかテキストに取り上げています。「戦い」は戦いでも、その内容は「戦争」ではないのですね、これはとてもおもしろい資料だと思います。つまり挿絵はいかにもナチズム的な兵士の姿に差し替えられなくても、教育内容を変えることができなかったのです。

挿絵に「軍人」は出てきたけれども、これは戦争の意義を教えるためではなく、「正義と名誉」のために闘った事例を生徒に教えていく、そういう教材であるわけです。もちろん、これはもしかしたら、戦争についての事例をテキストで教えるよりも大事なことだったかもしれない。「正義と名誉」のための闘いの現在における担い手が示されているのかもしれないからです。つまり現在において「正義と名誉」のための闘いとは、このように軍人兵士として闘うことであるという暗示がなされているのかもしれない。そう考えることもできるでしょうが、いずれにしてもナチス・ドイツは、このテキストの内容までナチズム的なものに差し替えることはできないまま、第二次世界大戦に突入していったのです。

それとは対照的に大日本帝国は、軍隊と教育をいち早く掌握しました。これが天皇制がナチス・ドイツとまったく対照的なところ。もちろんいち早くといっても、明治維新のあと、自由民権運動やその他の国内的な反乱が起こりますから、すぐに天皇制権力が浸透することはできませんでした。1868年の1月に始ま

った明治維新ですが、その5年後の1873年の1月10日には徴兵令が制定されます。そして1886年4月10日、明治維新から18年を経て、各種の「学校令」、小学校令から師範学校令までが制定されました。こうして完全に天皇制国家が教育と軍隊を掌握します。そして、「学校令」に先立って、「軍人勅諭」が1882年1月4日に発布されています。「我が国の軍隊は世々天皇の統率し給ふところにぞある...」という一節で始まる軍人勅諭、これは徴兵令で2年間の兵役義務を課せられた兵士たちが暗記しなければならなかったものですが、教育の分野では1890年10月30日に「教育勅語」が「下賜」されます。これは「朕思ふに我が皇祖祖宗...」で始まるものですが、このようにして、天皇制国家が軍隊とともに教育を掌握することになるのです。義務教育の段階から確実に掌握するわけです。

これに対して、ナチス政権は義務教育を掌握できないことにヒトラーは早くから気づいていた。つまりこれはどういうことかということ、ヴァイマル共和国の教育がしっかりとしていたからです。私はそう考えます。これを切り崩すことが大変に困難であることを、ヒトラーたちはいち早く察知したのだらうと思います。教員たちは、ここにおられる皆さん方と同様に、ヴァイマル体制下の教育理念をナチスの時代にも捨てなかったのです。しかも、それを“処分”で押さえることもできなかったのです。つまり、そうしたら大混乱が起こることを、ナチスは察知したのです。

そこでナチスはどういうことをしたかと言いますと、2つの大きな教育施設を設立しました。1つは、「ナポラ」(Napola)という略称で知られている「国民政治教育機構」というもので、権力を掌握した翌年に早くもこれを開設しています。そのことは公教育をそのまま把握することをこの時すでに断念したということの意味しています。しかも、これは国立ではありません。ナチ党が設立したもので、私立の施設です。ここでナチズムをしっかりと身体にたたきこんだエリートのインテリゲンチヤと教育者を教育しようとしたのです。その3年後には「アドルフ・ヒトラー学校」をつくって同じようにエリートのリーダーたちを養成しました。つまり公教育の場ではなく私設の党の教育機関をつくることによってナチズム・イデオロギーを吹き込もうとしたのです。これが大日本帝国との大きな違いです。ナチスが、有名な「ヒトラーユエント」(Hitlerjugend)、つまりヒトラー青年団とその女子組織である「ブント・ドイッチャー・メーデル」(Bund Deutscher Mädels)、つまりドイツ女子団という、もともとナチ党の下部組織にすぎなかったものを、すべての少年少女が入団を義務づけられる国家組織にしたのも、学校教育以外の場で青少年を教育するためでした。

ところで、皆さん方の中には学童疎開を体験されたご年配の方もおられると思いますが、ナチス・ドイツにも同じようなものがあったのです。「キンダーラントフェアシッキング」(Kinderlandverschickung)、つまり「児童の田舎への転地」が行なわれたのです。これは林間学校ではなく、都市部が空襲を受け始めた1943、4年ごろから行なわれた学童疎開のことなのです。ナチス・ドイツと日本の学童は、こういう同じ体験をする一時代を共有したのです。

さて、いよいよ本題に入ります。日本では天皇制国家による教育の掌握というのは早い時期から着々と実行されていた、それに対してナチス・ドイツはそうではなかったという話をしたのですが、日本の教科書をもう一度見直してみると、それがとても良く判ります。すでに、日清・日露の戦間期である1901年の検定教科書　この年が検定教科書の最後で、1903年版から国定教科書になります　その1901年版教科書には「げんぶ門のっとり」という単元があります。日清戦争は清国に対する日本の戦争ですが、主戦場は朝鮮半島でした。「玄武門」というのは、その朝鮮の「平壤」(ピョンヤン)の城壁の門です。この「乗っ取り」には今ではマイナスのイメージがありますね。そういう表現を使っているのが面白いと思いますが、それはさておき、教科書で侵略戦争を堂々と取り上げていること、そのことによって国家の一員　「臣民」ですが　としての誇りが植え付けられていったのです。この教科書は「巻5」ですが、この尋常小学校の教科書は「巻8」までありました。5年生6年生では国語の授業時間が2倍になっていたためです。全体を通じて単元の配列がうまく考えられていて「げんぶ門のっとり」の後の単元は「日本男子」です。「いくさの時には命をすてて、国家につくすが日本男子。きらめくつるぎもとびくるたまも、おそれず進むが日本男子。ふだんの時には力のかぎり、仕事をはげむが日本男子。貧のたうげもなんぎの海も、おそれずこゆるが日本男子」とあり、その次には「古来すぐれし日本男子、名をばけがすな日本男子」。つまり、世界に冠たる国の日本の男子なのだ、昔からずっと立派だったのだ、その名をばけがすな、となっています。ここには「日本女子」は出てきません。

歴史のほんのひとコマの教科書ですが、この3年後に日露戦争が始まります。6年前の日清戦争では、「げんぶ門のっとり」を始めとする活躍によって日本は勝利した。日本は世界の強国の仲間入りをした。これからますますこの道を歩まなければならないという意識を国民に植え付けること、こういうことがねらいの教科書ですね。将来の日露戦争への道が、教科書によっても舗装されていたわけです。注目すべきことに、「戦

争」の単元のあとに日本に誇りをもたせる単元があって、最初は戦争だけれども、そのあと日常になり歴史になっていく、そういう構成になっています。そして、こういう構成によっても、天皇と国家に奉仕するという社会の仕組みが、教育の中で形成されていくのです。

ところで、私はつねづね「勤務」という言葉を使わないようにしてきました。「勤」というのは天皇に対して「勤めを果たす」という意味です、天皇制国家では、公務員では必ず「勤務」という言葉が使われますが、もともとの意味は「天皇陛下」に「お勤め」という意味です。「勤労感謝の日」というのは昔の新嘗祭(にいなめさい)ですが、それが敗戦後にこういう名称になったのは、大変に象徴的です。百姓たちは、誰に作物を捧げるために作ったのか、天皇と天皇の祖先神に供えるためにです。それが窮極の「お勤め」なのです。勤」という言葉と関連する歴史上のキーワードの一つに、「勤労奉仕」というものがあります。

「勤労奉仕」は、ナチス・ドイツでは「労働奉仕」(Arbeitsdienst アルバイツディーンスト)といいますが、もともとの初めは文字通り「自発的労働奉仕」と呼ばれたボランティア活動でした。ヒトラー政権が生まれる直前の大失業状況の中で、失業者の労働力をできるだけ活用する施策として「自発的労働奉仕」が奨励されたのですが、ヒトラーは政権を握ったあと、2年半の時間をかけて準備を整えた上で、法律によって、18歳から25歳までのあいだにすべての男子が6カ月の労働奉仕を行わなければならない、という制度にしたのです。労働奉仕義務として法制化したのが1935年6月26日の「帝国労働奉仕法」という法律です。女子に対しては、39年9月1日にポーランドに侵入して第二次世界大戦を始めた3日後に、義務化されました。第二次世界大戦中には女子もこの労働奉仕が義務づけられたわけですが、事実上男子は満20歳に徴兵義務がナチによって復活させられましたから、徴兵年齢に達する前に、19歳までの間に、この労働奉仕義務が課せられました。男子が戦争に行ったあとを、女子の労働奉仕が補ったわけです。

もともと自由意志で始まったボランティア労働をナチスは強制的に義務としたということです。戦前戦中の日本にも御用学者がたくさんいましたが、彼らがこのナチス・ドイツの労働奉仕義務について綿密な研究をして日本政府に報告したのです。この内のかなりの人は戦後の民主主義の中でとりわけ労働問題専門活家となり、とりわけ労使協調路線の「良心的な」労働法学者になっていくのですが、それはさておき、彼らはこのように綿密に研究したドイツの労働奉仕を政府に提言していくわけです。1937年の7月の盧溝橋事件の3カ月後に、文部省は『農山漁村に於ける勤労奉仕』という薄い冊子を刊行しました。これは学校にも配られました。教員たちがそれを読むわけですが、これはどういうものかと言いますと、日本の歴史の中で勤労奉仕というものが生活文化の伝統として長く行われてきている、つまり例えば収穫のとき人手が足りない場合には同じ部落の仲間が働きにきてくれたり、お寺や神社の清掃をしたり、勤労奉仕というのは日本の文化の中で長い歴史をもっているのだ、それをもう一度見直して、良い文化的伝統を現在に生かさなければならない、ということが趣旨の冊子なのです。日本の歴史の良き伝統であるボランティア労働をこの非常時に改めて生かそう、というわけです。そして翌年、1938年5月24日には文部大臣が全国の校長を集めた会合で、「学生生徒に勤労奉仕の観念を植え付ける必要がある」ことを強調しました。

それを承けて文部省は6月10日に「集团的勤労奉仕運動実施に関する件」という通達を学校に対して送りました。具体的には夏休みの初めか終わりかの5日間に勤労奉仕を実施すべきである、としました。ここで生徒の勤労動員が始まりました。これは主として、まず農家の手伝いです。出征兵士のために人手が不足している農家に生徒が手伝いに行くのです。それから神社の清掃奉仕、そういうことをさせました。39年になると文部省は奉仕作業を漸次恒久化して、「準正課扱い」にします。このように学校現場を通じて勤労奉仕を日常化しておいた上で、1941年11月22日 この年の12月8日が対米英開戦の日ですが 連合艦隊が択捉島の軍港から真珠湾に向けて発進していくほんの4日前に、「国民勤労報国協力令」という勅令が發布されました。旧憲法のもとでは、議会で法律を通さずに天皇の命令としての勅令がしばしば發布され、それが法律として施行されたのですが、この「国民勤労報国令」は公布されてから10日後の12月1日から施行されました。つまり、真珠湾攻撃の1週間前から、国民全体に勤労奉仕が義務づけられたのです。男子は14歳から40歳まで、未婚の女子には14歳から25歳までの間に年間30日以内の勤労奉仕が全国民に義務づけられました。まず、学校現場で勤労奉仕がしっかりと生徒たちに正規の学校教育として行われたあとで、全国民の義務として実施したのです。

しかも、それだけには止まらなかったのです。それよりさき、1939年の夏休みには高専と師範学校の生徒2500人を「満州」「北支」「南支」へ「勤労報国隊」として派遣しました。約1カ月間、海外の植民地や日本占領地域で勤労奉仕させたのですが、きわめて腹立たしいことに、日本が侵略戦争で破壊した地域の「復興活動」に動員したのです。

この「勤労報国」というこの名称が、「国民勤労報国協力令」の中に引き継がれていきます。「勤労」は天

皇に対する労働であり、「報国」とは国の恩に報いるということです。国に対して「御恩返し」をするという形でボランティア活動が行なわれたのです。

このようにして海外の戦地や植民地への勤労奉仕団の派遣によって、歴然とした形で勤労奉仕と戦争とが結び付いたのですが、じつは国内での勤労奉仕の義務化そのものが、本来自発的なボランティア活動であるはずのものを義務としての勤労奉仕として制度化することで、銃後の生産現場や日常生活を支え、戦争遂行のために「ご奉仕」する実践に変えたのです。この実践に共同で携わることで、「国民」は一体感を身に付け、拳国一致の体制が形成されていきました。

そのことを頭に入れた上で、ナチス・ドイツの話になりますが、ナチス・ドイツのユダヤ人や「ジプシー」と呼ばれるロマ族に対するホロコースト、民族絶滅政策については良く知られていますが、ナチス・ドイツが権力をとった直後からもっとも初期にまず真っ先に弾圧された人々は、じつは「聖書研究者」と呼ばれるキリスト教の宗教的グループだったのです。「聖書研究者」というのは現在では「エホバの証人」として知られていますが、このグループには3つのタブーがあるのだそうですね。よく知られている一つが輸血の拒否です。輸血を拒否するとは、と思われがちですが、考えてみればこれは「他人の血で生きない」ということです。聖書に「血は生命だから他人の血を吸ってはいけない」と記されているのが根拠だということです。ところで、資本主義というのは他人の血を吸って生きる制度ですから、他人の地で生きてはいけないというのは私は正しいと思います。もう一つは、「武器を手にはいけない」です。つまり戦争はできないということになります。もう一つが、「国家儀礼に参加してはいけない」です。つまり、国旗に敬意を表してはいけない、国歌に唱和してはいけない、国家儀礼に参加してはならない、です。この最後の国家儀礼に関しては、いろいろな国で抵抗が行なわれ、投獄されたり、「非国民」扱いされた事例がたくさん起きています。アメリカ合州国でも1920年代、30年代まで、「エホバの証人」の人たちは兵役に就くのを拒否したり、国家儀礼を拒否したりして投獄されていたのですが、彼らの闘いによって現在のアメリカ合州国では「エホバの証人」は国家儀礼を拒否しても罪にならなくなったのです。

ヒトラーは真っ先に彼らを弾圧しました。彼らの主張は「兵役義務はだめだ」「ハーケンクロイツ（鉤十字）には敬礼しない」「ホルスト・ヴェッセルの歌（ナチ党の党歌）も歌わない」「ヒトラー式敬礼（ハイル・ヒトラー！）もしない」というので最初に弾圧されました。これは過去の外国のファシズム社会でのことです。しかし、私たちの現在の日常では、学校の卒業式や入学式で「国歌」斉唱に加わらなかったというので教員たちが処分されているわけですね。

さて、ナチス・ドイツの場合にはさきほどお話ししましたように、小学校を支配することができなかった、教科書さえナチズム版に変えることができなかったわけですから、生徒に労働義務などを課したら大混乱になる、というのでまず大学生から労働義務を課そうとしたのです。つまり社会の超エリートから労働義務を課すということを行なったのですが、これは大変にうまいやり方です。彼らは、自分のこれまで手にしてきた特権、これから先の特権をここで失いたくないからいやだとは言わない。大学生はそういう社会的位置にいた。だからこそ、あのミュンヘン大学の「白ばら」グループはとても偉かったと思いますが、そういう自分の特権を失いたくない、と同時にこれをやっても国民から非難は出ない、大学生に肉体労働をさせることによって国民から「ざまー見ろ」と喝采を受ける。ドイツの社会というのは肉体労働を蔑んだ社会でしたから、なおさらです。ナチスはこのように蔑まれていた肉体労働に価値を見出すことを、いわば党是にしていきました。自分たちの党名を「国民社会主義ドイツ労働者党」として「労働者」の味方だとしていたのですが、もともと「労働」(Arbeit アルバイト)というドイツ語は肉体労働を意味しており、いわゆるホワイトカラーの仕事は「労働」とは呼ばれなかったのです。その軽蔑された肉体労働を大学生に労働奉仕として課すことによって国民全体から共感の喝采を受け、そして学校教育に対してはヒトラー・ユーゲントを全員加入制にさせ、もともと党の組織であったものを国家の組織にしていくのですが、もちろんそこでもボランティア活動が主要な義務になります。自発的な、文字通りのボランティア活動を「労働奉仕」という名の社会的活動として義務化していくことは、ナチス・ドイツでも重要なテーマだったのです。

これによって、ドイツでも日本でも何が実現されていったのか。例えば、「大東亜共栄圏」の建設のために戦争をした大日本帝国ですらも、そして、政権についた直後から「戦争するぞ」ということを国民に明言したあのナチス・ドイツでも、「戦争する」ということのためにはその基盤をつくらなければなりません。教科書が記す「正義」と「名誉」の意識、「名をばけがすな日本男子」という教科書の徳目を子どもたちに植え付けということが必要でしょう。そしてこの理念は、じっさいに身体を動かす実践としての「労働奉仕」「勤労奉仕」と結び付くことで、血肉化されたのだと思います。日本の例でも、出征兵士の家に勤労奉仕に行くことは「良い」ことです。自分が持っている力を、それを必要としながらそれを持たない人のために役

立てるのは、「類的存在」である人間としては基本的に「良いこと」です。他者のために自分が生きること、そのことによって自分は公共的な存在になる。集団や公共の領域の中でこそ人間というのは人間であるということ、ボランティア労働によってしっかりと植え付ける。しかしそれは国家が主導して国家における教育と実践の中で行なう。これが、ナチズムや天皇制を含むファシズム社会の一つの基本線でした。

一人の人間として行なう「類的活動」が国家のためのものに、それどころか戦争を支えるものにいつでも転化してしまうということ、公共的な生き方という、人間性にとってもっとも大切なものを国が掌握し収奪してしまうこと。これがボランティアの制度化だと私は思います。それなしには、戦争というものが抵抗なく行われることはないのだと思います。

最後に、「モラル」、「道徳」というものについて、教育の門外漢としての思いを述べさせていただいてもよろしいでしょうか。人間がどのような自分の生き方をめざし、その実現のためにどのような努力をしていくかについて、教育の中ではこれまで、「善」であるとか「正義」であるとかいうものを教え込むことによって教育されてきたのだと思います。例えば、さきにあげたドイツの小学校の教科書のことですが、生徒たちは、たとえナチズムの徳目でなくても、ヴァイマル民主主義の理念に基づく徳目であるとしても、「これが正義なのだ」、「これが名誉なのだ」と教科書に書かれた事例で覚えていくわけです。道徳というのは簡単に言うと、いわゆる徳目を教えられるものだとされます。しかし、私は道徳というものは教えられるものではないと思います。これは道徳だけに限らず、教えるということ自体に対する疑問です。学ぶ場を同じくした教員と生徒とが、「自分はこう思う」「自分はこういうことが一番大事だと思う」「自分がこういうことをしたら人間としてためだと思う」と、それぞれみな考え方が違うわけですから、それを討論して一緒に考える、ともに考える。私はこれを「共考」と呼びたいのですが、ともに考えることで自分も変わり発展していく、そういう感性を育てていくことが私は重要だと思うのです。その意味では、教科書にはどんなひどいことが書いてあっても構わない。むしろ、教科書にはウソしか書いてないということ、生徒と教員が学びを通して発見していくのが、本当の教育ではないか。現在のような監視体制の中で、しかも親たちとの連帯と共感が奪われた教育現場では、もちろん難しいと思いますが。

しかし、覚え込ませる、「徳目」を覚え込ませる、「徳目」を覚え込んで戦争になったときには力の限り働くぞ、命も惜しまないぞ、そういう教育の在り方そのものが今問われているのではないのかと思います。今、最後のギリギリの時に来ているのではないのかと思います。

長い時間ありがとうございました。

会場からの質問に対する回答

日本の場合、小中学校だけではなく、文科省は大学についても干渉を強めています。とくに国公立大学については文系学部をなくすなどということを行い始めています。少し皮肉っぽく言えば、自民党の中には「愛国者」はいないのだろうか、自民党の中には国家百年の計として教育を考えている人物はいなくなったのだと思います。今の小中高校、大学での文科省の方針は、まったくこの国家百年の将来を考えていません。つまり、もしも考えているとするならばものすごく短期のことしか考えていない。それは大正デモクラシーが終わってから日本の敗戦までの期間が何年だったか、つまりそれだけの間くらいのことしか考えていないことを考えあわせてみるならば、彼らが現在考えていることは、おそらく現実によって裏切られていくであろうと思います。早くも、18歳選挙権に関しても、安倍が考えたものと違う世の中になり始めているのではないのか、私はそう思います。

マルクスは19世紀の半ばにすでに「ブルジョアのまなざしは自分の鼻先より先へは届かない」と言っています。このブルジョアというのは、支配権力を握った保守勢力のことです。つまり、かれらは長期の展望ができないのです。私たちは彼らの思っている現実と違う現実がいま変えつつあるのだということ、自覚したいと思っています。

ナチス政権は6300万の人口から出発しました。そしてオーストリアなどを併合してほぼ9000万人に近い人口に最終的になりました。しかし、抵抗運動をした人はその何千分の一にも達しなかったのですが、でも彼らがいいたということ、アメリカやイギリスやソ連がナチスを打倒しただけでなく、ほんのわずかな抵抗者がいたということが、歴史を変えるわけです。戦後のドイツの経過は状況的に日本と良く似ていますが、あのメルケル首相のような保守派までもが、安倍と違うことを言わなければならないのは、戦後ドイツにおいてごく少数の「過激派」呼ばわりされ「テロリスト」とまで罵られた人々が、あのヴァイツェッカー大統領の演説の欺瞞性まで含めて、戦後ドイツを厳しく批判したからです。厳しい批判をやめなかった少数の人々が

あったからこそ、メルケルがあのような態度をとれるのです。少数の人がいることがドイツの歴史を違う方向に導いたのです。

年寄りは何を言っても無駄だと思う人がいるかもしれませんが、若い人は見ているのです。このことを安倍は見誤ったのだらうと思います。ですから、仮にこの戦争法案が成立しても、私たちがつくりかえればよいので、いま肝心なのは、私たちがどんな社会の中で、どういうふうな生き方を、だれと一緒にしたいのか、ということをとりわけ教育の現場の中で子どもたちと一緒にきっちりと考えることが、私は本当に大事だと思います。

報告()東京から

今回の不起立者 田中聡史さん

今東京都立の石神井特別支援学校の教員をしています田中聡史です。

今年3月までは都立板橋特別支援学校に勤めていたんですけども、そこで行われた卒業式で「君が代」斉唱時に不起立をしたということで3月30日に減給10分の1、1ヶ月という処分を発令されました。4月には石神井特別支援学校に異動したんですが、そこで入学式で「君が代」斉唱時に不起立をしたということで4月28日にさらに減給10分の1、1ヶ月の処分を発令されました。ですので、今年の4月と5月の給料が1割減らされました。さらに例年のことですが、サービス事故再発防止研修というのが課せられました。で、3月と4月の処分発令の時に、私以外の教員の方も再処分という形で過去の減給処分なんかを取り消されたので、再びそれに代わって戒告処分を出すという、非常に不当なんですけども、再処分が発令されました。しかしながら東京都で今年3月卒業式で不起立をしたということで処分されたのは私一人だということだと思います。4月の入学式でもやはり私一人が不起立ということで処分をされています。

例年被処分者の会から過去の処分者一覧という資料が出されていて、今日のにも入っていると思うんですけども、それをご覧になったらわかるように、卒業式で被処分者が一人になったのは今年の3月が初めてだと思います。で、まあ、絶滅危惧種のようなものにどんどん数が減っているんですけども、もういつゼロになってもおかしくない時代がやってきた。私がバッタリと倒れてしまうとゼロになるかもしれないという時代がやってきました。もちろん、都立高校の先生方でも現職で被処分者の方がいらっしゃって今も裁判闘争を闘われていますし、これからそういう方が卒業式・入学式で不起立されることもあるんですけども、しかしながらちょっと、都立高校と特別支援学校とはシステムも違いまして、毎年処分されるのは特別支援学校の教員はどうしても式場に入らなければならないという状況があります。だいたい10月頃までサービス事故再発防止研修というのをさせられているんですけども、3月と4月だけ処分を受けるんですけども、だいたい一年中この不起立とか研修とかで、だいたい毎日不起立のことを考えます。ですので、ちょっと思考がおかしくなるんですね。最近考えていることは、東京都の中でアインシュタインの一般相対性理論を理解できる物理の教員は何人くらいいるのだろう、というようなことを考え始めていまして、それは決して特異なことではなくて、私は美術の教員なんですけども、20世紀の学問や芸術の到達点を東京都の教員はどのくらい理解しているだろうかというようなことを考えています。例えばピカソのゲルニカという絵画があるんですけども、美術の教員であの絵を理解している人は何人くらいいるだろうなということを考え始めています。別に理解できなくても決して悪いことではないんですけども、ここで私が言いたいと思っているのは、まあ一人ぐらいいはそういう人間がいてもいいだろう。美術の教員で都立の学校でピカソのゲルニカを理解している人間がいてもいいだろうと思っています。決して私がそういう能力があるとか鑑賞眼があるとかではなくて、それはやはりファシズムや侵略戦争をどう克服するかという視点がなければ、あの絵を見たときに深く鑑賞することができないだろうというふうに考えているんですね。ですからファシズムや侵略戦争をどう克服するかという問題意識を抜きにしては20世紀以降の社会問題を背景とした美術作品を鑑賞することはできないと。ですから私は不起立をすることによって鑑賞者としての立場を得るのだということを頭の中で考えています。決して自分の能力を誇示したり思い上がったりしているわけではなくて、非常にこう被処分者であると職場で冷遇されるんですね。まあ私ぐらいいの経験だと学年主任だとか校務分掌の中の主任だとかそういうことには、私15年目

なんですけども、それくらいの何とか主任に付けさせてもらえるんですけども、私はそれには一切付けさせられないし、初任者がいて、例えば教育実習生などがいたとしたら、そういう指導教員などにも、だいたい私くらいのキャリアならなれるんですけども、そういうのにも一切させられない。今東京都の公立学校だと職制が細分化されているんですね。で、教諭、主任教諭、主幹教諭、指導教諭、教諭だけでも4種類ある。その上に管理職、副校長、校長、統括校長と七つの階級があります。私の場合は一番下の教諭、平の教諭なんですけども、もともと望んでいまさら出世したいと思っても、冷遇されていておそらくそんなことにはなれません。そこは平気というか、周りの人がそれなりにエリートが多いですね、教員というのはみんな大学を出ていますし、スポーツをやっている人も多いので、若い人も才能が有るなど。そういう人たちの中で気後れせずにやっていくには、自分は不起立をしてファシズムや侵略戦争をどう克服するかという問題意識を持って、そういった美術を理解できる人間として生きていくのだと心の中でぐちゃぐちゃと考えながら、自分を励まして、慰めて、日々を過ごしています。まあ、芸術のひとつの大切な役割というのは、人間を慰めたり励ましたりすることですので、まあそういうことだろうと思うのです。

ここに少し書いておいたんですけども、すごくスポーツをやる、周りの教員はスポーツを得意な人も、勉強が出来たりする人もいて、まあ、よく私の祖母がこう言っていたそうで、昔なら甲種合格というようなことで、徴兵検査のときに甲種合格という、心身ともに壮健な教員が多いので、そういうエリートの中で私が気後れせずにやっていくのは、やはり不起立をすること、それからそういう視点から世の中を見ること、であるというふうに感じています。

で、今日池田さんが講演をしてくださって、ナチスドイツのことと、現在を比較しながらお話をしてくださいます。私はかつて池田さんの抵抗者たちという本を読んだことがあるんですけども、「日の丸・君が代」強制下でこの本のことをよく思い出したんです。ですので、今日講演をさせていただいて、非常に心強かったと思います。残念ながら、私ちょっと遅刻をしてしまって、時間を間違えて、半分も聞けなかったんですけども、たいへんこれから、この闘いは重要ですので、続けていかなければいけないと感じています。以上です。

田中聡史さんの支援者（「河原井さん・根津さんらの『君が代』解雇をさせない会」の齋藤義子さん）から

今、話を聞いていて、田中さんの口から「私ひとり、私一人」という言葉が何度も出ていました。「いや、ひとりにはさせないよ」という思いを、皆さん深くされたのではと思います。

今田中さんには具体的に、服務事故再発防止研修というしつこい研修が、去年では4月から10月までの半年間に18回から19回、今年も4月から今現在まで行われるという過酷な事態が生じています。

その研修でも、研修センターに呼びつけて行う「センター研修」と、都教委が学校に押しかけて行う「訪問研修」を、同じような内容で何度も繰り返すのですから人権無視の苦役に当たります。昨年までは、校長による研修もありましたが、今年は今現在行われていません。訪問研修はわざわざ学校の現場に押しつけてきてやるというのは、近所の人とか同僚の職員とか周囲の人との混乱を期待してやっているのかもしれませんが、そんなことは起きていません。私たちが門前支援で出会うのは、文句を言うというより「何があるの」という感じで話し合いが始まったり、不起立への思い等を話すと、「私も君が代は歌いたくないです」と話されたり共感の輪の広がりを感じます。戦争反対の思いが「君が代処分」に繋がって受け止められてきている感じがします。学校の中でも先生たちの眼差しに変化を感じたりもします。そして、裁判の中でも、思想・信条の自由ということに関して、希望も感じています。それは、2004年の時にも「～転向を強いるような研修であるならば違憲の疑いが濃い」ということが言われていましたが、更に「～とりわけ慎重な考慮を要する」という論が出され、2015年5月28日の判決では、「実質的な思想・良心の侵害につながる」ということがはっきり出されてきたからです。そういう流れの中でも未だに繰り返される再発防止研修という名の思想転向にストップをかけることが、私たちの責任でもあると思います。もっと力を出していけたらと思うのです。

今のところ、水道橋のセンター前での抗議行動に関しては、被処分者の会の企画に私たちも参加するという形をとっています。学校での押しかけ研修に対しては、センター前のような呼びかけ団体がはっきりしているという形での抗議行動を作れていません。私たち「させない会」は、地域の方や連絡を知って駆けつけてくださる方々と一緒にずっと校門前の田中さん支援ということもしてきました。けれども君が代処分に関わるもっと多くの人が一丸となって田中さん支援をしているという形が必要だと考えます。多分、皆さんも

さっきの田中さんの話を聞きながら抗議行動をもっと強めていく必要があると考えられたのではないかと思います。どうでしょうか。(拍手)ありがとうございます。みんなが拓いた道、田中さんたちが続けている道、これから続いてくる人の道を踏み固めることが今大事だからです。

それで、一つは都教委や学校に対する要請抗議行動です。何度でも何時でもいいので、抗議を届けて頂きたいと思います。二つ目は、9月9日に都教委がやってきて研修をするという機会がもう設定されています。そういう時に、時間7時半から、ちょっときついと思うのですが、出来る人は7時半に来て、それから研修が始まるちょっと前に大きな声で「頑張れ」の心を届けたいと思うのです。警察官もやってきますけれども、別に悪いことをやっているわけじゃないし、時代も変わりつつあるし大丈夫だと思います。是非沢山の人で見ているということを経験や子どもたちや先生たちにも感じてもらうことが大事だと最近強く思います。よろしくをお願いします。

再雇用拒否撤回第二次訴訟原告団より 泉健二さん

いわゆる「10・23通達」から12年になるんですけども、私たち原告の多くは2004年と2005年に処分を受けているものがほとんどです。したがって、処分を受けてからはもう10年を経過しているというような形がとて多くなっています。実は、私たちは再雇用ですので、何時退職したかということによって、この間の処分を受けた者のなかで、年度ごとにずると毎年毎年10年間この「君が代」斉唱時に不起立をしたものは全員再雇用を拒否されていたという形になっています。ようやく今は制度が変わったので、このことが行われなくなったのであろうというふうに思っていますけれども、制度が変わったのは勿論外の状況が変わったということがありますけれども、この間の私たちの闘いの中で都の方も簡単に私たちのように採用を拒否することはできなくなったということがあるのではないかと、というふうに思っています。

私たちの前に退職された方も採用の拒否撤回を求めるといって裁判を起こしました。その裁判は地裁の段階では都の裁量権逸脱・濫用を認めてやはり一部勝訴という形になったんですけども、その後高裁でもってすべてそれが破棄されて、全面的な敗訴という形になって、最高裁でそれが確定しています。同じ状況の中での裁判が敗訴してしまったわけですね。

私たちは司法の判断というのは、実情を正しく見ていなかったのではないかと、つまり都というのは「10・23通達」を発した段階ですでに私たちのような感性、考え方をしている者をすべて教育の場から排除しよう、そういう意図があった、それを判断できなかったというふうに思います。

2011年の「君が代」処分取り消し裁判で、はじめて都教委の意図はまず処分を一回課す、二回目にはさらに重い処分を課す、ということで累積加重処分によって最後には退職に迫らうということだったわけです。それで私たちのように退職した場合にはその時点ですぐ教育の場から葬り去らうと意図だったと思えるわけですけども、そのことが2011年の「君が代」処分裁判の高等裁判所、それから翌年の最高裁によって、まずこの在職しているものを簡単に職場から追い出すことはできない、ということの決定を下したということが言える。これはやはり一つ大きな前進だったと思っているわけです。その排除の論理というものが、この嘱託採用拒否にも当然同じように貫徹しているんだということを裁判で、私たち5年8ヶ月という長い時間をかけて訴え続けてきた。

それで今回の5月の判決においてようやく少しその辺のところ理解させることができたのではないかと、その結果私たちの採用拒否に対して、東京都に対する賠償金を支払えということ命ずる判決が下ったというふうに思っています。

形としては、先行する裁判の地裁判決と同じようですけども、それを超えているところは、そういった実態をやはり裁判所の方で認めている、ということが判決文から読み取れたということがあります。10月から高裁に舞台を移しますが、高裁で負けてしまっただけを無にしてしまうので、短い高裁の裁判機期間になると思うんですけども、これが正念場なわけです。これを勝ち取ったときにはじめて東京都の意図をひとつ潰していくことができる。それがこの間石原都政以来続いているこの国家主義的な行政府に対する一撃になるというふうに信じて今後も頑張っていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

河原井・根津裁判勝利報告から 根津公子さん

5月28日、河原井さんが停職3ヶ月、私が停職6ヶ月の2007年の処分についての取消訴訟控訴審判決で、河原井さんのはずーっと勝っていますから勝つのが当たり前だったのですけれども、ずうっと負け判決を続けさせられた私について、これは裁量権逸脱だということで、私も救われました。ほんとに不思議なことなん

ですけれどもそうになりました。私が生きている間に勝訴判決が手に入るとは思いませんでしたけれども、結果はそうなったわけです。

2012年1月の最高裁判決 私は停職3ヶ月、河原井さんは停職1ヶ月、それから同時に東京の大勢の人たちについても そこで三つの判断が出ました。判断の一つは、職務命令は19条違反ではないということですね。それで戒告の処分は取り消さないけれども、それ以上の処分は取り消すということになったわけです。戒告を超える重い処分は違法だというのが二つ目ですね。で、三つ目が、「過去の処分歴等」が「学校の規律や秩序を害する」程度のものであるということであれば重い処分もいいのだ、ということが三つ目。それによって私については停職3ヶ月が、それから後、停職1ヶ月処分も減給6ヶ月処分もすべて私の処分については、適法であるということになったわけです。で、今回、2007年の停職6ヶ月、これについても「また同じ判決が出るんだろう」と、地裁でも「過去の処分歴」を使って処分適法としてきたのですから、今回もまたそうなるんだろうとっていました。

そうしましたら、それが違ったわけです。私の処分を取り消した理由の前提として判決は、都教委が作った処分量定に従っていない処分であることを指摘しました。私たちがずっと主張してきたことでもありますが、体罰については一つひとつの処分案件を詳細に精査し判断しているのに、「君が代」処分ではそれをせず、機械的加重処分をしている。これはおかしいと判示したわけです。

で、今回の2007年の処分をしっかりと見れば、これは何度も同一の「過去の処分歴」を使っていて、それはダメなんだよってということが一点。それからもう一つは停職3ヶ月から停職6ヶ月までの1年の間に、新たに処分を加重する理由がないではないか、ということです。これを処分取り消しの理由にしました。

それから停職6ヶ月というのは、停職3ヶ月から期間が倍になるだけではなくて、その次は都の処分量定からいえば免職だということ。そういう事態を招く。ということは、停職6ヶ月処分は自己の思想・信条を捨てるか、教職員としての身分を捨てるか、の二者択一を迫られるんだと。それは実質的に思想良心の自由の侵害につながる。と判じたわけです。これは非常に大きいことでした。

それからもう一つは、私は停職期間中、学校の門の前に立っていました。そこで一日を過ごしました。私は仕事をする意志がある、ということを示したわけです。それからもちろん子どもたちに、実態を見てほしいと思ったからですけれども、それを理由に加重処分したのは、思想・良心の自由と表現の自由の侵害にあたることも判示しました。

この判決を出してくれたことで、大阪での「同一の職務命令3回で免職」というのはあり得ないはずですね。最高裁で勝てばですけども、勝てばそういうことが起こります。東京でも田中さんがずっと不起立を続けていますが、それで免職にされることはなくなるはずですね。だからどうしても最高裁で勝ちたいです。

河原井・根津裁判勝利報告から 河原井純子さん

5・28控訴審判決は、様々な人たちとの、私の言葉で言えば、雑木林の共闘の結果だと思っています。ありがとうございます。まだ、最高裁に入りましたので、これからも雑木林の共闘をよろしく願います。一連のこの裁判は、「教育の自由」、それから「思想・良心の自由」、「裁量権の乱用」、この三本立てで進めてきました。とりわけ私たちは「教育の自由」に力を注ぎ、裁判所にいろんな知恵をしぼって届けました。しかし裁判所は見もせず、触れもせず、門前払いだったんですね。しかし、裁判所は、河原井の停職1ヶ月の最高裁差し戻し審、南裁判長ははじめて裁判の中で教育の営みに触れた。教育は教諭と児童・生徒との人格的な触れ合いが欠かすことができない、教育活動には欠かすことができないと明示したんですね。これは画期的でした。そしてこれは南裁判長の特化されたものなのかと思っていたのですが、違いました。今回の5・28控訴審判決の須藤裁判長も触れました。教育の営みに触れました。そうしてさらに、停職が長ければ長いほど、その断絶された人格の触れ合いを取り戻すのに苦痛であり、そして非常に困難である、と明示してるんですね。ですので、私たちの目指すのは「10・23通達」と「職務命令」の違憲違法の憲法判断とすべての処分の取り消しです。私たちは知恵を本当に出し合って、裁判所の門は重く固いのですが、開かないことはないと思っています。

今、少し風が吹いていると思うんですね。先ほどの5・25の再雇用拒否二次の判決、それから厚木の控訴審二次訴訟、それから東北の東電の3人の起訴というふう非常に風が吹いていると思いますので、決してあきらめずに、雑木林の共闘を呼び掛けたいと思います。

『君が代』不当処分撤回を求める会 から 秋山良一さん

私たちは東京の小・中の「君が代」不当処分を撤回するために集まった原告団の集まりです。現在裁判闘争を闘っているのは、原告は12人いたんですけどもほとんど最高裁まで行って終わりになりまして、岸田さん一人になっています。本日は本当は岸田さんが来て、本人が喋ればよかったですけど、どうしても都合がつかないということで、私が代りに現在の状況について報告したいと思います。

岸田さんのキリスト教の信者としての思い、そしてこの問題になぜ自分が関わって立ち上がっているのかということは、資料の方をご覧ください。現在岸田さんの裁判は地裁の方で行われています。10月8日の木曜日に判決となっております。

岸田さんは2010年の3月にピアノ伴奏を拒否したということで、退職の年だったんですけど、1ヶ月の停職処分を受けています。実際には31日一日だけ学校へ行かなかったことになりまして、そういう停職処分です。これが不当であるとして人事委員会に訴えておりました。人事委員会の方は一年以上かかっていたんですけど、その間に最高裁に継続している裁判も多かったもので、人事委員会もなかなか判決を出さなくて、最高裁待ちという感じで、岸田さんの方には取り下げないかと、人事委員会はあまり出しくなかつたみたいですね。それで取り下げて地裁の方に移行したらどうだと、人事委員会からこちらに言ってくるというようなことがあったんですけども、それは拒否して、兎に角判決を人事委員会で出さないということで、最高裁の判決の後になったわけです。

最高裁判決の後、私たちは当然最高裁で、根津さんのはちょっと例外的ですけども、他の累積加重処分が取り消されていましたので、岸田さんののも取り消されましたから、人事委員会は当然それに基づいて都教委の停職1ヶ月処分が取り消されるものと思っていたんですけど、ところがなんと、人事委員会は取り消すのではなくて修正ということで、停職1ヶ月を減給1ヶ月にして再処分してきたわけですね。それでも本人は退職して実際に停職1ヶ月で1日の状態に置かれているのに、さらに減給1ヶ月というので、修正してきたんです。これは先ほど根津さんが言った3番目のところで、何度もやっている人間は許しませんよという、そういうようなところに道を開くという、最高裁の判決にちょっとあったもんですから、都教委の主張も岸田さんはもう4回座ったりゼッケンをつけたりしていると、そういうことを考えたら戒告でなんかすまないですよ、というその一点のみですね。そこらへんをなんとか都教委は使ってやってこようとしているので裁判が今行われています。

私たちは当然この裁量権の問題だけでなく、勿論憲法問題も、思想良心自由の問題もあつたり、特に岸田さんの場合には二点の特徴があります。一つは人事委員会が処分を修正したということ、これが最高裁の判例からおかしいということから一つの争点になっています。もう一つは岸田さんがキリスト教の信者であるということで、裁判所ではっきりと判断を下さなかった信教の自由のことについて、かなり、時間も含めて、書面も力を入れて、そこら辺のところを重点的に取り組みました。この二点がいままでと若干違うところですので、どういう判決を出すか期待しています。当然最高裁の流れ、この間の再雇用、根津さん河原井さんの勝訴判決の流れから行くと、これは勝って当たり前だと思うんですけども、なにしろ裁判はわかりませんので、気を緩めず頑張っていきたいと思っております。ご支援よろしく申し上げます。

被処分者の会 近藤徹さん

「被処分者の会」は東京「君が代」裁判第三次訴訟及び第四次訴訟、それから東京都人事委員会審理、それから再雇用拒否撤回第二次訴訟、同三次訴訟、合わせて延べ109名の原告を抱えています。みなさんのお手元に資料があると思いますけれども、右翼石原都政下において2003年「10・23通達」が発出されて今年で12年になります。その資料の後ろにあるように、この間、延べ474名という大量の教職員が処分されています。

私たち「被処分者の会」は、これらの処分者のうち、都立学校で処分された人を対象として組織しております。さらに再雇用を含め採用拒否をされた人は70名を超えるという状況です。そうした状況の中、私たち都立学校の被処分者の会は裁判に訴えて闘ってきました。最高裁判決の到達点については、先程からいろいろ話がありますように、もう一度まとめますと、「10・23通達」と職務命令は違憲とは言えないとして戒告処分を容認した、

しかし一方で、減給以上の処分を取り消したこと、根津さんについては非常に残念なことがありましたけれども、そして、機械的累積加重処分に歯止めをかけたこと、であります。

資料をご覧ください。その結果最高裁判決では32件25名の減給以上の処分が取り消されております。そして

「10・23通達」関連裁判で確定した処分取り消しの総数は、最高裁判決および東京地裁での処分取り消しが確定した二件の裁判、それから河原井さんがこの前東京高裁で勝訴して都教委が上告しなかったので、合計で56件になっていますが、河原井さんを入れますと57件47名の大量の処分がこの間取り消されてきております。

都教委の異常性、そして司法もこの都教委の異常性を分かりつつあるというふうに思っております。「君が代」裁判以外にも、この間の教育裁判で都教委は6戦6連敗中でありまして。

しかしながら都教委は、東京「君が代」裁判第三次では31件26名の処分について取り消しを私たちは勝ち取ったわけですが、そのうち5名のみを控訴して21名の処分が確定しましたけれども、21名のうち9名の現職の教員については、都教委が戒告の再処分を課するという事態になっています。

これから三次訴訟は別途発言がありますので、総括的な発言にとどめます。そしてまたこの間、再雇用拒否撤回第二次訴訟で勝訴、そして河原井さん、根津さんの裁判で勝訴という新しい波が流れ、潮目が変わりつつあります。私たちはあくまでも憲法判断での前進と、戒告を含むすべての処分の取り消しの日まで闘い続け、絶対に勝利を勝ち取りたいと思っております。今、安倍政権は戦争法案を国会で強行しようとしています。「日の丸・君が代」の強制を道具にして再びお国のために命を投げ出す子どもを作るこの野望に対して正面から対決して闘って行きたいと思っておりますので、皆さんの絶大なご支援をお願いしたいと思います。

東京「君が代」裁判第3次訴訟原告団から 花輪紅一郎さん

東京「君が代」裁判は一次訴訟、二次訴訟は最高裁で判断が確定しております。三次訴訟はこの1月に一審の判決が出て、今東京高裁に舞台を移して、今度9月3日に第二回の口頭弁論が行われるという段階に達しています。一審判決というのは、最高裁の枠組みをそのまま使ったもので、都教委は最高裁判決の中で都合のいいところだけ、職務命令は憲法19条違反とは言えないということしか引用しないんですけれども、もう一つ今でいたようなことですが、起立斉唱命令というのは間接的とは言え、思想良心の自由に対する侵害であるということも認めていて、したがって処分は慎重な考慮を必要とし、不利益の内容との権衡の観点から判断しなければいけない、そうすると減給ってというのは処分の選択肢としては重きに失す、したがって違法であり取り消すという判決だった。

これが最初の原告50人に適用されると、過半数を超す26人が処分取り消しとなったんですね。都教委は5人は控訴しましたが、21人はもう勝ち目はないと諦めて控訴断念しました。勝訴はそこで確定して、都教委は負けを認めざるを得なかった。これが一審の結果です。ところが都教委は謙虚に判決を受け止めて反省・謝罪するどころか、現職教員の9名取り消しには、減給じゃなくて戒告ならいいだろうとばかりに、6～7年前の件に対して今になって改めて戒告処分を課するという暴挙をやってきました。こういった都教委の姿勢、職務命令って何のためなのか、真の意図がもうあらわになっていると思います。

もっともらしい教育課程の適正実施なんていう綺麗事ではなくて、じつは最高裁で宮川裁判官が少数意見で見抜いておりますけれども、不利益処分をもってその歴史観に反する行為を強制することが目的だ、すなわち教員を処分することそれ自体が職務命令の真の目的であることが、この間よりあらわになってきていると思います。控訴審ではそのことを裁判所にもう一度突きつけて行きたい、そして当然全員の処分の取り消しを目指したいんですけれども、仮に全員の処分が取り消されても、都立高の教育に自由闊達な雰囲気というものが蘇らない限り真の勝利はないというふうに考えます。「10・23通達」を撤回して、学校に自由と人権を取り戻すまで闘いが止むことがないというふうに思います。474名の処分者を出していますけれども、それでもなお不利益を覚悟で真理を貫こうとする教員が数は少ないですけれども絶えたことはありません。そういう現場と連帯しながら、また関連訴訟とも力を合わせながら、そしてこの場に集っている全国の闘う仲間と力を合わせながら、勝利を目指していきたい、最高裁大法廷を開かせて勝利判決を得るまで、諦めないで、粘り強くこれからも闘って行きたいと思っております。子どもたちに平和で民主的な社会を受け継いで行くというために、みんなで力を合わせて行きましょう。

東京「君が代」裁判第4次訴訟原告団から 田中聡史さん

私たちは、都立高校と都立特別支援学校での「君が代」不起立により、2012年から2013年までに処分を受けた教員が、処分取り消しを求めて、私を含めて14人で原告団を結成して、2014年3月17日に東京地裁に提訴しました。原告団通信で「ぼこあぼこ」というのが資料に入っています。あとでご覧下さい。

これまでに6回の口頭弁論が行われて、全ての回で原告陳述を行ってきました。いずれの回においても原告は裁判官に対して、教育実践の中で何を大切にしてきたのか、どのような思いで不起立に至ったのか、不起立処分がいかに不当なものかを訴え続けてきました。裁判長は「君が代」裁判の第3次訴訟東京地裁判決を出した人と同じ佐々木宗啓裁判長です。

私たち第四次訴訟は、「10・23通達」後10年を経た時点での処分撤回訴訟でもあるということで、定期的に原告団会議を行って、この10年間でいかに教育現場が破壊されてきたかということ話を話し合いながら、またどのような狙いでこの「通達」が出されて、結果としてどのように教育現場が破壊されたかを話し合うことによって、それを検証する作業を続けています。

私たち原告にとっては、「10・23通達」が教育を壊したという事実は明白に理解できるんですけども、今、現職の教員は2003年度以前から教員として働く世代というのが、定年退職等でどんどん減り続けています。それ以降に採用になった人も多いです。ですので、若い世代の教員や教育現場をあまりよく知らない市民の方々、そして裁判官の人たちにもその事実を理解してもらうことがなかなか、教育が破壊されたという事実が理解してもらうことが難しくなっています。しかし、この「通達」が教育現場にどのような結果をもたらしたのかを裁判の場で立証して、多くの人に「10・23通達」の不当性について、理解を得ることもこの訴訟の重要な役割の一つであると考えて闘っています。さらに、第1次訴訟、第2次訴訟に関して出された最高裁判決の到達点や意義を踏まえつつも、その限界を何とかして突破していと考えて闘っています。いろいろな人に訴訟を知ってもらうために、そして訴訟費用の捻出のために、Tシャツを作って販売しています。「子どもたちは」というこういうTシャツを作って販売していますので、今日もいくつか持ってきていますので是非お買い求め下さい。

来月の9月25日の金曜日には、東京地裁で第7回目の口頭弁論が予定されていますので、是非とも傍聴支援をよろしくお願いいたします。

その他の東京の裁判から 井黒豊さん

今言っていたTシャツというのはこれです。私も昨年減給6ヶ月という処分を受けまして、都教委は多分気に入らなくてしょうがないと思っていますけども、私の方も都教委のやっていることは絶対許さないと、勝つというよりは一生負けずに闘っていくつもりであります。ただ、私の場合はまだ給料を減らされても、主任教員になれなくても、経済的損失は大きいですけども、日々学校へ行って働くことはできています。

ところが、「10・23通達」から12年経って、今どういうことになっているかというと、若い先生たちが非常に無権利状態に陥っている。それで初任者は正式採用になるまで条件が付いて、1年ですか条件付き採用となって、2年目に大丈夫となれば正式採用ということですけども、東京の場合は年間100名弱くらいの先生たちが1年後には現場からいなくなっていると、大多数は途中で、ケースはいろいろでしょうけれども、いじめられて、病気になって、不登校になって、そして病気休職になって、退職願を出したというような人もいんでしょうし、最後の最後までいじめられても耐え抜いて一生懸命やっている人の中にも、それでも最後に「自主退職すればそれでいいよ、そうじゃなければ履歴が残る免職、そういうふうな扱いになるよ」で、しょうがなく退職願を出したと。それでもやはり、「やめる筋合いじゃないんだ、自分は何も間違っていない」というような先生たちが最後に二人三人残るわけですね。100人の中で。さらにそこから、若い先生が裁判を起こすとすると、非常にハードルが高いことになるんですけども、裁判を起こさずに、「しょうがない」として免職になったまま、泣き寝入りという先生もいんでしょうけれど、それでも毎年一人いるかないかですけども、裁判を起している。そういう先生を支援した経緯から今発言をしています。

それからもう一つは、昨年度私が在籍していた学校での出来事です。新採の教員じゃないですけども、若い先生がとんでもない冤罪のようなことで難癖付けられて、懲戒免職処分を受けたということです。職場全体で、「とんでもない。そんなはずはない。こんなに一生懸命やっている先生だし、メールのやり取りで一部不適切だということがあったんですけども、その一部を大げさに取り上げて、いかにも変態教師みたいな、ストーカーみたいなプレス発表もさせて、それで懲戒免職をしたんですけども、職場の先生たちはわかっていますから、間近に付き合っていたわけですから、全員で署名捺印してそれを裁判所に届けたり、いろんなことをして、今山場の証人尋問も終わりました、いろんな悪い奴がいて、校長に虚偽の陳述書を書かせてこれに署名捺印して出せと言った管理主事とかですね、退職強要をやった管理主事だとか、あるいは同僚でその先生の学年主任をしていた主幹教諭、もと都庁勤務の教員が科学室に閉じ込めて、何らの権限もないの

に退職を強要したり。わけがわからないのですね、同僚としては。なんで、たとえば私を退職強要すれば、それは私を気に入らないのだからという事は理解するのですが、その先生は普通の若くて、別に「日の丸・君が代」でも何でも無い、そういう先生がなんだか知らないけど、退職強要させられ、免職までさせられて。だから理由がわからないんです。で、そういうのの裁判も同僚として一生懸命支援しているところです。

免職処分は撤回の方向で、裁判長も和解案を出すかも知れないという状況に今なっていますので、早ければ二学期からその先生も授業ができるかもしれないし、前のパワハラ先生も今3年1ヶ月ぶりに職場に戻ってやっていますので、これはいい方向で出来たと思います。個人的には職場に戻った二人がいますけれども、他にもいっぱいいると思いますし、これで終わりというのではなくて、職場に戻った、そしてAにしるSにしるKにしるいろんな人間がいるんだけど、なんとかそいつらを反省させたり、けじめをつけさせたり、なんかそういうことをしたいというふうに強く強く思っています。

報告()大阪から

大阪の全体状況 山田光一さん(「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク)

2012年1月17日、大阪府教委は「日の丸・君が代」実施の通達を、中西教育長が全教職員に職務命令を出すというかたちで発しました。それまで府教委は、「職務命令は馴染まない」と組合の交渉等と言ってきたのですが、通達を出すに至った背景には維新の会がある。橋下が府知事となり、「君が代」で起立しない教員がいることはけしからん、何とかしろと府教委に迫り、府教委に替わって、教育長が通達を出した。橋下自身はこの間、条例をつくる動きを行い、「同一の職務命令違反3回で免職」という職員条例をつくり、2012年、大量処分(戒告36名、訓告1名)ということになりました。2013年の卒業式・入学式では減給処分3名、戒告処分10名という引き続く大量処分でした。

2013年の4月からは例の中原教育長が就任するとさらに起立斉唱の強制は進み、9月には口元チェックを言い始め、その年度にその通達を出し、強行しました。私たち大阪ネットはこれに反対し、署名活動に取り組みました。大阪ネットは2012年までは「日の丸・君が代」ホットラインという、人権侵害があった時に、救済、相談に乗る活動をしてきた。これを受けて、口元チェック反対の署名では8000筆の署名を集めました。私たちを含め大勢の批判が寄せられたことから、中原は事実上この通達を撤回せざるを得なくなった、闘いが中原を追い詰めた、と考えています。

しかし、2014年度においても引き続き戒告等の処分を出している。特に2014年度に目立ったのは、不起立の意思を表明している教職員を式場の外に出す、担任であっても会場内に入れないと迫ってきたこと。これに対し、私たちは抗議・申し入れをし、処分が出れば抗議を重ねる。どういう形で処分が行われるのか、徹底して情報開示を求め、さらに問い詰めていく。一つひとつの処分をそのままでは許さない、という取り組みを大阪ネットとして行ってきました。2014年11月、中原のパワハラ問題が明らかになり、これについても署名活動を含めて取り組み、辞任へと追い込みました。今年についても、戒告3名、訓告1名と処分が出され、トータルで言えば60名の懲戒処分が出されており、大阪ネットはこれに具体的な行動で迫っていく闘いを継続していきます。

2点目には不起立を理由に再任用拒否、事実上の解雇が起きています(2012年に6名、2013年に6名)。この件については後の発言に譲りますが、人事委員会審理、裁判を行います。山田肇さんの事案については、戒告処分は取り消しにはなりましたが、再任用拒否については容認されています。

今年、奥野さん、松田さんに処分が出され、奥野さんについては実質3回目の処分。今後、人事委員会、裁判を含めて闘うことを確認しています。再任用不合格7名について合同提訴を現在行います。そしてまた、中原の辞任と都構想否定の闘いに合流し、安倍政権反対の運動とも連携して闘っていきたいと思います。

2015卒業式被処分 奥野泰孝さん（府立特別支援学校教員）

特に今思うのは、なぜ私は今ここにいいのか、なぜこの時代に生きているのかを考えながら生きていくべきと思っています。私はクリスチャンなのですが、信仰の立場から、そう考え、言動や行動を選択して生きてきましたし、これからもそう生きていきます。天皇制とは思考停止を強いること、思考停止という負のネットワークが天皇制だと思う。私たちはネットワークで思考停止にならないようにしていきたい。

さて、「支援学校における不起立の一報告」について発言したいと思います。レジュメに書きましたように、私が動き続けられているのは、皆さんの支えとネットワークがあるからです。このネットワークは血管と神経で結ばれていると感じることさえあります。私に栄養や力、知恵を送ってくれていると思います。そういうネットワークがあることに感謝です。さっきは河原井さんが「雑木林の共闘」という言葉を使われましたが、本当に繋がってたたかっていると感じています。

今年の処分について報告します。5月1日に戒告処分が出されました。その事案は、3月6日の卒業式の「君が代」不起立です。3月10日に中原徹教育長が辞任ということもあったかとは思いますが、2か月も処分発令が遅れたということは、教育委員会が混乱し、思考停止となり、どうすることもできないという状態に陥ったということ。今回は「、次回不起立したら免職もある」という警告書付きです。

私が連続して処分を受けた2012年には「同一の職務命令違反3回で免職」の条例は通っていたのですが、1回目の戒告処分は、条例施行10日前に出た処分でしたので、それは「条例下の処分」としてはカウントされないということです。条令下、1回目の処分でききなり減給処分を出されています。今回はそれに続いての、条例下では2回目の処分ということです。3回目不起立したら免職ですよ、という警告書が今回付きました。

「君が代」起立は国民権に反します。憲法違反だと思います。人権侵害、憲法違反ということで闘っているのですが、実際、処分を出す側には、手続き上の瑕疵があって、そこを突いていく闘い方もあるし、裁判になると、手続き上の瑕疵は重要になってくるのですが、それでいつも思うのは、肝心なところ、なぜ私はここにいいのか、なぜ闘っているのかを考えると、「日の丸・君が代」の強制と処分は人権侵害であり、間違っていることを強調する。それを人事委員会審理や裁判で言っていかなばならないと考えています。「日の丸・君が代」の強制は児童生徒を危険に晒すだけでなく、具体的に身体に攻撃を仕掛けてくるものだと、今回改めて思いました。起立斉唱の強制は教育の妨げになっている、教育に起立斉唱は要らない。私は思想・信条の自由、信教の自由を侵すものとして「日の丸・君が代」の強制に反対してきましたし、公務員として憲法擁護義務があると信じています。

私は支援学校に勤務していますが、支援学校にはたくさんの矛盾があると思います。進路指導で、「地域に根差して生きていくための進路指導」をしようと言っていますが、実際に支援学校で行われていることは広範囲な地域からスクールバスで最長1時間をかけて来る生徒を集めて教育をするという、地域・共生という看板とは全く反対のこと。子どもたちは朝1時間・帰り1時間、肉体的には座りっぱなし、しんどい思いをさせられて学校に来る。

そして、卒業式・入学式では立って歌うことを強いられる。自分たちは立つことを強いられているとは思わない。先生が立っているから立つ。そういう教育がされていて、一方で「一人ひとりのニーズに合わせて個別計画を立ててください」と管理職は言うんだけど、卒業式における個別計画など見せてもらったことはないですし、この肢体不自由児にはこういう国歌斉唱の意味があるとか、この発達障害の生徒にはこういう観点から国歌斉唱を教育しろとか、考えられたこともない。そこでは全く府教委が思考停止しています。文科省もこの辺の答えを出せないのではないかと思います。

今回の事案で私が心配するのは、「私が立つと隣にいる生徒の体調が悪くなる。だから、介助のために座った」という主張が、「君が代」反対をアピールするために言っているのではないかと受け取られることです。府教委側はその論法に従って、この教員は悪質なんだと、子どものことは考えていないんだということを持って行こうとしています。

で、私はなぜここにいいのか。管理職は、「先生、立てないなら式場外の業務にしますよ」と匂わせてきたり、あるいははっきりそう言ったり。「立てないんだったら、受付をしなさい。職務命令です」と言われたこともあります。でも私は、減給処分のときに中に入ったのは、なぜ私は支援学校に仕事に来ているのか、生徒がいる体育館に入らなければあかんだら、ということに入っています。そして「国歌斉唱」という言葉が流れたときに、私はここで立てるだろうか・立てないだろうか、で判断します。今回も3年間やってきた生徒と一緒に式に出たい、彼が体調を悪くしないまま、介助をすれば立って歩けるのだから、保護者や在校

生や教員の前で見せると判断して中に入った。で、「国歌斉唱」のときはどうするか。私は立てなかった。自分自身の信条で立てないだけでなく、その生徒が動揺しないためには、彼の顔のすぐ横に私の顔があって、彼を見つめたり、彼に話しかけたりして卒業式をしたい。そのことを一生懸命に教育委員会に訴えてきたんだけど、教育委員会は最初から処分をするということできました。

これから人事委員会・裁判をしていきますが、ご支援よろしくお願ひします。私も負けない闘いをしていきます。

2015卒業式被処分 松田幹雄さん（大阪市立中学校教員）

今年3月の卒業式で「君が代」起立斉唱をしなかったということで5月13日に戒告処分を受け、7月10日に人事委員会に申し立て、闘いを始めたところです。

2011年11月27日の大阪府・大阪市ダブル選挙で、維新の会・橋下府知事は橋下市長に転身しました。そして2012年の2月末に府条例と同じ「君が代」市条例をつくり、2012年の卒業式を迎えました。

私がこの条例を許せない、絶対に闘いたいと思ったのが、この2012年でした。この時は前任校に勤務していたのですが、3年生の所属でした。副担任ということもあって、また、「君が代」起立をしないということを知りながら、卒業証書を壇上に運ぶ係でした。「君が代」斉唱時には舞台裏の見えないところにいる係で、学校の配慮というか、問題化しないように管理職や周りが考えたのです。こちら座って無理に処分を受けるところまではやらなくてもいいかなと思っていました。

ところが3月13日（木）の大阪市の卒業式で、2人不起立があったことが伝わると、橋下の方を向いている教育委員会は大問題にし、14日（金）にはマスコミに学校名を公表しました。その翌週に入試があって、3年生は今から入試という時でした。橋下の意志がはたらいたと思うのですが、校長は不起立した人に、「これだけ大問題になった。ルールを守るべき教員がルールを破ったことを謝罪しろ」と迫り、卒業した生徒やその保護者を集めて、謝罪までさせたのです。「君が代」について悩みながらも考えてきた人に対してここまでやるのは、まったくの人格破壊です。こういうひどい強制を、橋下はやってきました。その状況に対して、許すことはできないと思ったのですが、自分の位置からはどうすることもできませんでした。以降、自分は卒業式・入学式に出て「君が代」時には座っていたのですが、管理職は知らないということで報告をあげませんでした。

翌2013年の卒業式では、市教委は、起立斉唱をしない小学校の先生に対して卒業式には入るなという排除の職務命令まで出して、500数校の大阪市立小中高すべての学校を完全制覇した発表しました。そういう中で、3年空いたのですが、今年、処分となりました。

私としては、思ってきたことをこの機会に表現して、このひどいやり方を告発していきたいと思っています。

大阪市の場合、子どもたちが国旗国歌を尊重し起立斉唱するよう、指導を徹底しろ、教育活動として起立斉唱させるという職務命令になっています。これに従うというのは、自分自身は「君が代」が戦争に動員するために使われ、天皇支配の世の中が永遠に続くことを願った歌であり、今もそれは変わらないと思っているのですから、それをしてしまったら、自分自身が戦争教育を担ってしまう、そういう態勢がつくられてしまうと思います。私は、このことを通して子どもたちにどういふ教育をしようとしているのかを問いたいということで、今、橋下市長に対して公開質問状を出しています。

子どもたちは「君が代」斉唱が強制されているから、歌うことはできるが、意味はほとんど教えてもらっていない。それはおかしい、異常な事態だと、「君が代」不起立の理由と「君が代」強制のおかしさを世論に訴えていきたいと思っています。

2012年の時点ではテレビでちょっと発言したことで、橋下市長に呼びつけられ、政治活動規制等でやられるのではないかという空気がありました。市長に対して「止めろ」とか言うことなど許されないというピリピリした状況にありました。しかし、入れ墨調査拒否処分撤回の闘いであるとか、いろいろな闘いをみんなが地道にやっていく中で、こういう条例があろうと、おかしいことにはおかしいと公然と批判することができている状況にはなっています。しかし教育現場は押さえつけられて無力感がありますし、育鵬社の教科書が採択されるなど教育支配の弊害はますます明らかになっています。だからこそ、この運動が教育現場を含めて、おかしいことにはおかしいと声をあげられる力となるよう頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

戒告処分撤回合同提訴 山口広さん（元府立高校教員）

東京の「日の丸・君が代」反対の集会には初めての参加です。先ほど奥野さんの話の冒頭で、「なんで自分がここにいるのか」とおっしゃいましたけれど、そのことを私に置き換えて言いますと、「奥野さん、あんたがいたから私はここにいてる」ということになるのでしょうか。

私と奥野さんは同じ職場にいて、私は定年退職しましたが、2012年3月の卒業式、奥野さんの1回目の処分の際に、戒告処分を受けました。私自身は教員になった当初から、日教組のスローガンの「教え子を再び戦場に送らない」に非常に共感しましたし、私自身は薄っぺらでいい加減な人間ですが、戦争につながることは手を貸さないぞ、という気持ちで教員をやってきました。社会科の教員として侵略戦争の実態とか、平和のこととか、反戦平和教育みたいな感じで重点を置いて取り組んできたと思います。そんな私が天皇をたたえる歌を、天皇というのは戦争の最高責任者でしたから、戦争責任の問題を含めて許せないという思いで不起立を続けてきたのです。

私自身の気持ちはそこでけりはずいぶんつきたのですが、奥野さんのおかげで人事委員会提訴をすることになり、その後、この辺にいてる人たちと交流することにもなり、そして今、安倍の進める戦争法案の動き、戦前のような軍国主義の世の中に直結するような状況になってきた中で、自分はどうするのかを考えたときに、一つは裁判に打って出るのも大事だと思って、6人の仲間とともに提訴することになりました。

私の人事委員会裁決は、3年以上経過しているのにまだ出ていない。奥野さん、梅原さんの裁決は出されていて、その裁決はすごく不当。最高裁判決が言う「慣例上の儀礼的所作」を下敷きにした内容なんですけれども、それに加えてとんでもないことを言っているんです。「不起立が生徒たちに対して、一定の何らかの感懐を与えたと推認できる」、だから戒告処分は相当、というんです。生徒が何らかの感懐を抱くことを理由にしている。おかしい話です。感懐を抱くのは、当たり前のこと。今ここにおられる人たちも、話を聞きながら何らかの感懐をお持ちですよ。そういう感懐を推認できることを理由にする。何の証拠も根拠もない、とんでもない裁決です。そのとんでもない裁決を覆すような裁判闘争にしていきたい。そして、戦争法案を通さないような闘いにつなげていきたいと思います。

井前弘幸さん（府立高校教員）

同じく戒告処分取り消し訴訟に加わった原告の一人、井前です。一言で言うと、一つ大きな壁になっている、戒告処分は違法である、起立を求める職務命令、これも違法である。この2つを目標にして大阪で7人の原告が裁判に立とうと、東京の10年の闘いの中で大きな壁になっているこの点を一緒に打ち破ろうという決意をしました。

大阪でやることの意味の一つとして、石原が踏み込まなかったところまで橋下と大阪維新の会は大きく踏み込みました。その踏み込んだところが明らかに憲法違反であり違法であることを徹底的に突いていきたいと思います。ウィキペディアなどでは、国旗国歌条例となっていますが、それは略称です。正確には、「教職員による国歌の斉唱に関する条例」(2011.6.3成立)です。その中で、「教職員による国歌の斉唱について定めることにより、府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに」と、愛国心を育てることを条例の中に明記する。併せてそのことによって教職員に「職務規律の厳格化を図る」と。条例で厳格化を図る。つまり、職務命令を出し、処分をして言うことを聞かせる。これを条例にするのは明らかに違憲・違法であることを突いていき、東京でも大きな壁になっている点を何とか大阪の裁判所に訴えてこれをひっくり返したいと思っていますので、ぜひ東京の皆さん、全国の皆さんとともに闘いたいと思います。がんばりましょう。

再任用拒否撤回合同提訴 山田肇さん（元高槻市立小学校教員）

先ほど山口さんが「この辺にいてる人たち」と言いましたけど、その一人、山田です。この辺にいてる人たちというのは、詳しく言えば、グループ ZAZA、「君が代」不起立で処分されて、人事委員会、裁判を闘っている13人です。

その中の4人、府立高校教員の菅平和さんと野村さん、小学校教員の佐藤さんと山田の4人で昨年8月28日に「君が代」不起立解雇撤回ということで、大阪地裁に再任用の合格取り消し・再任用拒否の撤回を求めて提訴し、裁判をやっています。4人とも「君が代」不起立で戒告処分を受けて人事委員会で争ってきました。で、それぞれ、争ってきたのですが、共通しているのは、「君が代」不起立を唯一の理由として「勤務実績が良好でない」とされて再任用の合格取消、あるいは拒否をされたということです。

大阪では戒告処分を受けた後、研修というものがあって、その後に「今後の卒業式・入学式における国歌斉唱時の職務命令に従います」と書かれた用紙に署名捺印しないとだめだと、そういう思想調査で再任用を決めています。で、僕については、そんなもん出すくらいなら最初から「君が代」不起立しませんということで、出しませんでした。野村さんは「地方公務員法と憲法に従います」と書いて出しました。菅さんは、はじめは前半部分を消して「職務命令に従います」で出しましたが、校長に言われて、新たに斜線を引いて書き直して出しましたが、それでも「勤務実績が良好でない」とされて再任用の更新を拒否されました。佐藤さんは、1年前の不起立を理由に、再任用の合格すらされませんでした。

午前中に東京の方が言われましたが、5月25日の東京地裁の判決に、非常に勇気をもらいました。「君が代」の50秒で勤務実績のすべてを決めるのかと、僕は人事委員会でも裁判でも主張してきましたが、それではだめだと吉田徹裁判長は言いました。つまり、東京地裁判決は、従前の勤務実績もちゃんと見ると、2003年10・23通達以前と以後と、再任用（当時は再雇用）の合否に違いがあるのはおかしいと、そういう判決だったわけです。

で、私たち4人の裁判を絶対に勝つと思っています。そして私に関して言えば、昨年3月、大阪府人事委員会で戒告処分が取り消されています。高槻市教委が5人の教育委員の会議を開いて府教委に内申をあげるという地教行法の規定があるのですが、市教委はそれをせず、教育長の専決で内申をあげました。それは違法であるとして処分が取り消されました。

ところが、府教委側の弁護士は、処分は取り消されたけれど、処分された理由、つまり「職務命令違反」「君が代」不起立は消えないから再任用の取り消しは当然と主張しています。なんで処分が取り消されたのに、理由だけが残るんだということで僕は非常に不当に思っています。4人で、再任用合格取消、再任用拒否の取り消しを求めて裁判を闘っていきます。ご支援をよろしく願います。

佐藤訓子さん（元豊中市立小学校教員）

佐藤訓子と言います。分担したはずだったのですけれど、みんな遠慮深いので、私が替わって話します。不起立解雇撤回訴訟については山田さんから話をしてもらったので、私は宣伝をします。

グループ ZAZA は2012年に7人で始まって、次の2013年に11人、次の2014年に12人、そして今年、松田さんが加わったので2015年は13人になりました。2014年までのメンバーで思いをつづった冊子をつくりました。300円です。ここは販売禁止ということなので、あとで声をかけてください。

先ほど根津さんの方から言われたように、私たちは学校から追い出されてしまったので、井前さんとか現役の方もいてはるんですけども、何とか現役の人たちとつながっていきたくて、戦前、戦後直後の教育の話を知るのはいまでしょ！ということで、黒田伊彦さんに4回の連続講座をお願いしました。その記録をみんなでテープ起こしをしてつくりました。400円です。

それから今年は池田浩土さんに来ていただいて連続講座の2回目までをやりました。また、テープ起こしをして、本にして金もうけをしようと思います。ほかに ZAZA パッチが1個100円です。それから ZAZA のメンバーも何人か呼びかけ人になっている、教育労働者全国交流会（8月7～8日）を「今改めて考える戦争と学校」というテーマで行います。ちらしを外に置いてありますので、こちらへの参加も願います。

司会（根津）：紹介された冊子、すごく中身がいいです。ぜひ、お読みください。

報告（ ）首都圏・全国及び諸団体から

司会（近藤順一）：それでは、本集会が全国交流集会という名にふさわしい『「日の丸・君が代」問題等』というところの点について全国の皆さんから話を伺いたいと思います。

宮城 土屋聡さん

私は、まだあと10年ぐらい小学校の教員をする予定でいる現職の教員です。10年前と比べて、20年前と比

べてやっぱり時間泥棒がどっかにいるという感じの職場です。12時間学校にいるという人がとても多いです。12時間というのは、午前7時から午後7時まで、午前6時から午後6時まで、通勤時間のことを考えると家(うち)にはどのくらいられるのだろうか、と考えます。子どもには『早寝早起き朝ご飯』と言っているけれども、はたして自分たちはどうなのかということを考えます。それ故に健康破壊は10年前とは計り知れず、もう全然違う状況にあるので是非、退職した皆さん、現役の皆さんに声をかけてあげて下さい。そして、これは大きな問題だと思います。

「日の丸・君が代」のことで言いますと、私はずーっと座ったままでいます。えー、田舎でいますのでずーっと座っているのはなかなか大変なものです。ここにも書いたのですが小学校で入学する児童が十何人のところで来賓席の方三十人とか四十人とかに三重ぐらいにこの三列位にパイプいすを並べてきますよね。で、その向かい側で座っているじゃないですか。卒業式も同じです。教え子だった子達ももうそろそろ親になるんですよ。そうするとね、ときどきその話をするんです。また、職員もわりとアンタッチャブルな感じで「日の丸・君が代」のこと話さなかったですが最近はずるんですよ。「土屋さんまた今年も座るの?」って。そこで熱く語らないんですけどもやっぱりずーっと座り続けることは大事だったんだなあってちょっとホッとしています。

つぎ、被災地のことについて資料の方では『女川にいらして下さい』と書きました。私は女川から未来を考える会のメンバーとして活動しています。国連防災会議が仙台でありました。そのときに、これはいろいろな国のことばでチラシを作った方がいいだろうということで作ったものなんです。これはくっつけてあるんです。両面でA3版の裏表ですね。原発のあったところあるところ、津波が来たところはウーンと大変です。『復興だのオリンピックだの馬鹿にするんじゃないよ、馬鹿野郎!ほんとにもう!』みたいな感じです。地元的には「おだつな」(調子に乗るな)という感じなんですけどもねー。えーと、ボランティアはどんどんいなくなります。仮設住宅に訪問していろいろおしゃべりしてくるんですけど。仮設住宅の開いているところが随分増えました。結果どうということかという、前は人が多かったんですよ。隣に人がいて、「風呂の蓋開けるだけでもカッコンカッコンして、トイレトペーパーガラガラするんだって響いて、いやーそれが嫌なんだわ。」と話していたんだけど、「最近気になら無いんです。」何故かといったら、仮設から出られる人は出て行くから。そうすると一棟のところにも一人くらいポツーンと暮らしている人がいるわけです。コミュニティが無くなっているんです。かつては、ボランティアの人が来て、土曜日だったら何してとか。「いやー、お茶飲みに来たよ。」とか言う、そういう若者達がすごく多かったんですけど・・・。復興もずいぶん・・・四年ぐらい経つとね、人がね、いないのよ。ただ、行くとね。話を聞いて欲しいという人ばかり。行って「いやー、また来たのかい。」と言われることは私も幸せになりますし、やっぱり絆なんて言ってるけれど・・・人は顔と顔を合わせるものだ、というふうに思っています。お話をしなくてはいけないんだな・・・と思っています。えー、是非来て下さい。そして、人と是非話をして下さい。あと、お金も落としていって下さい。こちらのチラシは、若干分しかないんですけど是非日本語をしゃべらない人に見て欲しいなあというところがあって、持ってきました。日本語しかしゃべらない人でも結構ですので見て欲しいです。終わった後にそこに出しておきますのでご活用下さい。

ここからは、スピーチです。

10年前に教基法改悪のあたりの時に私は指導力不足教員の裁判支援などをしていました。こんなことから教基法について東北大学の学生運動をしている人達に話してくれと頼まれて、東北大学の一室で話をしたことがありました、学習会で。学生運動をばんばんやっているような人達だから分かると思って私言ったの。何を言ったかという、「あのヒロヒト死んだとき、あれじゃないですか。あのときの何も言えなくなるようなあの状態」と言うふうに私言ったの。「あの井上陽水の出てる車の宣伝とかあったじゃない。」と私言ったんですよ。10年前の話ね。そのとき学生から反応が全然無かったの、何故だと思いますか。皆さん大体分かっているでしょう。ヒロヒト死んだときもう大人だったから すなわち、十数年前学生をやっていた人達はヒロヒト死んだときのこと知らないの。でも、そのことを知らなかった私が自分ですごく反省したんです。私が見てきた出来事や歴史をみんな知っているんだろうという前提にたっていて、私それからすごく、彼らはどういう時代を生きていたのか、話す相手はあなたは戦争を知っているのか。て言うことを、すごく考えています。

伝えていくと言うことがすごく大事だと思ったんです。語り継いでいってお祖父さんお婆さんのことかと思っていたら全然違う。自分のことだと思ったんです。一昨年四年生の担任だったんですけど、一昨年の四年生は1年生の時、震災でした。その四年生に作文書こうと言いました。何故かという、小学1年生で被災している君たちより小さい人達はその現場をきちんと覚えていないかもしれない。私はいつか死ぬ、

大人達はどんどん死んでいく。震災を覚えている一番最後のひとたちに君たちはなるかもしれないから、書きましょう。と話しました。今ある状態をどう伝えていくかは大事なことであるし、私たちはまだ出会っていない人がたくさんいるし、私たちが知らないことがたくさんあるし、だからいろいろな現場に、歩いて欲しいし、来て欲しいというふうに思います。これはたぶん「日の丸・君が代」問題についても私の資料の最後に書いたんですけれども、出会っていない人がたくさんいるということ、そしてまた、あの人とはどうせ分かり合えないよねとか、あっちとか、こっちとか、そういう分断を私達自身が生まずに、これから歩んでいかなければ子ども達の未来というのはきちんと語りきれないというふうに思っています。私もあっちこっちに歩いていきたいと思っています。知らない人ときちんと会いたいと思っています。皆さんも共にいろいろな道を歩いていきましょう。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。私も去年夏、石巻に行きました。日和山から、海岸線に続くただっ広いがれきの原っぱは今どうなっているのでしょうか。今年も是非行ってみたいと思っています。それでは、千葉の石井さん、お願いします。

千葉高教組「日の丸・君が代」対策委員会 石井泉さん

千葉の状況についてご紹介したいと思います。Cの2という資料です。こちらに書きましたけども、千葉県では不起立者はもちろん少数ですがあります。私、千葉高等学校教職員組合の「日の丸・君が代」対策委員会という組織がまだ残っているんですけれどもそちらの係をしまして、そこに毎年ではないけれど「校長から『立ってくれ、去年座ったんじゃないか』」そういうふうに卒業式前に問われた県立高校の職員から相談の電話が掛かってくるということがあります。千葉高教組では相談にも乗れる対策委員会といいいますかそれが存在するという事です。私自身も教員に成り立ての頃こういう問題がある先輩方の不起立を見て真似するというわけではないですけど学んでいくと千葉県の高教組は人数が少なくなりました。不起立している人も人数は少なくなっています。ですが、そこにいらっしゃる高木さんみつはしさんあるいは、私、対策委員会のメンバーが各職場に一人二人とかの不起立者かもしれないけれども、そういうものが周りの若い人とかに伝わればとか思います。二十年前の職場ではたった一人の不起立、これは私ではなかったんですけれども、そこから二人になり三人になり五人になり七人と増えていくそういう分会がありました。こういう問題が新聞に取り上げられたり、あるいは教育委員会、文科省とかでも話し合ってもらうなど、そうなるのも皆さん方の行動があるからだと思います。

実は私、千葉県の房総半島の先端、南房総市の中学校に息子が今通ってます。たまたま、PTA役員に選ばれてしまいました。去年、入学式の時には高校の入学式と重なって出ませんでしたけれども（私も高校の1年生の担任だったもんで。）卒業式の時にはPTA役員席が設けてありまして、ステージではなかったですけど脇の方で・・・そこで不起立をしました。PTA役員の中では一人だったんですけれども、周りのPTA役員が私を攻撃するというよりか珍しいものを見たという感覚で「石井さんそれって君が代、国歌斉唱のことですか。」とか、こそこそ話しかけてくるんですね。うすうす新聞報道とかマスコミとか少ししか取り上げてくれないんですけれども、そういうことで問題の存在は知っているんですね。それから、資料について二つほど言います。資料の中ほどに書いてありますけども、千葉県では全国の中でちょっと珍しい状況というのは、高校の授業の中に道徳授業が入っています。1年間で10時間ロングホームルームの中で道徳の授業をやりなさい、ということで副読本として資料も配付されています。ここに書きましたが「日の丸・君が代」に直結するような、愛国心に直結するような読み物教材は無いんですが、それでも午前中の池田先生の話ではないんですけども、勤労奉仕とかボランティアとか非常に強調されている教材が多いです。午前の池田先生の講義を聴いていまして、「あっそうか。頑張らせる、だれかのために頑張らせる。」もちろん全部が全部悪いわけではありませんけれども、そういうことから愛国心を養成するなり義務付けをしていくという素地作りが行われているんだなああと・・・。池田先生が提起されていましてように、『討論』みんなで話し合っ、いろいろな意見がある、考えがある、それを認め合う、そして自分の意見を育んでいく。そういう道徳の授業を賛成しているわけではないんですけども、やらなければいけないのであれば、そういう展開が必要だなということを再確認しました。それから下段の方に書かれています高校日本史の実教教科書問題です。東京、神奈川、埼玉はかなり厳しい状況ということはしています。千葉県でも高校日本史の実教教科書の弾圧攻撃が昨年度から本格的に始まりました。昨年は、五十校近くが使用していた教科書が今年度は十校に減っています。まだ、全面禁止には至っていません。ここに書いてあるとおり、高教組はじめ県民の会を立ち上げた

りして反対運動あるいは抗議行動を進めています。記者会見も行いました。東京新聞なんかも取り上げてくれました。そういうことから全面禁止にはしていませんけども攻撃は強まったりしています。なにしろ、不当な攻撃に対してはノーと言うし、教員がそれこそ生徒に見えるかたち、県民に見えるかたちで反対運動をしていきたいと思っています。今後も皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っています。宜しくお願い致します。

神奈川 外山喜久男さん

神奈川というところは東京の隣ということですが、東京は職務命令で処分という状況なんですが神奈川というところはそういうかたちではないかたちでじわじわと攻めてくる。結果的に同じというような風土を持っているようなところなんです。君が代に対して職務命令は出されていないんですが不起立者の氏名を収集する。そういうやり方で指導と称して締め上げてくる。そういうようなことについてはそれなりの闘いをしなければならない。私たちは「不起立者の氏名収集は個人情報保護条例に違反するであろう。思想信条情報を収集してはならない。条例に違反するであろう」という闘いをしたわけです。もう、それについては県の審査会・審議会ではそれは思想信条情報だからやっちゃだめだということで審査会・審議会は答申を出しました。しかしながら県教委はそれを認めないで、従うこともなくて、氏名収集を続けた、そういうことです。そこで裁判になったということですが残念ながら負けました。理由は、不起立理由を聞いていないから、不起立理由を聞いていないから、思想信条には触れていないということで、逆に言えば思想信条情報を聞いたとたん条例違反になるということである。よって、同じような条例を各県持っているはずですから聞かれたってということがあったら、それは条例違反だよということを書いていいと思います。ただし、条例があることを確認しておいた方がいいと思います。是非、その辺は知っておいていただけたらいいんじゃないかなと思います。現在、取られっぱなしになるのはしゃくなので、何とか消させようと思っています。

根拠は、行政文書管理規則というのが各県あると思いますが大体服務情報に関しては5年が限度になる。重要なものは10年というものもあるんですけども。5年でその情報が消えるのであれば闘う価値があるんだらう。たとえば、2008年・2009年・2010年の不起立情報を消すことが出来ますから、それをもとに処分することは出来なくなる。これからなんかやっても、それを材料にして処分することは出来ない。ということで過去を消させる運動は出来るんじゃないかを今はやっています。行政文書管理規則・個人情報保護条例それらを使ってやっていけばいいんじゃないかなと思います。その過程で県の個人情報の取り扱いがでたらめであることを発見しました。教科書問題に関して大和田さんから話があるかと思いますが、不起立だった人のところに今年 県からやはり来ました。人事課の担当職員県の指導主事が来てさんざん「立て立て」といって帰って行きました。もう一つは、国連の人権規約委員会の勧告についてですけども、これについても私達は取り組みました。もちろん人権勧告を認めて運動してきたというのがありますし、それを何とか広めて表現の自由とか思想の自由を制限することはならん、というのが基本的な勧告ですから、もし制限するなら非常に厳しい三つの条件をクリアしなくちゃいけないというのが勧告としてあるのですから、そういう勧告を使った闘いというのはこれからも出来るはずだし、これからも皆さんと一緒にやっていきたいと思っていますのでそういうことで今後の運動を続けていきたいというふうに考えております。以上です。どうもありがとうございました。

神奈川 大和田章雄さん

同じく神奈川の大和田です。私は、神奈川こころ自由裁判の取り組みとそれから外山さんと一緒に君が代不起立個人情報裁判を取り組んでできました。今現在、神奈川で特徴的なのは、今外山さんから報告があったように、実教出版の高校日本史A Bを排除するという動きです。もう一つは、新しく始まった教育委員会制度について今後の闘いの展望ということで報告したいと思っています。先ず、実教出版の排除の問題ですが、先ほど少し話がありましたが、2013年度からですね、神奈川県教委は右翼の「神奈川県教育正常化連絡協議会」というものがあるんですが、それが請願を出しまして、実教は問題があるというのを出したんですね。それに対して対抗して、私達もそれはおかしいよ、不当な介入じゃないかとやったんですが、請願はどちらも不採択になったんですが、神奈川県教育委員会は、実教出版の教科書に対して28校の高校が希望していたんですけども、「日の丸・君が代」の闘いを利用してですね、この二つの裁判からですね。神奈川県教委の指導方針に相容れないんだということで実教出版のこの一部分ですね。『一部の自治体でこのような動きがある。』その文言をとってですね、各学校に実教はもう一度考え直せということで再考という名で 替え

させた訳なんですね。そのとき、湘南地区のある高校では、街宣車が来るかもしれないぞ、と脅して、そういう希望を替えていったということもあるんです。神奈川県教育委員会では無かったものとして適正な指導だったというかたちで押し切ってきたんですけども、事実を非常に歪曲したやり方を神奈川県教育委員会はやっているということです。それは今だに私達は訴えて取り組んでいるところです。学校に思想良心を実現する会、神奈川こころ自由裁判の後継組織ですけども、他の会の高嶋伸欣先生などが立ち上げた会と連帯して、いろんな県内の市民団体と連帯してですね、今取り組んでいるところです。特に今外山さんから話があった、不起立の裁判の仲間で実教出版の高校日本史を希望したところですね校長からも何度も呼ばれてですね、「換えろ。」と「校長の権限だ。」ということで、私達には教科書を選ぶ権限があるんだ。責任もてないぞ。ということでかなりやったんですね。それをテブ起こしをしたのをもとに、私は8月4日に神奈川県教育委員会にその事実を訴えながらですね。実教出版排除はおかしいということを追求していきたいと考えています。一方、国会では、4月の衆議院の文部科学委員会で委員から追及してですね、文科大臣はですね、少なくとも実際の教科書の採択は幅広い意見を反映するため通常、教員・保護者をはじめとした教職員による調査研究をふまえたうえで行われている。教員の教科書採択については不可欠で与えるべきだ、であるというILOユネスコ勧告についてのそれと矛盾しないということを行っているんですが。ところが神奈川県教育委員会はこれと真っ向から反抗しているわけでそういった点も指摘したいと思っています。神奈川県教育委員会の採択方針が三つあるんですが、……。遅れましたが私の資料はCの5というものに入っています。この中に神奈川県教育委員会の教科書採択方針も書いておきましたので……。その1番のところでご書いてあります。教科書調査研究を充分に行い学校および生徒の実情を考慮して採択すると、そういうことであるならば、調査研究は教員が主体ですから明らかに各学校で校長が教員を排除することは出来ないわけですね。その出来ないことをやっている。そういうことで校長に権限があるということだけです。ああ、時間になりましたので最後にまとめます。そういうことで今取り組んでいるところです。裏面に書いてはおきましたので、新しい教育委員会制度の問題点についてだけ指摘しておきます。新教育委員会制度でも従来通り職務権限があると首長の地位から独立しているんだ。二点目は特定の教科書をですね、対して政治的中傷性の高い事項についてすべきじゃないとか、それから教育大綱ですね各都道府県の大綱について特定の教科書を採用するとしか思えないような方針は良くないと又、県知事にはそういう権限はないし拘束される所はないということをはっきりしていますので、それを含めて神奈川県教育委員会もおかしいなことを今批判したものをいろいろ書いてきていますので、その大綱は神奈川県教育委員会とともに拘束はないということで、それに対して訴えながら取り組んでいきたいと思ひます。これから全国の仲間と一緒にですね頑張っていきたいと思ひます。宜しくお願いします。

愛知 小野政美さん

C6というのに資料が付けてありますが、一つは教科書問題です。ここにはその作る会系の教科書が採択される危険性が大きくなっています、というように書きましたが。この間、ほんとに厳しい闘い、連続学習会をやり講演会や要請行動や、県民集会・教科書展示会への参加・採択会議への傍聴・マスコミへの働きかけ・新聞投書・地方議員への働きかけ・そして教育委員6人へ働きかけてきました。危険性が大きかったですが、名古屋ではほぼ向こうが育鵬社を採択するであろうと思われていたんですが、日本会議・再生機構も必ず横浜の次は名古屋だというふうに来てたんですが、歴史教科書で初めて投票をやりまして、決選投票で4対2で、最初のところでは教育出版が3、育鵬社が2、東京書籍が1だったんですが、決選投票で4対2でほんとに首の皮1枚で向こうの教科書を採択させないという成果を勝ち取ることができました。本当にその当日までぎりぎりだったんですけども、教育委員も随分揺れておりまして、いろんな人達と連絡を取りながら情報を交換しながら教育委員に何とかこちらの思いが伝わるようにということだったんですが、今回の最終的な29日の会議では教育委員会の事務局の方が1600通あまり今までの数倍に当たる意見があった。侵略戦争を肯定する教科書を採択してはならないという意見が86%もありました、と報告せざるをえなかったし、教員からの学校評価も名古屋市は残っているんですが、そこでも育鵬社は出てこなかった。個々にはまだ学校によってはあったんですが、前よりは増えてきたんですけども上位には育鵬社はいかなかった。しかしこの間の他の大阪・横浜もそうでしたが、かつてそういうのは一切無視して教育委員が採択する、ということだったので、そういうのは非常に危険だと思っていたんですけども何とか採択を阻止することが出来ました。この後8月5日に大阪とか横浜の採択が行われると思ひます。まだこれから全国各地で採択が行われます。「日の丸・君が代」の闘いと共に教科書の闘い、本当に私達も戦争動員の学校教育・道徳教育やその教

科書がねらわれていますので是非、今日もお帰りになってから、まだ採択されていないところ、採択会議が行われていないところは、いろいろな働きかけを最後までやっていただければなあと思います。

二つ目、もう一つはその関係でいいますと名古屋市、初めて教育委員会主催でしようがないんですが、公開教育シンポジウム「中学校の歴史学習を進めるために望ましい歴史教科書とは」というのを行いました。四年前に河村（市長）南京虐殺否定発言、そしてあの日本軍慰安婦を認めない発言を彼はずっとし続けているんですけど、なぜ自分が望む教科書が採択されないんだということを相当厳しく言いまして、議会でも言ったんですが今回は教育委員会主催でそういう公開シンポジウムを開いてきました。私達は随分抗議行動を行ったんですがそういうわけで非常に厳しいと思ってたんですが。そういうことを教育委員会がやるようになってしまった、あるいは総合教育会議で名古屋は子供応援会議という名の総合教育会議なんですけれど、首長が本当にいろんなかたちで声を出すようになって、会議をするようになっていきます。そういう意味では、阻止はしましたけれどもこの後非常に厳しい闘いが続くだろうと思います。

もう一つだけ言っておきます。18才選挙権の問題で、さっきの池田さんに対する質問も出ましたけれども、非常に厳しい状況です。もちろん18才19才の子たちがプラスに投票することもあり得ますけれども、教員がその政治的に縛られるというか政治的な発言が出来ないということになれば、なおさら子ども達はインターネットでの情報を得ることで、やっぱり向こうの側にいってしまう可能性も非常に充分ですので、この間、愛知の会と言いまして憲法の理念を生かし、子どもの教育を守る愛知の会というものを作っているんです。非常に幅広い日教組・全教・いろんな人達の加わった市民団体・女性団体・弁護士団体も加わっているんですけれども。そこでこの会の中でこの間2回の連続集会を行って、また9月にはシンポジウムを行う予定です。この問題もきちんと私達が取り組んでいかなければいかんだろうと思います。また、河村市長の南京虐殺失言発言がありまして、2年以上経つわけですけれども、それを撤回させる会を毎月2回3回市役所前で情宣行動を私達もマイクを持って訴えたりしているわけですけれども。そういうことも行ってきましたし、城南部？の映画会350人のキャパのところ500人以上入って大変だったんですがまだまだ多くの人がそういうふうな意味で南京虐殺失言発言に対してもいろんな関心を持っています。「日の丸・君が代」に関して言うと愛知では厳しい状況で私も退職してもう7年経つんですけれども35年間1回も歌わず立たずに来ましたが、全体として非常に厳しい状況です。でも、共同のネットワークを広げることで愛知では様々な活動が行われていることを報告したいと思います。後でまた、全国ネットワークのことで立ちますけれども宜しくお願い致します。ありがとうございました。

兵庫 石川豊子さん

兵庫の代表というかたちではないんですけども、一応『日の丸・君が代』の強制に反対する阪神連絡会」というのを1999年に立ち上げて、私は尼崎養護学校というところに介助員として勤めて、そしてその「日の丸・君が代」の強制に反対する不起立を続けてきた結果のことだけですけれども報告させていただきます。安倍政権になって集団的自衛権が閣議決定されるなか、私は1997年に尼崎養護学校に勤め始めました。そして尼崎養護学校というのは兵庫県の尼崎市にある養護学校ですけれども、義務教育として養護学校に強制させられる前に、戦争の後遺症による小児麻痺の患者がたくさん出たなかでお母さん達が立ち上がって兵庫県庁に押し詰めて、そして学校を作らせたという経緯を持っている、戦争と切っても切れない学校だったんですね。勤め始めた頃は、2000人近く？毎年中学部の子ども達が死にました。「お母ちゃんもういいよ。もう面倒見なくていいよ。」そういう想い出……。すごく枯れ枝が折れていくような感じで消えていきました。私はそのころ介助にとっても悩んでいました。子ども達を大事にする教育が全くなってなかったからです。子どもに沿うようなそういう学校ではなかったんです。学校全体が、地域の学校から過員になった先生とか地域の学校で学級成立が出来なくなったというそういう不都合になった先生方が、たくさん来られて養護学校の特別な教育はほとんどなされて無く、ただ時間を過ぎればいいようなそういう学校でした。そこで私はそれに反対するように介助のやり方を変えていきました。そういうなかでこの集団的自衛権に関してはどうしても許せない。校長は去年転勤して来、尼崎養護学校で7年も勤めてくれて私の介護の様子を見てくれて私を評価してくれているというふうに安心していました。そして、その一時金闘争の団交の席で私はそれを、意を決して私の体験を話しました。私は8歳の時に祖父を自宅の納屋で自死されたんです。そしてその自死する前の日、おじいちゃんが死ぬというのが分かったんです。分かったけれどもなんか背中を押されるようにして母親にいうことが出来ませんでした。そしてそれが家族をすごく辛い思いにさせることになりました。毎日新聞はその現場写真を撮って報道しました。私は学校にとっても辛い思いをしながら通い

ました。そういう経験のなかでおじいさんは何で死んだのかが私の課題でした。おじいさんは私の母のお兄さん、伯父ですけれども伯父が長男で跡を継ぐように育てられていました。1945年8月16日学徒動員20才でソビエトでなくなりました。とっても悲しんで落ち込んでいました。そして母が跡を継いで長男が私の後8年後に生まれた一ヶ月後におじいさんが枯れるように消えていきました。跡継ぎが出来たと思って安心したんだと思います。そういう体験のなかで私は「日の丸・君が代」は絶対に許せない。校長に話しました。意を決して話しました。そしたら、校長は、あんた今年は再任用で最後の年ということで尼養から出てってくれという、そういうパウハラを受けました。信頼していたところに、そういう先生からの申し入れに私は戸惑いましたが私は子ども達に沿ったそういう介助をずーっとつとめたつもりです。教員の方とは対立し介助員とも対立したけれど、校長が言うには、あなたがこの学校には子どもが学校に来られなくなる「いやや。というような状況が生まれてますよ。」といわれて、辞めるように言われたんですけどもそれには、しくみがあってそれを看護師とか介助員が、石川のそばに来たら、いらんよと言ってね、と言いなさい、というような指導が障害児にあったんですね。そしたら子ども達はそれなりに大人のいさかいを見ながら、あかんべーまでするような子どもに育ててしまいました。そういうことを許してはならない。子ども達を含んで、私が「日の丸・君が代」に反対しているから追い出したいというかたちで先生は追い出そうとしたけれどやっぱり私はそれには納得が出来なかったので、今も尼崎養護学校で勤めています。教師職員課の方も、校長それはおかしいですよ、再任用5年間は規則で続けることになっているんですよ、何の落ち度もないのに辞めさすことは出来ないんですよ、というふうに言われて続けることが出来ました。パウハラというのはね、校長だけではなくて介護の同僚とか看護師とか周りにいる人が意見が違うというだけで、やっぱりできない介助員だ、というレッテル張りをするんですよ。それによって私は病気になってしまいました。そういうことは、先ほど、田中さんが言われたような状況というのは若い先生方にはたくさんあると思います。それに負けないで頑張っていて欲しいと思います。以上です。

三重 橘陽一郎さん

三重県から来ました。2013年までは県の教育委員会に申し入れをしておりました。「日の丸・君が代」の強制をしないこと。不起立の場合でも教員の処分をしないこと。で、ずーっと申し入れをしておりました。で三重県の教育委員会もちゃんと回状を開いて受け入れをしていました。分かりましたと言うだけで、そのことについて何らかの行動や通達をしたというわけではないんですが、それでも不起立の教員あるいは教員に対して処分があったということは、実はありません。県会議員の中で何人が座っている生徒がいたときに、あの指導はけしからんということはあったんです。けれどもそれ以外は、県の教育委員会は該当教員に指導しますということで、一言はあったんですが、それ以上のことはなかったんです。そんな状態がずーっと続いております。で、えーと2014年2015年と一緒に申し入れする人達もいなくなって、申し入れをせずに現在に至っています。実は、ここに来たのはもうちょっと元気を貰いたいなあとあって、やってまいりました。あの一、最後に自分のことなんですけど、私が5年間再任用して辞めるときに、私は最後担任のあいさつの時に、日教組に所属して教え子を戦場に送るなという一言を教員として誇りに思ってそのまま仕事を続けてきたと話をしました。で一番最後にお国のために・学校のために・県のためにというふうのためにというかたちで何か言われたときには、それは思考停止を要求するものだみんなに思考停止を要求するものだからしっかり考えて下さいね。と言って、最後の言葉にしたんですけども、今でもそういうふうに思っています。それはその何らかのかたちで次の世代の先生方に伝えていきたいなあといいながら、残念ながら何にもやっていない。忸怩（じくじ）たる思いをしております。ここで元気を貰ってもう一回三重県に帰ってやっていきたいと思っております。

福岡 北原大樹さん

今年4月の入学式での不起立についてお話したいと思います。福岡では、不起立は動作的には着席です。以前は、開会の時に立っていったん座って、歌うときにもう一回立つというのがあったんですけども、いつの間にか開会で立ってそのまま歌を歌うということになったんですね。私は、今の学校に行って6年目なんですけれども、いつの間にか放送係になりまして、ステージの横の2階が放送室なんですけども、入場の曲が終わったら降りていって、みんなが立っているところで座るとみんなが座ったら立って上に上がっていくということなんですけども、それが話題になりません。そのぐらい福岡では、もう「日の丸・君が代」は目立たないというかね、そういうふうになっています。というなかで、先ほど言いました以前30年ほど前、職場

でね、職員会議、福岡では職員会議といいますけども、「日の丸・君が代」についての論議ってどうか先輩達の発言で学習してました。それを今私達がやらなければいけないというふうに思って、安倍政権になってから特別にその意義が強まっていると思っています。で、実際に、しかしどの職場でどのような論議をやっているのか分からないんですけども、私は今57ですけど私の世代の人達は分会で座るという経験をしている人達は、いろんなかたちで「日の丸・君が代」を拒否していると思います。音楽だったらピアノの演奏をネグレクトするとか、いろんなかたちでね、あの、まだ抵抗をしているだろうというふうに思います。そういう状況ですから、確実に不起立・着席というのは、情報が来てるのは2人なんですね。そういう状況の中で もう一度教育労働者の権利を勝ち取っていくということを課題としてずっとやってきています。それは、追加配布された福岡からの報告なんですけれども、えー、2番の安保闘争沖縄闘争・反政府闘争と反原発闘争ね、これをがんばり抜いて福岡のうねりを作っていきたいと思ってやってきています。昨年、12月7日に講演会をお願いしたんですけどもそこで100人ですね。反戦集会に100人集まるというのは福岡ではすごいことですよ。50人集まればいいというような状況が何年も続いてたんですけども、安倍政権になってこの危機感というのが昨年からずーっと高まってきたんだと思います。そして今は、安保法制反対で500・600・700というデモが起こっています。それぐらいのねりが起こっています。辺野古アクション、辺野古基地反対行動を昨年8月に始めて、それ以前から金曜行動というのをやってたんですね。今は毎週日曜日安保法制反対の街頭宣伝を行っています。毎週三回出てるんですけども、そういう中で安保法制の署名ですね、中学生や高校生、中学生はあまり署名しませんけれどもピラの受け取りが中学生高校生が非常に良くなってきています。高校生はもう署名もしてくれます。小さな子どもを連れた若いお母さんとか中学生高校生を連れたお祖父さんお婆さんがものすごく署名に応じてくれている。そういう状況が今起こっています。8月10日川内原発の再稼働が言われています。11日以降とか何とかというのは、私達の反対行動、この東京からも160人ぐらい川内現地に行かれるということなんですけども、そういう反対行動をね、潰すという意図もあってやってるんだと思いますけども、それに負けずに戦い抜いていきたいと思っています。それと、4番ですね。福岡の教育計画とあるんですけども、本当に福岡だけじゃないと思うんですけども、教育統制、教育介入というのがどんどん進んでいて、校務支援システムというのが今年4月から導入されています。教育委員会のデータベースに入るんですね。それを、情報を・・・、たとえば教育委員会が、一人一人の子ども達のことを把握する、教員がどんな評価をしたかを把握する。それは文科省もそうじゃないか、ということで、反対意見を組合の中で言うんですけども、執行部は、いや教育委員会が確認していますから大丈夫です、安心です、というようなことを言うわけなんですよね。やっぱりこの運動もね、組合が動かないからもう自分たちで動くというふうに始まっていったと思うんですけども。まずは、そういうね、自分たちが先ず動いて動かしていこうというのが、益々ね、このひとつとも言えるのではないかと思います。この校務支援システムについては、ほんとうに道徳の評定評価が入った場合にはね、ものすごいことになってくるのではないかなという危機感を持っています。最後に、8月9日に安倍首相が長崎にやってきます。平和祈念式典に参加ということで来ますので、それに断固反対するデモをやりたいと思っています。ロビーにチラシも置いていますので是非ご覧になって下さい。どうもありがとうございます。

司会：地方の方と言いますが、非常に厳しい中でやっているなあと本当に感じました。これからも全国それから東京大阪とは堅く連帯して交流してやっていけたらというふうに思います。

学校教育にしのびよる自衛隊 大束愛子さん

「ふえみん婦人民主クラブ」という団体の者でこの集会には、賛同団体というかたちで加わらせて頂きました。今日ここに来て、いろんな地方の方も含めて話を聞いて改めてひどいことになっているんだなということを感じまして、ほんとうによく勉強させて頂いたと思っています。新聞を出していますので、これまで根津さんとか河原井さんにはいろいろ書いて頂いたり取材させて頂いたり、お世話になって来ました。団体が敗戦の翌年の年、憲法が出来た年に出来た女性の団体です。結成の時のことからして平和運動には力を入れて微力ながらやってきたつもりです。私は「ふえみん」では、平和部隊と言うところに属しておりまして、あんまり教育の問題という観点からではなくて、自衛隊の問題というか東京新聞に2012年、2年前かな田無工業高校という都立高校が二泊三日の防災訓を自衛隊の駐屯地、練馬の朝霞駐屯地ですということを知り、もうこんなことがあってはいけないだろうとすぐ思って、抗議文を出しました。抗議文の先というのは、防衛省と東京都の教育委員会ですが、普通抗議文というのは、今も戦争法案でいろんな抗議文をしよ

っちゅう出しているんですけども、抗議文を出したら普通それでお仕舞いなんですけれども、知らなかったんですけども、教育委員会と言うところは返事が来るんですね 私達は、二度とこのような宿泊防災訓練を自衛隊で行うことはやめて欲しいということを、繰り返してはならないということを書いたんですけども、これからもやるつもりだ、というふうに書いてあって、次は、・・・最初の時は田無工業高校の三十四人ぐらいが行ったんですけども、次回の予定では第二学年全員が行くというふうに明らかに拡大しているんですね。それでも、びっくりしてしまって、これは、まあ、抗議を続けなければ、抗議を続けて、こういうことが常態化したり、他の都道府県に広がってはいけないということで 又抗議文を、質問書を添えて出すということで、そんなことを四回位これまで繰り返してきました。その中で、だんだん分かったことはその他の団体ももちろん反対なさってたりして、情報公開とか、手段を講じたのであるいは、新聞報道からも分かったことなんですけども、田無工業高校の校長というのが企画したばかりですけども、彼は新聞報道によれば、それまでに都教委の人で石原都政の置きみやげみたいなかたちで、石原都政が二年間位は韓国の徴兵制の例ではないけれども、二年間位は強制的に軍隊とか消防署とかに行くようにしたらいいんじゃないかというようなとんでもないことをぶち挙げた訳なんですけれども、それを聞いて当時の副知事だった猪野瀬さんが、モデル校を作ればいいでしょう、というふうなことを言って、その会議を受けて、そういうことを統括する責任者だった人物がいるんですけど、その人物がなんとその田無工業高校の校長になっていて、ようするに都教委から校長になっていて私からすれば、企画した人と実施する人が一緒に一人で二役で悪いことをしたみたいなの、そういう印象を受けました。そんなふうなところで、私達が質問書を出すと、都教委は答えてくれるんですけども、その中で特徴的なことというのは、何故他に適切な消防庁とか日赤があるのに、駐屯地でやるのか。というような質問に対して、何を重視して答えてくるのかということ、ようするに集団的な他のところでは無い集団的な規律を学ぶことが出来るんだ、というふうな答が何力所かに出てくんですね。だから明らかに集団の中で躰・規律を学ぶということをすごく都教委は重視しているなという印象を受けたんですけども、そういうことってというのは、つまりところは新聞の投書にあったんですけども、旧制中学校の時もやっぱり同じように集団の規律をするということがすごく大事なことで、・・・時間がないので・・・ 自衛隊の話とかしようと思っていたんですけど時間がなくなったので、結論だけ言わせて頂きますとそんなふうなかたちで私達が抗議 文を出してきましたところ同じようにやっぱり抗議をしていた団体がありまして、田無工業高校は二回あったんですけど、次の年には、伊豆七島の大島という町で校長先生が神奈川の竹馬駐屯地というところで今度はするという報道が新聞でありました。それで今日は主催者の代表として挨拶された永井さんの方からブックレットを出そう。このブックレットなんですけれども、これには同じように自衛隊でも宿泊防災訓練に反対する六つ位の団体の人達が共同で作ったブックレットです。こういうふうなブックレットを作ったこととか、あるいは、私も直接大島の役場とかに抗議文を届けましたけども、大島町の人達自身もそれはおかしいみたいなかたちで、反対の集会があったようで、今年はまだないそうです。今日、ブックレット編集委員会というのは、その後も2回位集会をしたりとか請願や交渉をしているんですけども、おとといも交渉したんですけども、その中では今年はまだ予定がないということなんで。もしかしたら、これは、戦争法案がもしかして仮に通っちゃった後にまたやるとか、その可能性は全くないとは言えないと思うんですけど。取り敢えずは、何をやってもうまく・・・抗議してもだめなことが多いんですけども、ここでは、ちょっといい報告が出来るかなと思います。それで、いろいろな矛盾が、いわゆるその体験入隊の話なんですけども、防衛省では体験入隊で、都教委の場合は防災訓練と言っているんですけど自衛隊内の本には、体験入隊はあってもようするに防災教育のプログラムはない、というふうなことも分かってきたので都教委としてはかなり追いつめられてんじゃないかなあと expecting して、これからもみなさんと一緒に軍国主義を教育の中に持ち込むことだけは辞めて欲しいと思っています。どうもありがとうございました。

教科書問題について 伊賀正浩さん

大阪から来ました。「子どもたちに渡すな！危ない教科書大阪の会」の伊賀と申します。今年は、中学校の教科書の採択が今行われています。私達は大阪で育鵬社・自由社の不採択を勝ち取るために去年の秋から、今回は大阪が大きな焦点になるだろうというそういう気持ちで運動を立ち上げてきました。ただ、今年は安倍第二次政権のなかで 教科書検定の基準が改悪されたこと首長の教育権限が非常に強められた教育委員会制度が出来たこと。このような中で非常に厳しい状況の中で今運動を続けてきています。みなさんご存じだと思いますが、今大阪で立て続けに育鵬社が採択され始めています。でも、ただ言えることは一方的に採択

されているわけではありません。去年これまで以上の運動を大阪で今つくり幅広い運動をつくって、そういうぎりぎりのせめぎ合いの中で今こういう現状になっているということを少し報告したいと思います。まず、東大阪が7月27日採択になりました。東大阪ではこれまでにない大きな運動が作られました。東大阪の中では、オール東大阪という言い方をされていますけれども、非常に様々な考え、様々な組合の方が一緒になって大きな運動を作っていました。最終段階の中で右派の方は危機感を持ったんでしょうか、駅前でヘイトスピーチをやるといふそういうことが起こりました。これは実は、彼らにとっては逆効果になりました。ヘイトスピーチをやってる団体と育鵬社というのが全く同じなんだと同じ考えなんだということが市民のみなさんの前に非常に明らかになりました。そのことで、東大阪の市民のみなさんの中に非常に大きな、さらに、動きが強まりましたし教育委員会の中での動揺野田市長これは教育再生首長会議に入っていますが野田市長も動揺するという、そういう事態の中で結果的には選定委員会というのがありますよね、選定委員会の推薦図書三社の中には育鵬社は入っていませんでした。ただ、教育委員会の当日、教育委員達が何を言ったかという、選定の推薦に入っていないんですが、今まで使っていた育鵬社でいいと、現行のままでいいと、それしか言わないんですよ。それ以外の中身的なことは何も言わずにそれだけを言って、育鵬社の公民を採択してしまいました。全く理不尽な、全く調査研究を無視したような採択を東大阪ではやってしまいました。そういうことで今、東大阪ではもう一度今後に向けてどう運動をさらに強めていくかということ、今丁度相談されているところです。その次に同じ日に採択されたのは河内長野市でした。ここは前から危険だという気持ちは持っていたわけですが、なかなかこう運動の主体が生まれてこなかったんですけど、今回公民教科書に選定委員会の選定資料の中で二位の立場になっていましたというような状況が生まれています。もう一つその二日後に採択されたのが四条畷市です。大阪で始めて歴史も採択されました。歴史と公民どちらも採択するという事態になっています。まだ詳しい分析は出来ていませんけれども、この首長は大阪維新の会の首長です。そうみて、政治的な意図が働いた、としか考えられないんですけども、これからどんなことが起こったのかこの二地域についてももしっかり分析をしていきたいと思っています。いよいよ、8月に入って最大の焦点になっているのは大阪市です。大阪市は約1学年2万人の子ども達があります。横浜市より少し少ない位の人数です。非常に大きな教科書市場になっています。橋本市長は市長になってから育鵬社を採択するために着々と準備を進めてきました。一つは、8採択地区があったものを一つにしてしまう。非常に巨大な市を作ってしまう。その上で、教育委員すべてを自分の意のままに操れる人物にどんどん換えていきました。今や誰一人彼にノーと言えません。次に教育目標についても彼が自分で考えたものを導入して、それを選定基準の中に入れてしまいました。もちろん愛国心が入っています。今年の中学校採択から教員の調査研究、これについても特徴だけを書けと、ほとんど何も出来ない、現場から何の評価も出来ないようなかたちのものをさせました。それをもって教育委員会の中でも独断採択しようというのは目に見えているわけです。私たちはこの教育委員の中に架空の教育委員がいるということを指摘しました。彼は日本教育再生機構の、教育再生、ご存じですかね、日本教育再生機構とは育鵬社の別動部隊として教科書の採択運動をやっていますが、彼らの機関誌に4度投稿しています。ここについて追及していきました。何と答えたかという、この4月に初めて要請書を出したんですけども要請書を出すまで高尾委員は日本教育再生機構がどういう活動していたか知らなかったとか、こんなことを文書で回答してくるのです。嘘っぱちもいいところです。そういうことをやる高尾教育委員がいるにもかかわらず、じゃ、事務局は何と言ったかという、それは高尾教育委員の行動は軽率とは思えない、社会通念上問題ない、こんなかたちで言い逃れをしていっています。私達は7月30日に40名の市民のみなさんと一緒に大阪市交渉をやりました。この問題を徹底して追求しました。そこで彼らが最後に言ったのは何かというと、8月5日に社会科だけ採択をする。それを突然、彼らは採択を宣言しました。未だに、今日になっても未だに場所は言ってきていません。場所はまだ公表されていません。彼らはいろいろ聞いていくとどうも警備のことで考えているようです。そういう自分たちの警備のことばかりを考えて、市民が参加することさえ制限するような、そういうかたちで、今、無理矢理育鵬社を採択しようとしています。8月5日本当にあまり時間はありません。非常に状況としては厳しくなってきました。ただ、私達の中で、この間安保法制に若いみなさん学生のみなさんなど若い方々が非常に活発に運動されていることと思いますが、この教科書の問題にも若い方々が少しずつ参加して下さるようになってきました。少しずつ運動が広がってきています。8月5日あんまりありませんが、出来る限りのことをしたいというふうに考えています。今日来たのが昼からになってしまったので今配らせて貰ったんですが、このチラシを今お配りさせていただきました。

道徳教育について 北村小夜さん

確かに、私は、国定教科書第3期で修身を学んできたものです。えー・・・そうですね。唱歌で、唱歌、お分かりですか、今は教科名で音楽と言いますけども、私が小学生の時は、唱歌といいました。唱歌というのは、それなりに意味があります。読むと、となえうた、と書いてありますよね。歌詞が重要ですね、メロディだけでなく、しばかりなわなわなをつくり、と歌って さんざん歌って身に付いたところで、修身で二宮金次郎がどんなに親孝行だったかを教わります。すぐ覚えてしまいます。でも考えました。しばかりなわなわなというけれど、薪は炭屋さんが持ってくるし、わらじ作るわけにはいかないし、修身の本には家は大変貧乏で、ひとのご飯を心配するほどの貧乏ではないし、ちょっとこれは孝行のしようがないなと思ったもんなんです。でも、先生に聞かれば、親孝行はしなければいけないとちゃんと答えられるようになります。同時に日本の国は神様がお作りになった立派な国で天皇陛下がおおさめになっています。こんな幸せな国に生まれたのだから忠義を尽くさなければいけないと教わりました。その通り覚えますけどどうやったら忠義になるかは分かりませんでした。修身が、先ほど午前中に池田先生の話があったときに日本の教育の始まりのところがあったんでちょっとそのところを思い出したんですが日本の教育、修身が主の教科である、すべての教科の先頭に立つということは、今言われているわけですけど、戦前の教育が初めっからそうであったわけではありませんよね。学制が始まったときには、近代化をねらった文明開化の時期だったと思います。文明開化に明け暮れているときに、明治天皇がこの頃世の中の空気が悪くなってきた、日本はもうちょっと規範をきちんとしなければいけない、徳育が重要だということで共学誓詞というものを出しますよね。

ご存じですよ。みんな学校の先生達は学んでこられたと思うんですけども、共学誓詞によって学制が変わって、その翌年に出た1880年に出た学制によって、修身が主教科になるわけですよ。すべての教科の先頭に立つわけですよ。そのことを思い出すと戦後も同じことをやっているようですよ。戦後日本国憲法が出来て、教育基本法が制定されて民主教育が始まったときに、始まって間もなくアマノ文相が言いますよね。日本は天皇制教育をやらなければいけないんだ、ということをお願いしますね。なんかあの、途端にやはりその日本の教育が実学的な教育で始まったものが、どうしてもそこでは徳育的なものに変わって行ってしまふ。そのことが繰り返されてきているような気がするわけです。一つの証拠だと私は思っているんですけど、その共学誓詞が出されたときに、同じ年に、おそらくこれは間違いないと思うんですが、同じ年に音楽取り調べ係というのが出来ています。文部省唱歌を作った人達です。ですから今、戦後小学校と中学校の学習指導要領には、共通教材というのがありますよね。音楽は小学校の先生に任せっきりという人もいると思うんですけど。共通教材というのは他の教科にはありませんよね。学習指導要領が教材そのものを指定しているというのではないと思うんです。ということは、やっぱりどんなにか重視していることだろうということですよ。では、その共通教材というのは1年から6年までに24曲ありますが、24曲の中のほとんどが文部相唱歌だったものです。すなわち、音楽取り調べ係が作ったものです。それをずーっと使っている。戦後もずーっとそのまま使っている。道徳が実施されるといわれたときに戦前はどうだったの、昔の修身はどうだったのみたいに私もさんざん聞かれたけれど、一端無くなったわけではないんですよ。ずーっと続いているわけなんですよ。例えば、故郷とか我は海の子とかみんなそういう歌ですね。これらについては、道徳の指導要領の解説に、音楽の共通教材というのは我が国の道徳の精神に一致するものだからとても重要だということがちゃんと書いてありますよ。何気なく歌ったり、まるで復興の歌であるかのような歌い方もしていますけれど、ま、歌ですから使い用はいろいろあると思うんですけど、やっぱり貫いているものを考えて頂きたいと思います。・もう終われと言われていたんですけども、もう一言だけ言わせて下さい。私は、長い間、1950年から教師をしてきました。ずーっとやっぱりあの一、文科省の政策に対して抵抗をしてきたつもりです。ずーっと言ってきました、今の世の中の学校の状況、教育の状況を見ながら、私達の闘い方が足りなかったからこういう状況になったんで申し訳ないとずーっと言ってきましたけれど、この頃はそうは言いません。私達が闘ってきたからこのくらいで済んでるんだぞって、つづきをちゃんとやれというつもりで、今はなっています。凄まじいですよ、学校の若い教員達に聞くと全然私達の時代とは想像もつかないようなことが行われているわけですけど、話を聞くとひどいんだ、攻撃がひどいんだ、と聞きます。でも、ひどいのはあなた達が後ずさりするからじゃないのっていう思いが充分あります。それに、今これだけ攻撃が強いつてことは、やっぱり教師としての自負があるからですけど、やはり教師の力を知っているんですよ。教師は、だって教室にいて、出来ることがありますよね。その力を知っているんですよ、教育の力を知ってるんです、だから恐ろしいから、一生懸命、彼らは攻撃をかけてくる。彼らが今恐れてることに對して、それに見合うほどのことを現職の教師・子どもも含めてですけども、それに見合うだけのことをし

ているだろうかを考えたいと思います。今、あの、東京の現代美術館で相田さんがたわいのないことを書いて文句言われていますけども、どうってことのないことなんですよ。教科書検定は意味があるのか、それから特別支援教育は隔離教育だとかね、息子と連れ合いと一緒に考えたことを書いてそれに東京都がちょっと文句を言っているんですけど、彼は頑として構わずその掲示を続けています。ちょっとおもしろいんで暇があったら見に行ってみてください。えーと何も用意して無くてすいません。

大学問題 清水康幸さん

大学の状況についてですが、「日の丸・君が代」に関連しては、みなさんご存じだと思いますけれど、国立大学の学長を集めた場で文科大臣が、「国立大学でも、入学式・卒業式等においては国旗と国歌をちゃんと実施して欲しい」というお願いをしました。学長達は、ニュースなどを見ていると大変困ったような顔をしていました。そうは言っても、国立大学は80いくつあるうち「日の丸」に関しては70数校、つまり大半はすでにやってるんです。「君が代」はさすがに減りまして、10いくつということらしいですけども、それをこれからは全部やって欲しいというわけでありまして、ついにここまできたか、という印象を私などは持ちました。というのは、大学をめぐる情勢も着々と国家に絡め取られると言いましょか、この10年ぐらいの間にものすごく統制が進んできておりますので、そのあたりをちょっとお話ししたいと思っております。

その前に申し上げたいのですが、1998年ですから今から17年ぐらい前でしょうか、私は埼玉県の所沢高校の親になりました。みなさん、覚えていらっしゃるでしょうか。簡単に言うと、「日の丸・君が代」の実施に生徒会が反対の決議を挙げていた。先生方もそれを支持していたし、PTAもそれを尊重する立場だった。ところが、埼玉県でもほとんど実施していない高校は残っていない状況の中で、いわば最後の砦を崩すということで、新しい校長さんが送り込まれてきて、入学式でいきなりやったんですね。それが前年の97年の4月だったのですが、いろいろと話し合いをしたけれども埒があかない。そこで生徒達が妙案を考えたわけです。「校長さん、学習指導要領があるため、入学式・卒業式をやる以上絶対に「日の丸・君が代」をやるんだとおっしゃるけれども、じゃあ、入学式・卒業式はやめましょう。自分たちで行事をやるから心配ないですよ」というかたちで生徒会主催の行事をやるという対案を示したわけです。それを先生方も支持することで実施の運びになったのですが、結局分裂卒業式とか分裂入学式とかというふうに、3月から4月にかけて大変センセーショナルな報道がされました。その3月の入学説明会に、私は初めて学校に行きましたが、校長さんは新生と親を脅しました。来る4月何日の入学式に必ず参加して下さい。そこで入学許可をします、と。そこに出ないと入学が許可されない、みたいな感じでした。校長さんが言ったのはそれだけなんです。で、「卒業式の混乱について説明してくれ」という声に対しては、一言も説明しませんでした。そこで新1年団の代表の先生が、「こういう経過があって、生徒はこういうふうなことを考えて、あんなったんです」と説明を下さったんですけども、その発言が校長の方針と違うことをしゃべった、ということで、戒告処分が3月中に出されました。そんな経過で息子は入学したんです。行きがかり上、私もPTAの役員をやらざるをえなくて、その後3年間やりました。最終的には、先生の戒告処分も人事委員会で公開審理を何回もやって、ついには処分取り消しというかたちで成果を収めたんですけども。それで、何を申し上げたいかということ、実は所沢高校の場合はそういうことが可能になったいくつかの条件があったということです。一つは、それ以前から生徒の自治活動が非常に尊重されてきたという伝統があるということ。自ら「日の丸・君が代」に関する決議というものを生徒総会で行っております。これは1989年、学習指導要領が改訂されて、「日の丸・君が代」が強制されていくきっかけになる指導要領ですけども、行事に「日の丸・君が代」を持ち込まないというその決議を代々毎年生徒総会で確認しているんです。先生方もそれを了解しているという関係が続いてきた。もう一つは、学校の内規として「本校の議決機関は職員会議である」ということが決められております。これはすごいことで、校長といえども職員会議の決定には従わなければいけない。職員会議でこう決めると、もうそれでいくわけです。ですから、あのときの構図としては、「生徒会の決議がある。職員会議がそれを支持する。PTAは外からそれを支持する」ということで校長だけが孤立する、というみごとな図式になったんですけども、今はまず不可能ですね。というのは、翌99年に広島世羅高校の校長さんが自殺しました。同じ年の夏に国旗・国歌法が成立をする。そして2000年になりますと、学校教育法施行規則が改正されまして、職員会議の性格が初めて法的に決まるわけです。つまり「職員会議というのは校長の補助機関である」ということです。意見を言うのは構わないけれども、校長の決定をしばつてはいけない、ということになったわけです。その後、東京都はもっとひどいことに、職員会議で決議をすることそのものがだめとなってくるわけで、職員会議というものは、先生方の意見交換や何かをみんなで決める

とか、そういうことではなくて、単なる伝達の場合でしかない、ということになってくる。そういう経過を経て、今まで話を伺ってきたような、学校における非常に厳しい状況というのが生まれている、ということだと思います。

で、これからが本番ですけれども、実は、大学も今そのようになりつつあるということなんです。その重要な布石として、「日の丸・君が代」を持ってきたんだらうと思っています。今は国立大学の話ですが、あそこは10年ほど前に独立法人化されて、大学の運営方式ががらりと変わっています。もう昔の国立大学ではありません。今は大学の先生が「もう、やってられない」ということで、どんどん私立大学に逃げてきています。何故か。まず、今まで配分されていた研究費が召し上げです。それが学長のもとに集約されて、ごくわずかずつやるわけです。それ以外は、いわば応募するかたちで、「これこれの研究をこういう計画でやりたいから、いくらお金が欲しい」というふうに申請して、認められるとくれるんです。認められなければ、がくと減らされたお金で研究をやるしかない。すべて競争させる、というかたちになっています。学長の権限がものすごく強くなっている。そうすると何が起こるかという、学長にすり寄る人とそっぽを向く人と分かれちゃう。職場の団結とか、みんなで、「学生にいい教育をしていこう」というような議論がしにくくなっていく。それでいたたまれなくて逃げてくる。それから学長の選び方も昔のみなさんが記憶しているところでいえば、だいたい教授会メンバーが投票する、その前に場合によっては学生が投票するという、そういう大学もあったかもしれません。今は学生どころの話ではない、教員の投票すらないところもあります。学長選考委員会みたいなものが学外者を含めて構成され、そこが候補を決める。大学によっては参考投票というようなことをやるところもありますが、やったとしてもその結果通りに選考委員会を選ぶとは限らない。うんと下の人が学長に選ばれるということすらある。そういうふうになっているところに、今度は「日の丸・君が代」です。今、お金がぎりぎり絞られていますので、補助金欲しさに、じゃやろうか、というふうになるところが出てくる可能性がおおいにあります。実は国立大学は毎年1%ずつ予算を減らされ続けてきています。この10年間で1割減っているわけですが、さらに大学を種別化して、超エリート大学・グローバルに評価されるような研究成果を出す大学・そうでもない大学・職業教育に特化した大学等に種別化して、いわば重点配分で予算を付ける。こういうふうにはなっているわけです。私立大学は、実はすごく多様です。国立ほど勝手には動かしにくい面はあるのですが、基本的にはそういう補助金ならみの統制の流れの中に巻き込まれていくということは間違いのないことですね。

安保法制に関しましては、憲法学者が今回大変重要な役割を国会の中で果たしてますね。やっぱりアカデミズムの持っている社会的な役割やその影響力ですね、これはまだまだ捨てたもんじゃないというふうに思っています。それとは別に安保法制に反対する学者の会というのがありまして、賛同している人が一万数千人というかなりの数になっています。それから、国立の「日の丸・君が代」に反対する動きについては、三千何百名だっただと思いますが賛同している研究者がおります。最近のニュースですと、いろんな大学で有志がアピールを出したり、中には学生と一緒に集会を開いたり、というところも出始めていますので、今後楽しみだなあと思っています。最後に申し上げたいことですが、大学というところは、「すべてを疑え、常識を信じるな」というところから教育を始めるわけです。「今までこれが当たり前だと思っていたことを、いったん全部疑ってかかりましょう。そうじゃないと学問が始まらない」と教えています。例えば、「日の丸」にしても「君が代」にしても、必ず学生に聞きます。「あの歌、知ってる?」「知ってる、歌ってきた」と言うわけです。でも「意味は知ってる?」と聞くと、ほとんど知りません。「教わったことが一度もない」と言う。「そうか。じゃ読んでみよう」と言っても、今の学生は意味が分からないらしいです。それでいちばん効くのは、戦前の、先程もちよとお話ありましたが、修身の教科書を見せてあげると一発で理解します。子ども向けに分かりやすく書いてありますから。それで、おもしろいのですが、「日の丸」の次に「君が代」、その次に靖国神社という順番に並んでいるんです。で、そのページをコピーして読ますと「あっ、こういうことだったのか」と、余計な説明はいらないくらい明瞭に書かれています。そういう教育というのはちゃんとやらなければいけないし、事実を知ればちゃんと理解します。そうすると、自分が受けてきた教育って何だったんだらうというふうに、当然のことながら疑問を持ちます。そこから学問や大学の教育も始まるというわけです。だから、そういう大学の役割を今こそ発揮しなければいけないというふうに思っています。私は教職科目も担当しています。教員養成のための科目ですね、それで、いろいろと学生に聞きます。最近の憲法をめぐる、あるいは集団的自衛権、その他について、他の授業で扱っているかと聞くと、結構扱っています。法学関係の授業ではもちろんのこと、幾つかの教育関係の科目でもかなり先生方は触れてらっしゃるんですね。そういうことがすごく大事なことなんだらうというふうに思っています。我々が個人でできることは限られていますけれど、これからの若者達にちゃんと歴史と事実を伝えること、今何が起

こっているのかよく考えてもらうことですね。そういうことで、いわゆる運動的な面のことについては、ほとんど私はまだ出来ておりませんし報告も出来ませんが、我々が出来る役目は何かということを考えているその一端をお話しさせて頂きました。どうも失礼致しました。

「全国ネット」について 小野政美さん

「許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！安倍政権の改憲教育破壊 全国ネットワーク」(略称「ひのきみ全国ネット」)ですが、D4とD3をご覧ください。昨日、3年程の準備会を経て、昨日の全国会議で正式に結成されました。時間があんまり無いんですがD3の結成宣言を井前さんに読んでもらいます。お願いします。

井前弘幸さん

「全国ネットワーク」結成宣言。

今年7月16日 安倍政権は日本がアメリカと共に戦争をする国となる法律を衆議院で強行可決しました。しかし、イラン特措法の時とは比べものにならない程の多数の市民が連日国会周辺に駆けつけています。全国各地に反対 行動が広がっています。若い世代が「私達は戦争に行かない。」と、「安倍戦争法を絶対に許さない。」とっています。自公連立政権の絶対多数のもとで戦争法を運動の力で押し返せる可能性が高まっていると思います。私達はこの第二次安倍政権の発足以降、安倍政権による教育破壊政策と闘う、以下三本の柱で、取り組む各地の闘いの連帯を呼びかけながらこの全国ネットを準備してきました。そして今、戦争法に反対する運動の大きなうねりの中で敗戦70年という節目を迎える2015年8月に、「許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！安倍政権の改憲教育破壊 全国ネットワーク」を発足させることにしました。三本の柱はその下に書かれている通りです。「日の丸・君が代」強制と戦争法案および改憲は 安倍政権の中で一つにつながっています。 政権による教育支配無しに 海外に出て行く戦争は絶対に成り立たないからです。こういう状況の中です。今朝の講演にあった通りの立場というか、その通りだと考えています。私達もその通りだと考えています。戦争と教育は一緒に結びついている中で、私達はこの戦争法と共に「日の丸・君が代」を通じて教職員を支配していく、そして教育の中身も支配していくと、そういうことに対して全国の連携の中で闘いを広げていこうということで、下記の通り全国ネットワークというものを発足させようということを確認をしました。その宣言文がここに示されている通りですので、是非、私達もこれから全国に発信をしていきますけれども、ここに居られるみなさんと共にこの全国ネットワークということ、さらに全国に広げると共に連携をしていきたいと思っておりますので、この結成宣言を是非広げて頂きたいというふうに思います。宜しくお願いします。

小野政美さん

どういう団体かというのをもうちょっとっておきます。「全国ネット」は、「日の丸・君が代」強制に反対すると共に安倍政権の改憲教育破壊を許さない闘いに取り組む全国の個人および団体を結び合わせ情報交換と共に具体的な闘いを呼びかけ行動をするネットワーク団体です。「日の丸・君が代」の強制処分に反対し安倍政権の改憲教育破壊に反対するという一致点で幅広いネットワークを目指します。組織・個人に関わらず、互いに対等・平等であり、意見の相違を認め合い、一致点を大事に、非暴力で、互いに誹謗中傷攻撃を行わないことを確認しながら運動を進め、全国的なネットワークを作りながら運動が全国に広がることを希望し、そのためにいろんなところでたくさんの方々との出会いを大切にして、おおらかに、したたかに、軽やかに、にぎやかに、人間らしさを失わない活動を継続していく、そういう運動です。ここの全国から集う、全国で闘うという今日の集会でもありますけれども、様々な、今日も、報告がありました。様々な発言がありました。そして、ここにもたくさんの方々が全国からお見えになっています。そういう人達が、例えば、都教委であったり文科省であったり、各教育委員会からの様々な攻撃の中で、若い教員から長年教育現場にいる人そして再雇用にいる人達を含めて、非常に厳しい闘い・厳しい状況に強いられています。その人達がバラバラであったならば、彼らはバラバラにするそういうやり方は昔からどの時代もそういう統治の仕方をするわけですが、私達もバラバラにされています。しかし、それに負けてはならない。共同で闘っていくための全国ネットワークというものを立ち上げました。是非、多くの方々が賛同して頂いて、さらに運動を広げていきたいと思っております。先程の北村小夜さんが、名言『教室から戦争は始まる。』というふうにおっしゃっていました。ずーっと長いこと闘ってこられました。池田さんも随分

・だいぶん大学の中で闘ってこられました。多くの方が闘ってきましたけれども、その一人一人が大きな川となって大河となって今の安倍政権を追いつめていきましょう。是非、賛同、ご参加をお願い致します。どうもありがとうございました。

討論の概略

司会：ここで、ぜひ発現しておきたいという方、挙手をお願いします。6人ほどでしょうか、ではそちらからお願いします。

H：「被処分者の会」の者です。今日、本当に勉強になりました。今、私たちは、多くの教育団体などと共同して安倍政治NOの声を挙げて立ちあがっています。国会前をはじめとする行動を起こしています。提起された3つの柱とも重なっています。そことの関係についても、丁寧に説明してほしい、持ち帰って検討させてほしいという方が多いと思います。ここで、拍手でというのは勘弁してほしい。

M：「教育の自由裁判を進める会の者」です。本集会の実行委員会の参加団体です。集会の実行委員会には参加するが全国ネットは別問題であるとの立場を採っている。今国会闘争で市民団体が総がかり行動を行っている。全国ネットを特別扱っているのではないが、すでに8月1日結成宣言が資料の中に入れている。印刷はもっと前に行われたはずだ。そのように特別扱いしすぎではないか。

K：「言論・表現の自由を守る会」の者です。この「日の丸・君が代」の強制は、憲法違反であると同時に、国際自由権規約18条、19条に明確に違反しています。このことが国会ではまだ十分取り上げられていない。国際条約に違反する犯罪行為であることを明確にしていくために共に行動しましょう。

Y：今、週3、4日文科省の傍聴に行っている。ひとつは主幹教諭制度、これを強化して校長からの上意下達を強めようとしている。さらに、道徳の強化、文化的共同体を打ち出し愛国心を入れようとしている。文科省の道徳教科書検定基準作りのパブコメにぜひ参加してほしい。自衛隊の介入問題も粘り強い取り組みが功を奏している。

K：「被処分者の会」の者です。まず、全国ネットは個人の集まりであるかの確認。それから、この集会は賛同の呼びかけがあり実行委員会が結成されてもたれている。先ほどの全国ネットの発言は、実行委員会からの呼び掛けではなく、単なる発言、アピールであるという確認。

K：4次訴訟の原告です。ひとつは、先ほどアピールしたTシャツは1500円です。何枚かありますのでよろしく。もうひとつは質問ですが、全国ネット準備会も実行委員会に入っていたのでしょうか、D-4で書かれている年2回交流集会を開くと言うのと、この実行委員会形式の全国交流集会との枠組みの整理をお願いしたい。

司会：今まで出された質問なりに答えていただける方はいますか。

N：実行委員会には、「進める会」も「全国ネット・準」も実行委員会に入り、資料も入れてある。あくまで本集会のためであり、明日、文科省交渉があるが、それが終われば基本的には終了する。

O：「全国ネット」正式結成の報告をしましたが、確かに他の運動と課題でダブるところも多いが、私たちは、3年半準備し、経過はメールで確認し合ってきてきた。いろんな考えの違いがあっても共同してやっていきたい。他の団体と敵対するものではなく、総がかり行動も共にやっていく。それから、限りなく個人

で、意見が違っても進んでいきたい。

司会：あくまでも、「全国ネット結成」の報告があっただけで、それを拍手で確認するとかの問題ではない。また、年2回交流集会を開くと言うのは、「全国ネット」の方針であるにすぎない。

司会：それでは、アピール文の提案をお願いします。

（アピール文：次ページ）

司会：それでは、拍手で確認してください。確認しました。ありがとうございました。
本集会の参加者は147名と報告されています。

行動提起(花輪)

明日、午前中文科省交渉を行います。3つの分野、「日の丸・君が代」問題では勝利判決を踏まえて、文科省はどう考えるのか、大阪の教育問題では全国学力テストを高校入試に持ち込む問題、また教科書採択問題等について見解を言わせたいと思います。

行動提起(渡部)

戦後70年の夏、「日の丸・君が代」強制反対、若者を戦場に送るなを掲げて、これから銀座デモを行ないます。2.5キロ、約55分。整然と行ないたいと思います。

閉会挨拶(みつはし)

安倍内閣が、憲法を無視する安保法案を強行突破しようとしています。これはドイツ・ヒトラーが権力奪取したときと同じ手法です。しかし、裁判での一定の勝利があり、また、安倍を一定程度追い詰めています。我々の闘いは非常に苦しいですが、この闘いが状況を切り開くものとなることを確認して、明日から全国で行動していきましょう。

集会アピール

戦後最悪の安倍反動内閣は憲法違反の「戦争法案」を衆議院で強行採決した。
私たちは絶対にこの暴挙を許すことはできない。
この夏、私たちは闘い続ける。
国会周辺で、全国各地で、私たちの職場で……

1999年夏、私たちは同じように闘っていた。
国会周辺で、全国各地で、私たちの職場で……
「国旗国歌法」反対のために。
「日の丸・君が代」強制反対のために。

法制化以前から「日の丸・君が代」強制反対の闘いはあった。福岡で、全国各地で。
2000年には、西の広島、東の国立（東京）の闘いがあった。
国家権力が全力で攻撃してきた時、残念ながら日教組は弱かった。
しかし権力に負けない人々がいた。それを支える組合もあった。

石原都政下の東京、橋下府市政下の大阪での大量処分攻撃。
一人の不起立者も許さず、「日の丸・君が代」強制を貫徹しようとする攻撃。
しかし権力に負けない人々がいた。
不起立者ゼロにはならなかったのだ。

敵は不服従の人々を免職にしようとしてきた。
権力に牛耳られ、反動化している司法もさすがにそれはできなかった。
不屈の裁判闘争の成果だ。
最近の東京の二つの一定の勝訴判決は、私たちの闘いの大きな成果となった。

今日、私たちは全国各地の闘いの報告を聞き、共有化した。
ここから、私たちは各自の持ち場に帰って行く。
私たちは権力に負けない。膝を屈しない。
「日の丸・君が代」強制反対の闘いを担い続ける。

戦後、日教組は「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンの下、結成された。
今、憲法違反の「戦争法案」が国会で審議されている。
多くの人々が、国会周辺で、全国各地で「戦争法案廃案」の声を上げている。
私たちも叫ぶ！「若者を再び戦場に送るな！」と。

この夏、私たちは闘い続ける。
国会周辺で、全国各地で、私たちの職場で……
憲法違反の「戦争法案」阻止のために。
「若者を再び戦場に送るな！」

2015年8月2日
第5回「日の丸・君が代」問題等全国・学習交流集会
参加者一同

文科省交渉の記録（編集版）

2015年8月3日（月）10：00～11：30

衆議院第2議員会館 第1会議室

紹介議員 吉川 ^{はじめ}元（社民党衆議院議員）

大臣官房	国際課	調査係専門職	鈴木育乃
高等教育局	国立大学法人支援課	専門官	谷村隆昌
高等教育局	国立大学法人支援課	主任	小林彩希
初等中等教育局	教育課程課	企画調査係長	鈴木智哉
初等中等教育局	教育課程課	教育課程第一係長	栗林芳樹
初等中等教育局	教育課程課	教育課程総括係長	川口貴大
初等中等教育局	参事官付	学力調査室	荒井俊晴
初等中等教育局	教科書課	企画係長	新見志保
初等中等教育局	初等中等教育企画課	専門職	竹中千尋
初等中等教育局	初等中等教育企画課	専門職	堀家健一
初等中等教育局	初等中等教育企画課	専門職	今村隆之
初等中等教育局	児童生徒誤指導調査係	主任	福井孝夫
生涯学習政策局	参事官付	外国調査官	篠原康正

司会 実行委員会 永井栄俊
実行委員会 清川久基

・「日の丸・君が代」に関する質問

1. 学習指導要領に関連して

(1) 1999年『国旗国歌法』制定直後から毎年全国教育委員会宛に出されていた「学校における国旗及び国歌に関する指導について」という初等中等教育局長通知を、平成15年12月18日以降通知を出していないのは何故か。

【回答】鈴木智哉（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

ご指摘の通知は、公立の小中高校の入学式・卒業式における国旗掲揚国歌斉唱の実施状況調査の調査結果の公表と

併せて例年発出してきた。平成15年度の通知、即ち平成14年度の卒業式と15年度の春の入学式の実施状況調査を踏まえ、その調査に於いてほぼすべての学校に於いて国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されたことを受け、平成16年の春以降は、通知を発出していない。

(2) 教員の「専門性」と「職務権限」に関して、下記の資料（省略）を踏まえ、『学習指導要領』はあくまで大綱的基準であって、教育内容についての第1次的裁量権は教員に認められている、と理解して間違いないか。



【回答】堀家健一（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職）

わが国では、教育の機会均等と全国的な一定の水準の維持のために、学習指導要領を定めている。学習指導要領は、学校教育法及び同法施行規則の規定の委任に基づき、文科大臣が定める教育課程の基準で、法規としての性質を有するものである。その上で各学校に於いては、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、教育を行う必要がある。各学校における教育課程を編成する責任者は、当該学校の校長であり、教員は校長の方針の下で、教育基本法等の関係法令に則った教育を行う必要がある。

2. 諸外国の例などについて

(3) 国旗掲揚国歌斉唱を一般国民の義務として法制化している国は、中国と韓国以外にあるか。また、学校教育の中で、『学習指導要領』『国旗国歌条項』のように、卒・入学式を国際儀礼習得の場としている国が日本以外にあるか。

【回答】川口貴大（初等中等教育局教育課程課教育課程総括係長）

諸外国の国旗国歌に関する取り扱いについて、そもそも卒業式や入学式が行われていないなど諸外国において実施状況様々なので、学校において国旗掲揚国歌斉唱が義務付けられているかどうかを、網羅的また詳細には承知はしていない。加えて、我が国と違う教育の状況があるので、単純に比較するのは適当ではないものの、例えばフランスにおいては、入学式卒業式は一般的には行われていないが、『教育法典』という法典により、法律の格好になっているところで、国旗を掲揚することが規定されており、また卒業式入学式は行われていないが、記念行事が行われる際には国歌を演奏・斉唱することが一般的であるとされている。また、フランスの学習指導要領においても、国旗国歌をホームルーム教育として指導することとされているという例がある〈追加回答〉。またアメリカ合衆国においては、連邦法により、学校を含む公的機関において、国旗を掲揚することが定められている。通常入学式は行われていないが、卒業式を行うところはあり、卒業式においては国旗掲揚国歌斉唱を行うのが一般的であるというふうに承知している。

Q(東京H) ひとつお答えが漏れていた。日本のように、「卒業式・入学式を国際儀礼習得の場」として、「尊敬され信頼される日本人であるために」極めて大事なことと位置づけしているような外国あるかどうか答えられたい。

A(川口) 国際儀礼という言葉が想定する範囲はなかなか定義が難しい。わが国の学習指導要領や解説のように国旗国歌について相互に尊重することは国際的に重要なものであることを理解させるといった形で、諸外国において同様なものの定めがあるかについては、そもそも学習指導要領というものがある国ない国もしくはあってもそういったパターンを取っているという国もあるし、卒業式入学式というもおかれていない国もあるので、網羅的には弊庁では承知していない。

Q(大阪O) 先ほどの諸外国の調査について、法制化されていないので、比較できないと言われたが、そこが問題ではないか。諸外国で、学習指導要領のようなものがない国はどんなふうにしてるのか、そして学習指導要領というようなものがある国ではその中に、国旗国歌について何か定めているのかどうか、その調査・比較が出来るのではないか。フランスの場合の例を言われたが、ではフランスでは国歌が流される時に、起立しない公務員が処分されるのかどうか、そのような法律があるのかどうか、そこを調べてほしい。それから、国歌の時は起ちましようとか、国旗掲揚の時は、顔を上げて国旗を仰ぎましようとか、そういうのが職務命令として、学校の教員に出されているのか、諸外国でそんな国が他にあるのか知りたい。

私の知っているイギリスのジャーナリストとかはビックリする。或いはヨーロッパのジャーナリストや教育関係者も驚く。文科省の方が言う日本の社会通念の中で生きているんだけど、その社会通念もおかしいと思うし、なら世界の通念はどうかとか、その調査も必要で、職務命令を出すことが妥当なのかどうか、そういうところの諸外国との比較をして、コメントを控えるというのではなく、文科省としての意見を言って欲しい。

A(篠原) まず前提で、諸外国の調査というのはかなり限られた資源の中でやっていることは、承知していただきたい。これまで文科省の政策形成の中に必要な資源の中で対象となっている国は、今は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国、については、言語について比較的明るい者がいて、やっている。なので、後者のご質問にあったような世界全体で、という観点は、出来ない。ただし、先ほどいただいた、フランスではじゃ実際にそういう処分とか行われているとい

う事例はあるか、ということについては、比較的フランスは、文書をしっかり残しているので、ここはこちらで時間をいただければ、その事例については、あるかないか、調べることが出来ると思う<追加回答>。

Q(大阪O) 学習指導要領のようなものがあるのかどうかと、そこに国旗国歌について指導方法みたいなことを規定している国はあるかどうか、とかそういうことはどうか。

A(篠原) 文科省が調べられる国の範囲については調べているが、今までそういう観点で見たことがなかったので、学習指導要領ちゃんと規定されている国<追加回答>については、確認することができるかと思う。

Q(東京N) 国旗国歌がどの国と言うのは、国際人として、どの国という文科省の名目の下で、下に降ろされてきた。それが実際には、諸外国のことをよく調べてなかった。間違った情報を元にそういうことを国民に降ろして、そして強制的に実施してきた、こういうことになる、そこについてはどうなのか。どこの国でもやっているから、国際儀礼で、他の国の国旗を尊重するためになんかやるんだとか、そういう話だったのではないか。

A(堀家) 繰り返しになるが、わが国では、教育の均等と全国的な一定の水準の維持のため学習指導要領があり、学習指導要領というものは、あくまで法規としての性質を有すると最高裁でも
(さっきと同じ)(そんなこと聞いてない、答になってない)(外国の事調べていなくて)

当然学習指導要領に基づいて、各学校において指導する責務があり、よろしいでしょうか、権限のある上司から職務命令が発せられた場合には地方公務員はあくまでこの職務命令に、従う義務がある。

(全然話にならない) (そういうこと聞いているのではない) (答えなくていい)

Q(東京K) 噛み合っていない。国際儀礼をうたい文句に、指導要領を楯に、現場に強制してるが、その文科省は国際儀礼について、ほとんどまともな調査をしていない、知識もない、ということは今聞いた。何年も前から、同じような質問をして、調べているとあって、今年もまた同じ答。真面目に調べる気があるのか。

Q(東京N) 時間がないので、あと2人質問する方がいる。

Q(福岡K) 福岡から来たKです。乱暴だけどまとめると、先ほど、卒業式や入学式があるのは日本、そこに「日の丸・君が代」、国旗・国歌というのがあるのがほぼ日本だけということだけど、なぜ、日本の教育がそうなったのか、いつ頃そうなったのか、そのねらい、目的は何だったのか、その背景、時代状況は、どうだったのか、文科省としてはどのように捉えられているのか。先ほど、「日の丸・君が代」が広く認められているというふうに、言われたが、なぜそうなのか、そのへんを答えてほしい。

A(鈴木智) 学習指導要領におきまして、現行のように国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱する
(いやいやそういうこと聞いてない、百年前のことを聞いているの)

慣習化している実態においては

(いや違う、そうじゃない。何で日本の卒業式・入学式で、「日の丸・君が代」が取り入れられるようになったのか、ということ聞いています<追加回答>。歴史、歴史。)

つまり、現行の学習指導要領の改訂において、

(違う、そんなこと言ってない。待って、待って。ちょっといい?今の教育行政は今始まっているのではない。百年前から始まっているんだよ。だからそこをちゃんとはっきりさせて。)

もちろん歴史を受けた上で、現行の学習指導要領の解説もしくは学習指導要領において今まさに、

(いや違うって、答えられないなら、他の人が答えてよ、) (要するのに、知らないの)

少なくとも、現行の指導要領の改訂においては、

(違う、答えなくて良い) (百も知ってるんだよ、そんなこと)

(諸外国と違う歴史があるんですよ、「日の丸・君が代」という歴史的背景には。)

諸外国はそもそも教育法制の仕組みが、

(そんなこと聞いていない、『教育百年史』出しているでしょう。そこ読みなさいよ。)

(あなたが、歴史を、今は答えられない、知らないと、ハッキリ言えば良いんですよ。)

昭和33年の学習指導要領から、もう今の

(いやそれは知ってます。それよりそもそも何故なのかとすることを、ご存知か、ということです。だからそれを答えなきゃいかんでしょ。また勉強しておいて。)

(進行！)

- (4) 国際人権諸条約の中にある respect の対象は、外務省のHP掲載の6条約(当時)中に、「人権及び基本的自由」「人間の多様性」など十数項目数えることが出来ると示していただいた(2013/8/26本岡寛子係長)。生徒が将来国際社会で尊敬され信頼される日本人として成長していくために、また1974年ユネスコ勧告における「国際教育」推進の観点からも、『学習指導要領』の中に発達段階に応じて「国際人権条約の学習」を取り入れるお考えはないか。

【回答】鈴木智哉(初等中等教育局教育課程課企画調査係長)

小学校・中学校・高等学校を通じて、発達段階に応じて、人権について、担当教科において学ばれている。特に中学校や高等学校においては、その理念についても、深く学ぶということで、教科書には、国際人権条約についても記述されている。さらに高等学校においては、学習指導要領において、国際法の意義について学ぶと規定されており、その中で、国際人権条約についても、規定されている。

3. 懲戒処分と司法判断に関連して

- (5) 2012年の最高裁判決以降に、起立斉唱に関わる事案で、「減給」以上の処分が発令されたケースは、何件あったか把握しているか。都道府県別の数字を教えてください。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

都道府県別の数字に関しては公表していないが、2012年度以降の国旗掲揚国歌斉唱に関わる職務命令違反で減給以上の処分が行われた総数は、平成23年度1件、平成24年度4件、平成25年度2件、となっている。

- (6) 2015年5月に2つの原告勝訴判決があった。東京地裁判決(2015/5/25)、東京高裁判決(2015/5/28)。いずれも、不起立等を理由に科された大きな不利益を、裁量権の逸脱濫用で違法とする内容だった。

東京都の処分量定のあり方については、既に2012年最高裁判決の下記の補足意見(省略)がある。このように裁量権の逸脱濫用を戒める判決が続いている中で、未だ最高裁補足意見で「特殊な例」と指摘された減給以上の処分を出している教育委員会に対して、必要な指導・助言を行う用意があるか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

ご案内と思うが、昭和52年神戸税関事件最高裁判決において、懲戒権者は諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することが出来る、と判示されている。平成24年1月16日の最高裁判決においても、上告人の一人に関しては、減給以上の処分が一律に裁量権の範囲を超えて違法とは判示されていない。なおご指摘の2件の今年度あった判決に関しては、現在係争中のことなので、文科省として、その動向を現在注視しており、現時点でのコメントは、差し控える。

- Q(東京H) 2012年1月16日の最高裁判決では、戒告処分は肯定されても、減給以上の重い処分については取り消されている。ところが最高裁判決以降も、未だに減給以上の処分が7件あるとの回答だった。同じ最高裁判決の補足意見に、「懲戒制度運用の許容範囲に入ると到底考えられない」、また「他の地方自治体や他の職務命令違反の場合には例を見ないものであり極めて特殊な例」とある。それなのに東京都の事例で判示された2012年以降も7件ある。それはどこなのか、確認したい。また、減給以上の処分量定を持っている教育委員会があるかどうか把握していたらお答えいただきたい。

- A(堀家) 平成24年1月16日の最高裁判決において、上告人の一方は懲戒処分が違法として取り消された一方で、一方の上告人に関しては、積極的に式典や研修の進行を妨害する行為にかかるものがあるため減給以上の処分を受けている。そうしたものを総合的に考慮した上で、停職処分は懲戒権者

としての裁量権の範囲を超えまたはこれを濫用したもとのとして違法であるとはいえないというふうに判示をされている。戒告・減給を超えて、停職の処分を選択することが許容されるのはあくまで学校の規律や秩序の保持等必要性和処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であることを要すると判示をされており、最高裁においても、先ほども申し上げた通り、停職3ヶ月の処分もこうした相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合には、認められると判示をされている。さらに、減給以上の処分を行っている自治体に関して、懲戒処分の状況というのはわれわれの方で、把握はさせていただいているが、各都道府県別の数値というものは公表させていただいていないので、これ以上は差し控えさせていただきたい。

Q(大阪0) 大阪の教員だ。まず、係争中だからコメントを控えると言うことを何回か言われたが、たとえ裁判中であっても、教育は毎日動いているし、学校で教育を止めているわけじゃないので、裁判中のものであっても、文部科学省はこう考えているというコメントなり意見を話し合っただけでいいから、お願いしたい。そういうことは今までもあった。例えば、22年前くらいに、医療的ケアは法律違反だけれども、生徒たちが元気に学校に来るには必要であって、実質的に大阪等では養護学校で、たん吸引など、教員がしている場面があった。裁判まで行かなかったけど、教育委員会が意見を述べ、また現場の教員も意見を述べるという中で、医療的ケアを教員が児童生徒にすることは必要であると言うことで、法律も変えられてきたという現実がある。なので、教育委員会が個別或いは各地方公共団体でやられていることに対して、やはりコメントして欲しい。

4. 国立大学への国旗掲揚国歌斉唱要請問題について

(7) 文科大臣が国立大学に、卒業式・入学式における国旗掲揚国歌斉唱を要請した「教育的意味」「研究的意味」は何か。私立大学に同じ要請をしなかったのは、大学の設置目的や研究・教育の内容に何か違いがあるからか。

【回答】 谷村隆昌(高等教育局国立大学法人支援課専門官)

6月16日の学長等会議において、文科大臣から、全国の大学学長等に関して、国旗掲揚国歌斉唱の要請をさせていただいた。これについては、国会で議論があったということや、国旗国歌が長年の間、国民の間に広く定着していること等を踏まえての、要請という意味合いである。私立大学については、国会での議論はなかったため、特段この場合は、国立大学の学長等に対してのみの要請とさせていただいた。

(8) 国立大学生には、起立斉唱義務があるか。その法的根拠は何か。同じく国立大学教員には、起立斉唱義務があるか。その法的根拠は何か。

【回答】 谷村隆昌(高等教育局国立大学法人支援課専門官)

あくまで学習指導要領等により、各大学の判断で、決めていただくことになるので、そういった意味では、国立大学生や国立大学教員について、国歌斉唱の義務があるとか、そういうものはない。

Q(東京K) ここに何人か「日の丸・君が代」担当の方がいるが、国立大学に要請するについて、何かあなた方は関わったのか。若い方達も含めて、大学についても要請しようよ、という話し合いをされたのか。

A(谷村) 私の認識している範囲では、職員の間で議論をしたことはない。国会の議論であったと言うことで、大臣とは話させていただいて、今回要請という形になった。

Q(東京K) 具体的にどういう話をしたのか。

(脅したのかって言う話だよ、予算とか。)

A(谷村) 要請に従ってやったとかやらなかったとかということで、大学の運営上に差を付けることはない。それとは独立して政策判断としてやっていく。大臣からも国会で答弁させていただいた通り。

Q(東京K) 例えば文科省の役人全員を集めて、事務次官や文部大臣が、税金で生計を立てている役人としては国旗国歌をちゃんと敬うのが望ましいと、訓示をしたとしたら、旗日に「日の丸」を掲げて、できる限り君が代を歌うような傾向になることは目に見えている。それを、自由裁量だから、勝手にしなさいよ、と言えるか。全学長を集めて訓示している。やるやらないは勝手だというのが、交付金の名の下に、人文系学部をどんどんつぶそうとしている時に、こんなのが単なる、お薦めの言葉には、到底ならない、事実上の脅迫である。そういうことについては、認識はあるのか。

A(谷村) そういった声があることは、私自身も重々承知しているので、そういったご意見があるということ、中で議論を引き続きさせていただきたいと思う。

5. 国際人権に関連して

(9) 昨年7月、国連自由権規約委員会において示された第6回日本審査『最終見解』の中で、文科省の所管に関わるパラグラフ No. を列挙されたい。その中のパラ27で貴省が実行されたことがあれば、示していただきたい。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

5, 9, 11, 14, 24, 25, 26, 28, 29, は文科省の所管と認識している。

後段に関しては、文科省では、国際人権規約をはじめとする日本における主要人権諸条約の締結状況及びその趣旨について教育関係者の集まる会議などで、機会をとらえて、周知を図っている。

(10) 上記『最終見解』の、パラグラフ22「『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制限」に関連して、以下の質問に、簡単に「はい」「いいえ」で、お答えいただきたい。

このパラグラフ22に関わる省庁の1つに、文科省も含まれると理解して間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

パラグラフ22は、自由権規約委員会が作成したものであり、その内容を鑑み、関係する省庁を直截に申し上げることは困難で、しかしいずれにせよ、自由権規約委員会から日本政府に対して出された最終見解については、法的拘束力を有しないものの、政府として内容を十分検討の上、引き続き適切に対処していきたい。

国連からの『リスト・オブ・イシュー』「問17」に対応する、日本の回答が『事前質問に対する政府回答』「パラ184～190」であることに間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

間違いない。

このうち前半の「パラ184～186」は、「公共の福祉」概念で「表現の自由」を制約した国内事例を念頭に置いた質問に対する回答であることを確認したいが、間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

パラ184～186は、自由権規約委員会による『事前質問票』問17の第1文に対して、回答したものである。

後半の「パラ187～190」は、最高裁判決文(2011年6月6日)の引用に見られるように東京都の起立斉唱命令事件における「思想・良心・宗教の自由」制約事例を念頭に置いた質問に対する回答であることに、間違いないか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

『事前質問』の中の、「教員及び学校職員が、学校行事の際国歌の起立斉唱を拒んだために、減給・停職・解雇を含む制裁の対象となってきたという報告に対してコメント願いたい」という質問を受けた回答と承知している。

このパラグラフ22は、東京都の所管にも関わっていると理解して間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

東京都の所管に関わっているかどうか、必ずしも明らかでないが、パラグラフ22は、自由権規約委員会が作成したものであり、お尋ねについて何ら言及はしていないことから、今回の所管等に関して政府としてお答えすることを差し控えさせていただくとともに、いずれにせよ政府として、内容を十分検討の上、適切に対処していきたい。

上記『リスト・オブ・イシュー』「問17」と『政府回答』「パラ184～190」とのやりとりに対する委員会の見解が、『最終見解』「パラグラフ22」「『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制限」に示されていると理解して間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

自由権規約委員会は、各国の政府報告の審査に際してNGOなどによる人権状況に対する意見を広く募集し参考にして承知している。政府として同委員会がいかなる情報に基づいて、お尋ねのパラグラフを作成するに至ったかについて、直接この場で申し上げることを、差し控えさせていただく。

このパラグラフ22を読んで、「公共の福祉」概念についての自由権規約委員会の懸念が、日本政府の説

明(『回答』パラ184～186)によって、解消されたと考えているか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

自由権規約委員会が、いかなる情報に基づき、お尋ねの勧告を作成するに至ったかについて正式に申し上げることは、差し控えさせていただきたい。いずれにせよ、政府として、同委員会に対し必要な情報を提供し、我が国における自由権規約の実施状況等について誠意を持って、説明している。

パラグラフ22中の「いかなる制約を課すことも差し控えるように」に言う「いかなる制約」には、『リスト・オブ・イシュー』「問17」の「減給、停職及び解雇を含む制裁」が含まれていると理解して間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

パラグラフ22については、自由権規約委員会が説明したものであり、ご質問については、何ら言及されていないところから、お答えすることは差し控えさせていただく。

『政府回答』が引用した「最高裁判決」(2011年6月6日)は、『最終見解』「パラグラフ22」に言う「規約18条・19条のそれぞれ第3項に規定された厳しい条件」を満たしていると理解しているか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

ご指摘の点は、自由権規約委員会が判断することで、文科省としてコメントする立場ではない。

この勧告を受けて、文科省は都教委に対して、具体的な指導・助言を何か行ったか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

特段の指導は行っていない。

Q(東京H) パラグラフ22に関わるご回答は、ほとんどが、「お答えすることを差し控えさせていただきます」ということだった。このパラグラフ22というのは、should よりも強い、urge 火急を要するという動詞が使われているのに、政府の統一見解は出来ていないのか。文科省が知らないなら、どこに聞けば答えてくれるのか。

A(鈴木育乃) なかなかお答えの難しいのが多くて申し訳ない。パラ22については、個別具体的に関係省庁を示すのが非常に難しい内容なので、担当としては、外務省の方から政府の見解を申し上げることが適切かと思うので、文科省からの回答は差し控えさせていただいている。

大阪府・市の教育政策に関わる質問

1. 「大阪府(大阪市)職員基本条例」の免職規定の違法性について

(1) 「職務命令違反3回で免職」という大阪府・市の条例及びそれを根拠とする「免職」を文科省としても承認する内容であると考えてよいか。それとも、検討の結果によっては「指導・助言」の余地があると考えておられるのか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

地方公共団体の条例に関しては、法令等に基づき、その権限と責任において、各地方公共団体が適切に定めるものと承知をしている。よって大阪市・府の条例等の内容に関して、文科省としてコメントする立場にはない。

一方で、繰り返しになるが、昭和52年の神戸税関事件最高裁判決においても、懲戒処分というものは、各地方公共団体の懲戒権者の裁量の範囲内というふうに判示されているので、懲戒処分についてはそういった総合的な判断のもとで、懲戒権者が裁量に基づき判断をしているものというように承知している。加えて、最高裁の国旗国歌に関して、減給以上の処分が一律に懲戒権を超えて違法とは判断していないと併せて申し上げておく。

Q(大阪I) 一昨年からの経緯があって大阪の質問は前文が長いが、前文は一切読んでもらえないのではないか。一つ目の第一項、2013年のこの会議の中で、初中局の山口さんが、懲戒処分の事例が不適切なものであれば、その実態について当然文科省としても把握させていただき、その内容についても、懲戒処分調査は毎年行っているの、その中で必要な検討等は、させていただいていると回答した。昨年この点に関わって、大阪の同一職務命令に3回違反した場合に懲戒免職であると規定がされているなどについて、文科省として調査の現段階はどうかという質問をした。とこ

ろが各地方でやっていることについてはお答えできない、という回答だった。神戸税関事件の最高裁判例があるので、各地方の問題だ、つまり文科省では調査をしているけれどもしているだけだと考えてよいのか、この点について質問しているのに答えがない。

A(堀家) こちらも過去の経緯を踏まえた上で、回答させていただいている。調査としては、各都道府県、指定都市、教育委員会の懲戒処分等の状況に関して、把握をさせていただいている。一方で、各教育委員会の各任命権者の行う処分に関しては、基本的には繰り返しになるが、過去、神戸税関事件の判例でも判示されている通り、それぞれの懲戒権者が、処分するかしないか、などその量定を含めて判断する権限を有しているところである。なのでわれわれの見解としては、いま以上申し上げた通りである。

(2) 5月28日東京高裁は、「不起立を繰り返す教職員への処分を機械的に重くすることは、自分の思想信条を捨てるか、教職員の身分を捨てるかの二者択一を迫っている」として、憲法が保障する思想良心の自由の実質的な侵害につながると判示した。本判決と大阪府・市の職員基本条例の処分規定との関係をどのように考えておられるか。

【回答】堀家健一（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職）

繰り返しになるが、地方公共団体の条例というものは、法令等に基づきその権限と責任において、各地方公共団体が定めるものなので、大阪府・市の条例の内容に関して、文科省としてコメントする立場にはない。また、ご指摘の判決に関しては、現在係争中と承知しているので、文部科学省からのコメントは差し控えさせていただく。

2. 事評価が「最低」評価の者の「再任用」を拒否する制度を強行した大阪府の施策について

大阪府教委は、当該年度の「人事評価」の総合評価結果が「最低ランク」の「C評価」の者は、再任用職員として新規任用および任用更新をしないという制度を本年度の再任用制度より強行した。

(3) 人事評価を再任用の条件とすることについて、2013年の回答で、貴省自身が「法律上の位置づけ」を問題にされた内容とその検討の現段階について回答をお願いしたい。2013年3月26日「国家公務員の雇用と年金の接続」閣議決定及び同3月29日「地方公務員の雇用と年金の接続について」総務副大臣通知によれば、地方公務員は分限免職事由に該当する場合以外は、希望すれば原則として採用されるようになっており、大阪府が「人事評価」を理由に再任用しないことは許されないのではないか。

【回答】堀家健一（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職）

人事評価を再任用の条件にすることに関して、ご案内のとおり、平成25年3月、総務大臣通知によって、地方公務員の雇用と年金を、確実に接続するために、必要な措置を講ずるよう各地方公共団体に要請をされている。これを受けて、平成25年の4月に文部科学省の方は事務連絡として、総務省通知を踏まえて適切に対応するように、各教育委員会に対して促しているという現状である。そのため大阪府教育委員会が職員を再任用するか否かに関しては、任命権者として、大阪府教育委員会が権限を以て判断をしていただくことである。

一方平成26年5月に成立した、改正地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用するというふうに定められている＜追加回答＞。任用の方法、根本基準として、職員の任用はその法律に定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうに規定されているところであり、これらを踏まえまして、任命権者である大阪府教育委員会において、適切に判断をすべきものと、承知をしている＜追加回答＞。

Q(大阪I) 最低ランクの教員については採用しないと、ということについても、一昨年質問の中では、Cランクとされると自動的に不採用になるが、それに異議を申し立てる機関というのが一切設定されていない、無権利の状態になっている。これは法律的に問題ありということ、文科省の側から回答されたが、これについても今日の回答では、地方の問題と言うことで、口は挟まないとされている。一昨年の回答内容と、去年今年の回答内容では全然違うから、ここについて、誠意を持って回答していただきたい。

A(堀家) 人事評価に関しては今回法改正がなされて、人事評価を人事管理の基礎とすると位置づけられたので、これを踏まえて各教育委員会において適切に運用していただきたい、というのがわれわれの見解である。

3. 大阪府による中学校における文科省「全国学力・学習状況調査」結果の内申点への反映問題について

本年、4月10日、大阪府教育委員会は、文科省が実施している「全国学力・学習状況調査」(以下、「全国学テ」)の学校別成績を来年の高校入試の内申点に反映させることを決定した。

- (4) 下村文科大臣は7月10日の会見で「全国学テ」の結果を高校入試に利用することを認めないと発表したが、松井大阪府知事は大阪府として利用方針を変更するつもりはない、と表明した。貴省の見解を明らかにして頂きたい。

【回答】荒井俊晴 (初等中等教育局参事官付学力調査室)

全国学力学習状況調査のそもそもの目的としては、国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の改善充実に活かすこと、教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に活かすこと、学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して、指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげることを目的に実施している。こういった趣旨、目的に照らし合わせて、今回の大阪府教育委員会における学力調査の活用については、趣旨を逸脱するおそれがある、という懸念を伝えてきたところである。

7月7日に開催した「全国的な学力調査に関する専門家会議」においても、大阪府教育委員会における結果の取り扱いについては学力調査の結果を入試に使用すべきではないとの意見が多数であった一方、使用を容認するような意見はなかった。弊省としても、全国的な調査としての統一性が損なわれ、調査の信頼性を損ねることとなり、調査自体への影響が全国に及びかねないということもあるので、専門家の意見の方向で、検討しているところである。ただし、本年度の活用については、学校現場での混乱で防ぐという観点で、協議に応ずることとしているが、今年度のお話なのでできるだけすみやかに判断していきたいと考えている <追加回答 >。

- (5) 大阪市教委は、「学校選択のための保護者への情報」として、小規模校を除くすべての小中学校の「全国学テ」の平均正答率を含む結果を公表するよう校長に命じ、公表しない校長を懲戒処分の対象とした。「全国学テ」の結果を「学校選択」に活用することは、調査の趣旨から逸脱している。貴省の見解と今後の方針を明らかにされたい。

【回答】荒井俊晴 (初等中等教育局参事官付学力調査室)

大阪市における結果公表の関係の件は、平成25年度の実施要項では、各学校の調査結果の公表は各学校の判断に委ねることとしており、学校管理規則によって各学校に公表を義務付けるということは実施要項の趣旨から逸脱をしている。一方で、全国学力学習状況調査は、保護者や地域住民の関心の高い学校教育の改善のために実施しており、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことは重要で、ただし序列化や過度な競争による弊害が生じないようにするなど、教育上の効果や影響を十分に配慮することも重要である。

そういう観点を踏まえて、平成26年度の実施要項においては、調査結果の公表の取り扱いについて、市町村区教育委員会においては、各々の判断で実施要項に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能としている。ただし、繰り返したが、調査結果については、教育委員会や学校が、保護者や地域住民の理解と協力のもとに教育施策や指導方法の改善に取り組むため積極的に情報提供することは重要であるが、学校の序列化や過度な競争による弊害が生じないように配慮することは必要である。

4. いかなる場合にも、「起立・斉唱」を優先させる「職務命令」や「指示」について

- (6) 大阪府の「職員基本条例第28条」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条2」、大阪府教委教育振興室長通知などの観点から、職員が、式典等における「起立及び国歌の斉唱」の職務命令を受けた場合にも、例えば、介助を必要とする児童・生徒に式場内で着席して付き添う必要が生じた場合、式当日の介助の態様は当該の教職員の判断が優先されるべきではないか。

【回答】堀家健一 (初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

国旗掲揚国歌斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従い、教育委員会や各学校長が適切に判断するものというふうに承知をしている。国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然その職務命令に従う義務がある。その上で、各教育委員会では

特別支援学校における壇上での卒業証書の授与や式中の介助に関しては、児童生徒一人ひとりの障害の状態や施設設備の状況に応じて、個別に配慮をする必要がある旨指導している教育委員会もあるというふうには聞いている。

なお、ご指摘の大阪府教育委員会における事例に関しては、繰り返しになるが、昭和52年の神戸税関事件において、懲戒権というのは、あくまでその裁量の範囲内で各懲戒権者に認められていると判示をされている。そうした総合的な判断のもとで、懲戒権者の裁量に基づいて判断されたものであるというふうには承知をしている。

Q(大阪O) 大阪府立支援学校に勤めている。先ほど言った通り、医療的ケアのことについて、本当に必要であるからというから、認められてきた実績がある。で今回、介助のために、卒業式というものに、積極的に、自立的に、生徒が参加するために、回りで起つよりは、起てない生徒のそばに座ったままの人間が何人かいる方が良く、そういう判断も出来るわけで、それを大阪府教委とも話し合ってきたけど、処分が出されてしまった。そういう暴走が許される組織になってしまっている。その辺の調査をして欲しい、ということと、ここに今日来られている中に、特別支援教育の担当の方がおられるかどうか分からないが、見解をお聞きしたい。

一般論で言えば、特別支援学校で、肢体不自由で立てない生徒が、半分ぐらいいる中で、起立斉唱の国歌斉唱というプログラムが必要かどうか。実際にそれによって、発作というのは、回りが立って、自分は立てない状況になると、取り残されたような気持ちになる、そんな中で、教員が判断して、座っていることに対して、さっき言われた職務命令が出されているんだから、職務命令に違反したら処分されて当然だ、そんなふうに一刀両断みたいにしていいのかどうか。

A(堀家) 特別支援学校における国旗国歌の実施に関しては、ご指摘の通り、特別に配慮する必要がありますと、考えている<追加回答>。一方で、あくまで国旗国歌の掲揚斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従って、各教育委員会であったり、各学校長が適切に判断するものである。なので、その適切な判断の中に、実際に特別支援学校の現場においてどのような事態が生じるのか、というものを踏まえた上で、各学校、各教育委員会の方で判断していただきたい。その上で、きちんと国旗を掲揚し国歌を斉唱するように、と職務命令が発せられた場合には、当然それには、従う義務があると考えている。

(一律が適切じゃないんだよ)

Q(大阪O) 社会通念って、どういうものか。特別支援学校において国旗国歌をやっていくという根拠、文科省としての論を教えてください。

A(堀家) 国旗掲揚国歌斉唱の実施に関しては、先程来申し上げているが、学習指導要領の中に定めがあり、それに基づいて、各学校においては、教育課程を編成して、実施していく必要がある。

Q(大阪O) 社会通念はどうか。

A(堀家) 社会通念というのは、一般的なものが社会通念であるので、個別具体的に申し上げることは難しい。

Q(東京N) 特別支援学校については、特別な配慮が必要だと今答えた。それはどういうことか、文書でもあるのか。

A(堀家) なので国旗掲揚国歌斉唱の実施方法は、社会通念に従って各教育委員会や各学校長が判断・・・

Q(東京N) そうじゃなくて、特別支援学校については、特別な配慮が必要だと言ったじゃないか

A(堀家) 社会通念に従って、判断が出来る範囲内・・・

(それじゃ配慮がないじゃないか、全然)

Q(東京N) じゃ特別支援学校でどんな社会通念上のどんな事態が起きているか分かっているの、

A(堀家) 個別具体には申し上げられない。

(話にならない) 騒然

Q(東京N) 全く状況を把握せずに、言葉だけで言っているということがよく分かった。

(もうちょっと勉強せいよ、答にならないじゃないか、不勉強すぎるぞ)

5. 「教科書採択」にかかわる公正性の確保について

大阪市教育委員会の中に、「採択の公正性」を損なう教育委員がいることが判明している。高尾元久教育委員は、中学校教科書を発行する育鵬社と同じフジサンケイグループの一員であり、育鵬社教科

書の共同事業者である日本教育再生機構の機関誌「教育再生」に少なくとも4回、投稿・インタビュー記事を掲載している。

(7) 「採択の公正性」の確保のために、大阪市の事態に対する貴省の対応方針を明らかにしていただきたい。

【回答】新見志保（初等中等教育局教科書課企画係長）

教科書採択は、その地域の児童生徒にとって最も適した教科書を採択するという観点から、採択権者である教育委員会等の権限と責任により、教員や保護者をはじめとする調査員による綿密な調査研究を行った上で、適切に行われる必要がある。については、大阪市教育委員会のHPによると、平成26年11月現在、高尾元久氏は無職と承知している。については、教育再生機構の機関誌「教育再生」に記事を掲載したことについて、文科省として承知していない。そのようなことを踏まえて、どのようなものを教育委員にあてるかについては、当該自治体の長が議会の同意を得て任命をするものであり、大阪市内で適切にご判断いただいていると思うので、文科省としては、コメントを差し控えさせていただきたい。

教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

1. 教科書の採択について

(1) 諸外国で、教科書の採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ認められている例が、日本以外にあれば教えていただきたい。その上で、現行の教科書採択制度の運用実態において教育の当事者である現場の教員が「教材の選択と採用、教科書の選択」においてしかるべき役割を与えられていると考えるか。

【回答】新見志保（初等中等教育局教科書課企画係長）

諸外国において、採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ定められている例は、中国においては、初等中等教育段階すべてにおいて、省や県等の教育行政機関が教科書の採択を行っているものと承知している。

その上で、現場の教員がしかるべき役割を与えられていると考えるか、という点について、教科書採択の調査研究にあたっては、幅広い意見を反映させるために、通常、教員や保護者をはじめとした調査員が選任されており、その観点からは、一定の専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行っている教員の果たす役割は決して小さくはないと認識している。ただし、この調査研究の結果に、採択権者の判断や意見が拘束されるということは適切ではなく、あくまで調査研究の結果を踏まえつつ、採択権者が責任をもって採択すべきものである。

Q(東京A) 教育行政が採択権限を持っている国が日本以外に中国の2つの国で間違いはないか < 追加回答 >。

A(新見) 採択権限の諸外国の例について、文科省として、すべての国の調査をしたわけではない。各国の事情によって教科書のそもそもあり方、教科書の制度というのは様々にあると認識している。先ほど、中国においては、省や県によって教科書の採択を行っているというふうに申し上げた。

(中国と日本だけ、でいいんですね。認めたということね。)

はい。調べた中では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国と調べて、その中では中国だった。教科書の性質とかそのものも全く違うので、一概に比べることは出来ないと考えている。

(他国にもないことは調べればすぐ分かる) (社会主義の国とほとんど同等だ)

Q(東京A) 採択権者の採択権限は、拘束されないいわば自由裁量という回答だったと思う。法的根拠をもう一回示していただきたい。地教行法を読むと、教科書に関する採択事務で、採択権限が教育委員会にあるなんてどこにも書いていない。さらに、教育委員は、教育に関して素人で専門領域は持っていない。だから専門領域のない教育委員が、採択を決めるというのはどう考えたっておかしい。どこが選ぶかは書いてないが、当然のことながら、教育に関する専門家に関する意見が第一に尊重されるのが当然だと思う。

A(新見) 採択権限について、教育委員会は事務のみを行うのではないかというご指摘だが、教科書の法律では、その中に市町村教育委員会の方が採択する教科書が決まったらその需要数を都道府県教育委員会に報告するとか、市町村の教育委員会が教科書採択についての資料や基準等を公開する

という規定があり、これらの規定から、文科省としては権限というのは、教育委員会にある。ちなみに、専門的な知識を有している先生方のご意見をももちろんお伺いすると考えており、現状各市町村の調査員に、先生方を約98.6%の先生を配置しているので、専門の先生で児童生徒の身近に接している方の意見をお伺いして、最終的な採択については、教育委員会が定めるというふうに考えいる〈追加回答〉。以上です。

(全く違う、180°ひっくり返っているよ)

- (2) 去る4月7日、文部科学省は『平成28年度使用教科書の採択について』を全国の都道府県教育委員会に通知したが、学校現場の教員などを含む調査員の専門性に基づく見解を無視することにつながらないか。教科書に関して専門の見解を持っているわけではない教育委員個人の独断と好みあるいは何らかの利害により教科書の採択が左右されてしまうおそれはないのか。文部科学省は、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているのかどうか、明確にお答えいただきたい。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

文部科学省が、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているか、について、教科書採択権限の行使に当たっては、綿密な調査研究を踏まえることが望ましく、また調査研究をどうやるかどうか実施するかについては、採択権限を有する採択権者の判断によるものであることから、この判断によって調査研究の結果として何らかの評定を付したり、それを参考に教科書採択を行うことが、不適切というものではないと考えている。ただしいずれにせよ、教科書採択の調査研究の結果に採択権者の判断や意見を拘束されることは適切でない。文部科学省としては、教科書採択に当たって、留意すべき事項をまとめた通知を発出しており、教科書採択が適切に行われるように指導している。

- (3) 今回の中学校教科書の採択においては、発行元の育鵬社と執筆・編集及び発行と販売において密接な関係にある日本教育再生機構が、育鵬社教科書の見本本を独占的に販売するなど採択運動を進めている。これは事実上の発行者の共同事業者による採択勧誘運動であると考えられるかどうか。また、日本教育再生機構は機関誌『教育再生』などを通じて、育鵬社以外の歴史・公民教科書の批判、誹謗中傷を繰り返している。この行為は、文科省の『教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)』に反し、教科書協会の「教科書宣伝行動基準」にも反する行為と考えられる。公正確保の観点から問題ではないのか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

教科書採択は、繰り返しになるが、児童生徒の手に渡り授業等で使用される教科書を決定する重要な行為であり、広く国民の皆様に関心を持っていただくことは大変喜ばしいことである。ただ一方で、採択権者である教育委員会等が、教科書採択の権限を行使するに当たって、その判断が外部からの働きかけや宣伝広報活動等によって左右されるようなことはあってはならず、教科書採択は静謐な環境の下で公正に行われることが必要だと考えている。平成28年度から使用する教科書については、本年8月未までに採択することが伝えられており、採択権者である教育委員会等の判断と責任において、公正に採択されるよう強く期待したいと考えている。

- Q(愛知0) 日本教育再生機構は育鵬社の教科書の見本本を独占的に販売してきたが、名古屋市教育委員会は、今回初めて6月7日に意見聴取会という名前で公開のシンポジウムを開いて、そこに「新しい歴史教科書をつくる会」代表の藤岡信勝氏と日本教育再生機構の副理事長で育鵬社の執筆者でもある石井正浩氏が来た。私たちは、採択の期間にこういうことを行うのはまずいだらうと、教育委員会に申し入れをしたが、文科省はそのあたりのことをご存知か。そして、どういうふうに考えているのか。名古屋市教育委員会の採択は終わったが、今までにないケースだと思う。

- A(新見) 名古屋市の公開の討論会、シンポジウムの件は、その実態を文科省として把握していない。ただ、文科省としては通知を出しており、教科書発行者が、採択期間中に、採択を促すようなシンポジウムや討論会等を行うことについては、禁止といつかぜひ控えるようお願いしている。名古屋市の事例の情報は持っていないが、教育委員会がやる分には特段差し控えるようにとの指示はしていない。

(ぜひ調査をお願いします。また来年聞きます。)

- (4) 1997年の閣議決定では、義務教育の諸学校の教科書採択に関して「将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書の採択地区の小規模化を検討する」となっている。この方針に沿って採択地区の小規模化が現在までにどれだけ実現されているか。また、一部の自治体(横浜市や大阪市)では全市一区にするなど、採択地区の大規模化が顕著である。文科省としてはこれについてどう考えるか。

【回答】新見志保（初等中等教育局教科書課企画係長）

文部科学省としては、これまで各都道府県教育委員会等に対して、市町村教育委員会の意向を的確に踏まえ採択地区がより適切なものとなるように、区画見直しに努めるようように指導してきている。採択地区数については、1997年の閣議決定の際には、全国で478地区だったものが、現在平成27年当日現在では、全国582地区に増加していると承知しており、採択地区の小規模化というところが進んでいるというふうに考えている。

大阪市の事例についても、各都道府県教育委員会等が市町村教育委員会等の意向を踏まえて、その地方については適切にご判断いただいているものと承知している。

Q(東京A) 単に数が増えたと言うことで細分化されたと言ったが、実態は全く逆で、むしろ巨大な採択地区が生まれているというのが現実。名古屋に始まり、横浜から今度は大阪。横浜370万都市、大阪270万、そういった巨大地区が一つの教科書になるということを文科省の役人はどう考えているのか。これは事実上の国定教科書だ。本当に細分化されていると思っているのか。

A(新見) 採択地区の細分化について、先ほど申し上げた通り、採択地区については細分化が進んでおり、平成9年から比べると582地区になっている <追加回答 > . . .

（それは統計の読み方を間違っている。私は数学の教員だが、統計の試験で答案用紙に書いたら100%バツになる。）

（どんどん広域になっている。違うことを言っている）（地区の数と細分化とは別問題）

大阪市・横浜市のように、. . . 各市町村教育委員会の意向を踏まえて、各都道府県教育委員会が採択地区を見直しに努めるということなので、文部科学省としては、コメントする立場にない。

（そうじゃなくて、細分化しているという話は間違っただから、訂正して。）

2. 道徳の教科化について

(5) 現在の「道徳の時間」を「特別の教科道徳」とする意味はどこにあるのか。教科化によって「いじめ」などの問題が本当に解決されると考えているのか。また、「特別の」という意味は何か。また、「要」（かなめ）の意味は何か。

【回答】栗林芳樹（初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長）

「特別の教科道徳」の意味について、『中央教育審議会』とか、『道徳の充実に関する懇談会』などにおいて、道徳は、教科に比べて軽視されがちであるとか、登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになっているとか、相手の思いを汲むためには具体的にどう行動すればよいかという側面に関する問かけが十分でないとか、様々な課題が指摘されてきた。こういったものを解消するために、中央教育審議会の答申に基づき、この度道徳を「特別な教科」という位置づけにした。このことによって、これまで軽視されがちだった道徳の授業が教育課程にきちんと位置づけられ、計画的に実施されること、また検定教科書を用いることでより体系的かつ発達の段階を踏まえた指導が行われること、が期待される。

次に「特別の」とはどういう意味かとは、道徳の時間は、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましい、つまり新たに勉強する教科ではない、数値による評価にはなじまないなど、各教科にはない側面がある。つまり各教科と共通する側面がある一方で、各教科にはない側面がある、という両方の性格を持っていることから、「特別の」という言葉を用いて定義している。

また「要」の意味は、道徳教育は、学習指導要領上学校教育全体を通じて行うこととされている。その中で、道徳の時間の位置づけは、学校教育全体を通じて行う道徳教育としては、取り扱う機会が十分ではない内容項目に関する指導を補うこと、また児童生徒や学校の実態等を踏まえて、指導をより一層深めること、最後に内容項目相互の関連を捉え直したり、発展させたりすること、を行うことが求められる時間であるということから、学校教育の「要」、道徳教育が「要」と位置づけを示しているところである。

Q(東京K) 皆さんはお若いですが、文科省にとって道徳を教科化するということは、戦後教育の歴史においては、画期的であることはご存知だろう。戦前の道徳教育への反省が十分あったはずで、教科化

するに当たっては、当然準備時間が十分あり一朝一夕に決まったわけじゃないと思うが、何を考えて、長い時間かけて、教科化と言うことに踏み切ったのか、若い皆さん方は、一体どういう討論をされたのか。

A(栗林) まず、昭和33年に学習指導要領という形が出来てから、早60年くらいたったが、教科化というのはその歴史の幅で、かなり画期的、一つの大きな質的な転換だと思っている。その中で、じゃ中心科というか、戦前にどのような問題があったかということに関しては、「道徳の充実に関する懇談会」という懇談会を持って議論した中では、一定の価値観を押しつけていくというものがあつたとか、忠孝とかいろいろの徳目主義に走っている場面があつたとか、あとは現代には、なかなか合致しない項目、そういうものがあつたという反省があつた。それで今回の学習指導要領の改定に当たっては、そういった反省の上に立ち、一定の価値観を押しつけるのではなくて、考えながら価値観を与えていく中で、われわれはどういうふう生きていくのかというものを考えて議論していく、という道徳に変えていこうというのが、改定の趣旨である。

(違うよそれ、学習指導要領では、徳目主義の羅列になっている、それで評価される。)

今回キーワードというものを設けたが、その点に関しては、われわれもそうではないということ、今回の学習指導要領改定の趣旨というものを、しっかり説明していきたいと思っている。

(6) 前回の学習指導要領改定から、「要」(かなめ)としての「道徳の時間」を中心として「学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う」ことになっている。このことは何を意味するのか。教科の専門性の侵害とはならないか。

【回答】栗林芳樹 (初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長)

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があるというのはその通りで、それらを重視しつつ教育活動は行われていくが、それと同時に、そのすべてが、教育基本法1条に規定する「人格の完成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としているものである。従って、それぞれの教育活動においても、その特質を生かしながら、人格形成の根幹であると同時に民主的な国家・社会の持続的な発展を根底で支える道徳教育の役割であることになる。ということから、道徳教育の時間というものを、学校教育全体を通して道徳教育の要としている。

さらに、学習指導要領の総則の解説においては、各教科として配慮事項というものが書かれているが、その中でも、各教科と道徳教育の関わりについて明記している。また各教科の方の学習指導要領においても、指導計画の作成と内容の取り扱いというところで、道徳教育のあるべきについて明記している。

Q(東京A) 「要」としての道徳の意味というのは、あくまでも教基法第1条の目的に添った「人格の完成のため」と、これでいいのか。実際は、検定においては日本の文化とか、いろんな事が入っている。

A(栗林) 「要」の意味は、先ほどお答え申し上げた通り、学校全体の教育を通じて行う道徳教育を、補うとか、一層深めるとか、発見させたりする、という時間が道徳の時間であるところから、「要」という言葉を使っている。では、学校全体を通じてどうやって、道徳教育を、なぜ、行うのかということについて、すべての教育活動は教育基本法第1条の「人格の完成を」という条文、全文読み上げないが、そこから各教科においても道徳教育を行う、ということになっている。

Q(東京Y) 議論させる道徳と言うなら、「愛国心」についてもきちんと多様な意見があるわけだから、「愛国心」を持たせる、いらぬ、当然ノーの意見も含めての議論をするのか。教科書についても、ノー、イエス、あり、イエスだけじゃないで、よろしいか。それから、パブコメを募集しているが、私たちの意見もキチンと生かすか。

A(栗林) 「考え、議論する道徳」という題材に相応しいものと、相応しくないものといろいろあるかと思われる。すべての時間、すべての授業が「考え、議論する道徳」に関するかと言われると、なかなか難しいところがある。ただ中央教育審議会答申でも述べているように、一定の価値観を押しつけるということ自体は、道徳教育が目指す方向の対極にあると申し上げているので、そういう一定の「価値観を押しつけるのではなくて」というところはしっかりわれわれとしても、伝えていきたい。

(しかしそういう特定の価値観を押しつけていく中味になっているじゃないか)

と、ならないように、われわれはこれまで「読み物道徳」と言われていた一定の価値観を押しつけるような授業になっていたという反省に立って、今回の「考え、議論する道徳」で、学習指導要領を改定して、指導方法を変えていこう、ということを上申している。

(愛国心についても、イエスノー両論の議論があっているのか、その質問だ)

つまり、特定の価値観を押しつけるというわけではないが、「考え、議論する」上では、それになじむ教材となじまない教材と・・・その判断は、すみません、われわれがすると言うよりは、各学校なり、地方教育委員会で、ご判断いただきたいと思う。

(学校によって判断して良いんですね)

ただ済みません、そこについては教育基本法にも書かれているように、わが国の郷土を愛する態度、というのがあるので、教育の中でしっかりそこはやっていく必要があるということになる。

(7) 「特別の教科道徳」はどのような専門領域を持っているのか。他の教科と同じ意味での専門領域は考えられないなら、学校教育法34条の「教科用図書の使用」も他の教科とは別の解釈がなされるべきと考えられるが、どうか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

ご質問の「専門領域」の趣旨が必ずしも明らかではないが、道徳に関しては先月7月23日の『教科用図書検定調査審議会』において、特別な教科道徳の教科書検定についての提言をとりまとめている。これを踏まえて、文科省として検定基準を速やかに改正したいと考えている。他の教科と同様に道徳についても、教科書発行者において、今回の教科用図書検定調査審議会の報告も踏まえて、学習指導要領を趣旨を具現化した児童生徒にとって充実した教科書を作っていただくものと考えている。

Q(福岡D) 道徳の『私たちの道徳』という教科書案が文科省で作られて全国に配布されているが、教科用図書として使うのか、それとも副読本として使うのか。

A(栗林) 『私たちの道徳』は、現在副読本というタイトルで教科書ではない。各学校使う使わないは自由で、一律に強制的に配布しているわけではなくて、希望調査をした上で配布しており、全校ではなくて、強制ではない。希望した限りは使っていただきたい、というのがわれわれの立場である。

(配布されていない県とか地区とかあるのか)

これは希望調査を行った結果だが、公立学校は100%、(・・・聞き取れず)

(そういうのを押しつけている、と言うのだ)

「特別な教育道徳」を行う場合は、別に民間の教科書会社が教科書を作ることになるので、『私たちの道徳』の配布は、国会が決めることだが、おそらく小学校は30年、中学校は31年、までには終了する。

3. 教育委員会制度について

(8) 『地教法』が昨年に改定され、各自治体で「総合教育会議」が設置されている。その設置・運用の状況について文科省としてどれだけ把握しているか。運営上で、不都合な点は生じてないか。また、改定後も教育に対する「不当な支配」(教育基本法16条)が行われることのないように配慮されて運用されるべきであることに変わりはないか。

【回答】竹中千尋 (初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

総合教育会議について、文部科学省は先月28日に、「新教育委員会制度への移行に関する調査」というものを発表した。その中で、総合教育会議の開催状況についても公表しており、都道府県・指定都市は全国で67あるが、本年の6月1日現在に既に開催したところは46。未開催のところは21だが、6月中開催予定が15、7月中開催予定が3、開催予定未定が3、となっているので、ほぼ9割近くは7月までに開催してあるものと承知している。また、市町村1718が調査対象で、その内既に開催しているところが684。未開催1034、その内6月中開催予定282、7月中開催予定365、開催予定未定387、となっており、4分の3は、7月中に開催していると承知している。

運営の上で不都合な点に関しては、文部科学省としてそのようなことは承知していない。教育基本法16条「不当な支配」が行われることのないように配慮されて運用されるべき、という点については、その通りである。

4. 国立大学の人文系学部の組織見直しについて

(9) 国立大学の人文・教育系の学部の廃部勧告を含めた異例の通知を先日行った。戦時中の文部省ですら行わなかった前代未聞の暴挙である。国立大学に対するこのような通知はどのような法的根拠に基づいているのか。

【回答】小林彩希（高等教育局国立大学法人支援課主任）

6月8日に、『国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて』と題した通知を国立大学法人向けに発出したが、この通知は国立大学法人法第31条の4に基づいた通知である。なお、通知は、人文社会科学系学部の組織の見直しだけでなく、国立大学法人の組織及び業務全般にわたる内容となっており、各法人においては、平成28年度、来年度から始まる向こう6年間までの目標・計画の検討を行っていただくこととなっている。

5. 18歳選挙権と政治教育について

(10) 政府与党の一部には、18歳以上選挙権付与に際して、教員の政治活動に対する罰則規定を含んだ法改正を行おうとする動きがあるが、これは教育現場にますます物言わぬ空気を蔓延させるものであり断固反対する。

教育基本法14条に定める「政治教育」は従来通り尊重されるべきであると考えられるがどうか。

教育公務員特例法18条「教育公務員の政治的行為」の解釈とその運用は従来の通りと考えられるがどうか。

【回答】川口貴大（初等中等教育局教育課程課教育課程総括係長）

教育基本法第14条1項において、政治的教養は教育上尊重されなければならないと規定されている。これは、民主主義社会において、政治に関する様々な知識やそれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定するものである。選挙権年齢の引き下げがあっても、このことについては変わらないものと承知している。

教育公務員特例法18条の解釈とその運用は、従来の通り、何ら変更は生じさせるものではない。

Q(東京Y) 18歳選挙権で、まさか罰則規定の立法化はしないだろう。

A(川口) 教育公務員の政治的行為の制限に関して、教育公務員特例法が設けられた際に、国会における議論を経て刑事罰は科さないとされた。従って、罰則規定が設けられるとしたら、それは立法府の議論としてなされるものであって、現在文科省として何らかの動きを検討しているということはない。

6. 総合的学習における自衛隊施設訪問について

(11) 小中学生の自衛隊施設への「職場体験」が「総合学習」の時間を使って実施されている。防衛省発出の「『総合的な学習に時間』に対する協力」によれば、2013年度だけで全国で59,705人の小中学生が「職場体験」として自衛隊施設を訪れた。防衛省は、「文科省への協力」として「総合学習」への協力内容を公表している。

文科省は防衛省に「総合学習」への協力要請をどのような趣旨で行っているか。

「総合学習」への協力要請は、他にどのような団体に行っているか。

集団的自衛権行使の閣議決定が行われ、国会で法案が審議されている。仮にこの法案が成立した場合、自衛隊への入隊は一般的な職場と異なり生命に直結する仕事になるが、生命を落とす可能性について説明していない。自衛隊への「職場体験」はすぐにやめさせるべきだ。防衛省への協力要請をすぐに取り消せ。

【回答】栗林芳樹（初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長）

協力要請の趣旨は、一般的に、総合的な学習の時間は、その目標「横断的・総合的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する姿勢や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」に資するような取り組みを、各学校においてしっかり行っていただきたいという趣旨である。特定の省庁に対して、また特定の内容に対して、われわれから協力の要請を行っているわけではない。

一番の最後にお答えさせていただいたように、当方から、特定の団体または特定の内容に対して、

協力要請を行っているということはない。

「防衛省への協力要請を取り消せ」について、これもさきほどと同じ回答になるが、防衛省に対して、特定の分野に対して、特定の内容に対して、当方から協力要請を行っているものではないので、取り消すというような性質のものではないと判断している。

Q(東京N) 特定の団体に文書を出した覚えがないと言っているが、防衛省に文科省への協力の内容という文書が出ている。この本にもちゃんと書いてある。HPにも出ている。文科省から協力要請を受けたとなっている。それに基づいて、5万数千人の子どもたちが自衛隊の施設に行っている。絶対に文書で出してるはずだ。

A(栗林) 今一度済みません、戻って調べたい <追加回答 >。

(これを進めるに当たって協力できることを、全省庁に聞いたわけでしょ。)

先ほどの回答が不十分だったかも知れない。私が申し上げたのは、特定の省庁に対して、つまり文科省から防衛省に対して、この内容で総合的な学習の時間に協力して下さいという願いをしたというわけではないということ。

(特定ではなくても、防衛省が入っていたと言うことは事実ですね)

先ほどもそう申し上げたつもりですけど、

(いや全然違う、日本語としておかしい)

【回答】福井孝夫 (初等中等教育局児童生徒誤指導調査係主任)

職場体験という観点から説明させていただく。職場体験活動は、職場にに応じて、自己社会双方について、多様な気づきや発見を経験するということを目的としており、その内容は、学校が児童生徒の発達段階などに応じて適切に判断しているものと承知している。自衛隊は、法律に基づいた活動をしている公的な機関であることや、地域における職場の一つとして職場体験活動に協力するものあることから、自衛隊における活動がキャリア教育に質的にふさわしいかどうかで判断されるものであり、自衛隊という理由だけをもって職場体験を取りやめる必要はないと考えている。自衛隊の職務内容の説明について、生命を落とす危険性について言及があるかどうか承知していないが、児童生徒に対して職業理解を促すという観点から、自衛隊の任務や役割・また仕事の大変さややりがいなどについて、指示されているものと考えている。

Q(神奈川K) 自衛隊は、法律に基づいて活動している一つの職業とお答えになった。従って職場体験の場としても妥当性のある場である、と。それはちょっと違う。極めて特殊な職業だと思う。その主要な任務は、一つは日本防衛、それからあってはならないことだけど、もし今国会で論議されている安保法制が成立したら、他国軍を支援する、つまり軍事行動をする。私は軍隊だと思っている。そういうところの施設を見学する。職業体験として、職場体験として、何を学ぶのか、何を見てこいと言うのか。横浜の中山中学は、総合火力演習、実弾演習を見る。それがどういう職業体験になるとお考えか。しかもそれが、平和教育の一環としてやられる、平和主義を学ぶのに、実弾演習を学ぶ、それを育鵬社の教科書の観点に添って評価する。自衛隊について、よくやっているなあと思えばAがもらえる、そう言うことに繋がっている。だから話を元に戻すと、ここで議論するつもりはなくて質問したいのだが、自衛隊を職場体験として一体何を学ばせると、実弾演習から何を学び取れるとお考えか、それを前提とした上で、なお自衛隊を訪問することは職業体験の場として妥当とお考えか <追加回答 >。その2点。

A(福井) 職場体験活動に関しては、職業を一つの窓口として、生徒は多様な気づきだったり発見をすることが目的なので、職業についてしっかりと学ぶと言うことよりも、そうした社会について学ぶと言うことが重要だと考えている。またそうした活動についても、学校のキャリア教育の目的がどういうことになっているのか、ということと照らし合わせながら進められていくと思うので、その判断が重要となってくるのではないかと思う。必ずしも、自衛隊だから、それがいいとか、それがダメとかいうことではなくて、その学校のキャリア教育の目的がどうなっているか、それについて、学校がどういうふうに職場体験のあり方について判断されているかというそういう観点が重要だと思っている。

Q(神奈川K) 一般的に色々な団体から学ぶことは分かる。私が問題にしているのは、自衛隊から何を学ぶのかだ。

A(栗林) 実弾演習とか、正直、私知らないが、何を学ぶかというところは、各学校のご判断によると思うので、

(いけないと思ってるんだよね、あなたは)

Q(東京N) 防衛省にも協力要請を出すと言うことは命を失うかも知れないことが前提となる。この職場体験から、隊員の30何%が学校を通して入っている。そこではいいことだけしか教えてない。命を失うかもしれないことは全然言っていない。少なくとも他の省庁には出しても、防衛省だけは協力要請してはいけないところだ。

もうひとつ、今度立川で、9月1日に防災訓練をやる。小学校の2年生、中学生が、東京都から総合的な学習の時間の名目で動員されている。各学校じゃない。小学校の2年生には総合学習は入っていない。各学校でやっているんじゃない、こういう形で子どもたちを動員している。自衛隊がばーっと来て、見に行くわけだよ、小学校の2年生が。そういうことが、総合学習どうのという名目で行われている実態について、まず知っているかどうか、それとこういうことについてどう思うか。

A(栗林) まず総合的な学習の時間の目標は、全文読み上げるのは割愛するが、そこに問題の解決や探求活動に、主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることが出来るようにする、と書かれている。各学校の場でということで、ご批判があるのかも知れないが、基本的に学習指導要領に定められた目標とか内容に従って、じゃ自分の学校では、地域の実態、学校の実態に応じてどういう活動をしようかと言うことを考え実施していくというのが、今、制度上そうになっているということであり、一概に自衛隊に行ったから、いい悪いということは、なかなか目標の内容に照らしてみないと分からない。

(命を落とすかも知れない) (軍隊だよ) (単なる職業じゃない) (不安感が違う) (危機意識を持ってもらいたい、皆さんに) (求めているのは文科省でしょう)

Q(東京N) 今回立川でやるのは、学校単位じゃなくて、立川市の教育委員会と東京都が合同で、小学校に来いと言っている<追加回答>。4校、5校、小学校2年生。ムチャクチャだよ。総合学習の名目だよ。

Q(東京S) そもそも総合学習とか、教育課程に盛り込む時に、おそらく地域によっては、自衛隊しか行き場がない。職場訓練とか言ったりしても、絶対に行き先が見つからない地域がある。その時には自衛隊が役に立つよというのが、既に資料が出ている。分かっているやっていると。かなり自衛隊に対する期待を持って教育課程そのものが組まれていると思っている。

Q(愛知O) 私は名古屋で、小牧基地も、守山駐屯地もあり、その近辺、中学校では両方に行く、総合学習と言うことで。総合学習という名で、職場体験という名で、子どもたちは並べられて他にそんなにたくさんないから、行かざるを得ない。今言われたように。それは名古屋にいて、35年間やってきたが、総合学習が出来てから、中学校はずっと、特に最近それがまた増えてるから、そういう実態をしっかりとつかんだ方がいい。

Q(東京N) とにかく実態をきっちり調べて下さい。防衛省は、文科相からの協力要請だと言うことを、大々的に宣伝しているんだから。よろしくお願いします。これはもう各学校の判断云々という話じゃない。

【終わりに】

Q(東京G) 今日いくつかこちらから質問したことについて、申し訳ないけど、きちんとしたお答がいただけないこともあった。多分実際つかまれていることもあろうし、もっとちゃんと調べて回答して欲しいと言うことが沢山ある。だから、今ここで文書でまとめることは出来ないが、私たちの方でこれからもう一度文書で質問させていただくので、一定の時間が掛かるかと思うが、それについて誠実にお答えをいただけないか。

A(鈴木智) 総合的な立場ではないが、各担当の方で判断して対応する形でよろしいか。

A(東京N) 聞き置くじゃなくて、改めて回答をお願いします。申し訳ない、時間ちょっとオーバーしてしまって。色々課題が残りましたが、皆さんどうもありがとうございました。

以上の経過から、当日の質疑で噛み合わなかったことや持ち帰ってもらったことについて、実行委員会側で9月に「追加質問事項」を整理して提出し、文科省側から10月に文書で「追加回答」をいただいた。

「追加質問」が生じた箇所は、ここまでアンダーラインで示してきたが、以下「追加回答」をまとめて掲載する。スペースの関係で質問・回答とも概略に留めざるをえなかったが、全文はウェブ「ひのきみ全国ネットトップ」にアップしてあるので参照されたい。

add. 追加回答

フランスでいう学習指導要領の正式名称と、ホームルーム教育で国旗国歌を指導している箇所は？

【名称】 小学校及びコレージュにおける道徳及び公民教育に係る学習指導要領を定める2015年6月12日付省令

【該当箇所】 同省令の付属文書（annexe）

小学校第1, 2, 3学年の例。（第4, 5学年, コレージュ第1, 2, 3, 4学年にも類似の規定あり）

〔目標とされる知識、能力及び態度〕学校に存在する共和国の象徴を識別する。

〔学習の対象〕フランス共和国の価値を認識し、象徴を識別する：国旗、国歌、建築物、国祭日。

（以下略）

フランスでは、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるのか、また根拠法令はあるのか？

フランスで、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるかについては不明である。

また、根拠法令についても不明である。

公務員は法律により身分が規定されており、その中で、「職務遂行」や「上位からの指示に従う義務」等について定められている。

公務員のみを対象とする規定ではないが、国歌及び国旗に対する侮辱に関しては、刑法典の規定がある。

『学習指導要領』がある国で、その中に国旗国歌の指導方法が規定してある例があれば教えていただきたい？

フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、韓国、中国の6か国のほか、OECD諸国のうちフィンランド、カナダ及びオーストラリアについて調査を行った。

『学習指導要領』に類するものは、9ヶ国全部にある。

ただし、国の教育課程基準5（仏・英・フィ・韓・中）、州・連邦の教育課程基準4（独・米・加・豪）

国旗国歌の指導法の国の規定があるのは3（仏・韓・中）、無いのは2（英・フィ）。残りは、州や学校による。

学制百年の歴史の中で、いつ頃から卒・入学式で国旗国歌を使うようになったのか、そのねらい、目的は？

入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるも、のであり、このような意義を踏まえ、現行の学習指導要領においては、小・中・高等学校において、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としている。

この記載は、平成元年度の小・中・高等学校の学習指導要領改訂時よりなされているものであり、それ以前の学習指導要領においては、儀式などを行う場合には国旗を掲揚し国歌を斉唱させることとされていた。

回答の中で引用された『改正地方公務員法』の該当条文は？

地方公務員法（平成28年4月1日施行）第15条（職員の任用）、第23条（職員の人事評価）

「再任用しない者の要件」とは、『国家公務員の雇用と年金の接続について』（平成25年3月26日閣議決定）「記」第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職自由に該当する場合」と限定されており、任命権者に広い裁量権は認められていないのではないかと？

地方公務員の雇用と年金の接続については平成25年3月の総務省副大臣通知において、「各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請」とされている。文科省としても、平成25年4月の文科省事務連絡において、教育公務員の雇用と年金の接続について、総

務省通知を踏まえ、適切に対応するよう各教育委員会に促している。実際に職員を再任用するか否かについては、これらに基づき、大阪府教育委員会が任命権者として責任をもって判断していただくことである。

大阪府の全国学力調査結果の高校入試利用について、8月20日「今年度限りで認める」と報道された。一部では「府教委は再来年春以降も態度を変えず」とも報道されているが、文科省の見解はどうなっているのか？

大阪府教育委員会が、高等学校入学者選抜に関わる資料として全国学力調査の結果を用いることについて、文部科学省としては、専門家会議の見解も踏まえ、調査の趣旨に反するため認められないと判断している。ただし、平成28年度については、今年度の調査について、過去にあったような過剰な対策で学校教育がゆがめられるような事態や不正等はなく、適切に実施されたこと・各学校では既に府教委が決定したルールに基づく準備が進められていることなどを考慮して、学校現場における混乱を避けるために、例外としてやむを得ないと判断するが、平成29年度以降については、認められないという旨を明確に伝えており、このことを守っていただきたいと考えている。

特別支援学校の卒業式等は、いかなる状況が想定され、それに対してどのような配慮が必要とされるのか？

国旗掲揚・国歌斉唱の実施方法については、社会通念に従い、教育委員会や各学校長が適切に判断するものです。特別支援学校における卒業証書の授与や式中の介助についても、児童生徒一人一人の障害の状態や、施設、設備の状況に応じ、社会通念に従って、教育委員会や各学校長が適切に判断するものです。その上で、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然、その職務命令に従う義務があります。

教科書の採択を教育行政が行っている国は、日本と中国以外にもあるのか？

1. 諸外国における教科書制度については、各国の事情により様々であると認識しており、採択制度についても一概に比較することは困難である。現時点において、調査することは考えていない。
2. なお、先日回答差し上げた諸外国の教科書制度については、「第3期科学技術基本計画のフォローアップ『理数教育部分』に係る調査研究」(国立教育政策研究所(平成21年3月))によるものである。

調査員に現職の教員を多く配置していることと、教員の意向が多く採択に反映されることは同義ではない。教員の意見を採択の過程にもっと反映させるように制度改革や指導をすべきではないのか？

教科書採択は、採択権者である教育委員会等の権限と責任のもと、調査研究を行ったうえで実施するよう指導しているところであるが、実際の調査研究の主体・方法等については、教育委員会等の判断により決定されるべきものである。なお、調査研究に当たっては、必要な専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行う教員が調査員として選任されていることが多く、その果たす役割は決して小さくないものと認識している。

本当に細分化が進んでいるというのなら、採択地区の「数」のみではない、客観的な資料を示されたい。

平成26年4月に改正された教科書無償措置法により、市郡単位から市町村を単位とした採択地区の設定を可能としたところである。

文科省から、防衛省へ、「総合的な学習」への協力依頼の文書を出していることを認められたい。

平成14年より、ホームページ上に『総合的な学習の時間 応援団のページ』を開設し、全府省庁に対し、各学校の「総合的な学習の時間」の取組に対して、支援、協力をいただける内容があれば御連絡いただくとともに、その内容を当省のホームページ上で紹介させていただきたい旨の事務連絡を発出している。

実弾演習見学が「職場体験」としてふさわしいか。自衛隊体験からどのような「職業理解」を期待しているのか。

1. 職場体験活動は、その職業の現場において、見学のみでなく実際の体験的な学習を通して、自己と社会の双方について多様な気づきや発見を経験させることを目的とするものであり、その内容については、学校が児童生徒の発達段階等に応じて適切に御判断いただくものである。
2. 自衛隊の体験については、自衛隊は地域における多様な職業の一つであり、その現場における体験的な学習を通して、自衛隊の任務や役割、また仕事の大変さややりがい等の職業への理解を促すとともに、勤労観・職業観等が育まれるものと考えられる。

各学校の判断を超えて、教員委員会等が画一的に「総合的な学習」の内容を押しつけることは許されるのか？

各学校においては、教育基本法、学校教育法その他法令及び学習指導要領に示すところに従い、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性等を十分に考慮して、総合的な学習の時間を含めた教育課程を適切に編成することとされている。

この記録は、冊子用に編集したものである。省略なしの全記録は、『ひのきみ全国ネット』の「イベント報告」欄に、時系列・テーマ別にアップしてあるので、そちらをご覧ください。
http://hinokimi.web.fc2.com/html/event_rep.html

賛同団体一覧

2015.11.11 現在

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
「日の丸・君が代」強制反対・再雇用拒否撤回を求める第二次原告団
予防訴訟をひきつぐ会 「君が代」強制解雇裁判をひきつぐ会
東京・教育の自由裁判をすすめる会 アイム'89東京教育労働者組合
「君が代」不当処分撤回を求める会（東京教組） 東京都障害児学校労働組合
河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 多摩島嶼地区教職員組合
「日の丸・君が代」強制に反対し子どもと教育を守る会
板橋高校卒業式事件から「表現の自由」をめざす会 千葉学校労働者合同組合
「日の丸・君が代」の強制者を告訴・告発する会 都教委包囲・首都圏ネットワーク
千葉高教組「日の丸・君が代」対策委員会 千葉高教組市川支部「ひょうたん島研究会」
学校と地域を結ぶ板橋の会（高井由季子） 人権NGO 言論・表現の自由を守る会
グループZAZA（大阪） 再任用問題（野村支援）連絡会 大阪教育合同労働組合
「日の丸・君が代」の強制に反対し、学校に「思想・良心の自由」を実現する会（神奈川）
「君が代」処分反対・山田さんを支える高槻市民の会 ふえみん婦人民主クラブ
個人情報保護条例を活かす会 井前処分を撤回させる会
あくしゅ（わたげの会）味噌づくりと憲法学習会 支援学校の「君が代」不起立応援団
奥野さんを支える叫ぶ石の会（大阪） スタンダードヴァキューム石油自主労働組合
「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク
新潟「日の丸・君が代」被処分者を支える会（5口） 許すな「日の丸・君が代」強制
止めよう安倍政権の改憲・教育破壊全国ネットワーク（準）東京 順不同 35団体

個人賛同一覧

青木茂雄 秋山良一 新井史子 井黒豊 石川美紀子 石田典行 泉健二 伊吹由歌子
今井秀郎 今井守夫 岩木俊一 植竹洋二 大嶽昇一 大友深雪 大塚須美子

大和田章雄

賀谷恵美子 片岡万里子 片山むぎほ 加藤千音 金丸博 萱場基 北村小夜

河原井シゲル 河原井純子 木村幸雄 木村葉子 熊坂せい子 小島世 小松健彦

斉藤康一 斎藤義子 栄口吉洋 坂詰美代子 榊原千栄子 榊原正明 佐藤江都子

佐藤訓子 佐藤信夫 重野富男 陶山喜代子 園部昭平

辰口滋 田中順久 田村恵子 田村大喜 高槻玲子 土屋聡 土屋真一 外山喜久男

中沢浩二 中西敏勝 永井栄俊 永野恒雄 根津公子 野村尚

長谷川康夫 長谷川ユキ 花輪紅一郎 林聰 平本利彦 福田恵一 星亨 堀公博

増田都子 牧江寿子 松井雅子 松原信材 松本千賀子 水野彰 みつはしひさお

山本礼治 山本二郎 村田敏雄 村山健一郎 吉村りよみ 渡部秀清 渡辺和幸

公表不可：4名 4口

計 82名 108口

追加：黒田伊彦 岩野政樹 小川博司 菅家敬子 浅間基彦 石井泉 計 88名 114口

山田昭次 伊藤千恵 中地弘志 小川フミエ 本多克己 田中真弓 石川豊子

井口厚司

計 96名 123口

表紙写真：銀座デモ



発行日：2015年12月22日

編集・発行：第5回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会
〒160-0008 東京都新宿区三栄町6 小椋ビル401号

